| | | |

	作付反別			收穫高			價額	段當收量	
	糠米	糯米	計	糠米	糯米	計		糠米	糯米
大正十三年	六・二六三・七反		六・六九九・〇反	二一三・五四一石		二八・九一七石	四六〇三・九二三円	一・七九七合	一・六一三合
二宮	七六・四	三九五・三反	四・〇	一・四九五	八八	一・五八三	六〇〇二二	一・九五七	二・二〇〇
院庄	一四三・六		一二・四	五・八四六	二七三	六・一一八	二三四三八	二・四〇〇	二・九四
芳野	三一四・八		一一・六	六・七八四	二四二	七・〇二六	二四七・二二〇	二・一五五	二・〇八六
郷	一七四・九		一二・六	五・二二三	一八九	五・四一二	二八八・八一六	一・九〇〇	一・五〇〇
大野	三三・二		一七・六	六・三七九	三〇五	六・六八四	二五二・九三八	一・七三三	一・七〇〇
小田	一八二・八		五・〇	二・五八〇	六九	二・六四九	一〇三・〇八〇	一・四一一	一・三八〇
中谷	一二五・五		一四・一	二・〇三五	一〇一	二・二三六	八五・三五八	一・六二二	一・四一六
富	一九六・三		二一・一	二・二七五	二四八	二・六二三	九二・〇五三	一・二一〇	一・一七五
久田	一三〇・二		七・〇	二・四七四	一一三	二・五九七	一〇一・四〇三	一・九〇〇	一・七五〇
泉	一二七・五		一三・三	二・三二二	二〇五	二・五二七	一〇一・五九三	一・八二一	一・六六七
羽出	一四〇・一		一三・二	二・八〇二	二一一	三・〇一三	一〇六・〇八	二・〇〇〇	一・五九八
奥津	一一三・五		二一・〇	二・四四〇	二・二五九	二・八三九	一一四・三五八	二・一五〇	一・九〇〇
上齊原	一三一・四		二一・八	一四五・二	一九八	二・〇九一	八〇・五二一	一・五九九	一・五四七
津山	一一・〇		〇・六	一一・六	二二八	二五〇	一〇・六七〇	二・一四四	二・〇〇〇
西苫田	二七五・二		一〇・六	二八六・〇	四・五六八	一七四	二〇七・九七四	一・六六〇	一・六一二

一宮	二二七・八		七・五	一二五・三	一・四四〇		一〇三	一・二六	
田邑	二四一・三		一三・五	二五四・八	三・二四五		一四〇	一・三四五	
香々美南	二四七・九		一三・二	二六一・一	六・四七一		三一八	一・六八〇	
香々美北	一一六・一		一二・〇	一二八・一	一・九五〇		一九〇	二・一四〇	
津山東	一八八・八		一〇・八	一九九・六	三・一八〇		一五〇	三・三三〇	
高野	三九五・〇		二七・〇	四三・〇	七・九〇〇		四八六	八・三八六	
東苫田	二五七・三		九・七	二六七・〇	三・〇八六		二一〇	三・一九六	
東一宮	一八三・六		九・七	一九三・三	三・五六八		一四五	三・七一三	
神庭	二二七・八		一〇・二	二四八・〇	四・二一七		一六七	四・三九四	
高倉	三一六・七		一三・二	三二九・九	五・一三〇		一四五	五・一三五	
高田	三五一・三		二七・三	三七八・六	六・一四八		四三七	六・五八五	
加茂	二三八・三		一七・六	二五五・九	四・七一九		二九三	五・〇二一	
西加茂	二〇一・四		一一・八	二一三・二	三・七六二		二一〇	三・九八二	
東加茂	二三四・三		一〇・七	二四五・〇	三・六八八		一九二	三・八八〇	
上加茂	一一三・九		一〇・六	一四四・五	二・四八八		一七一	二・六五九	
阿波	一二五・八		一四・四	一四〇・二	一・八八七		一七三	二・〇六〇	

	作付反別 大麥	作付反別 裸麥	作付反別 小麥	作付反別 計	收穫高 大麥	收穫高 裸麥	收穫高 小麥	收穫高 計	價格
大正三年	六七七・八反	三七七・一反	三五八・六反	一四一三・五反	一二・六六六石	五・八二二石	五・九一三石	二四・四〇四石	三〇五、二一〇円
二宮	一二・〇	一九・五	七・五	三九・〇	二一三	一九四	七四	四八〇	六、六一〇
院庄	三五・三	四・一	一三・二	五二・六	九一七	九八	二六四	一、二七九	一二、四八七
芳野	三九・五	二一・八	三八・四	九九・七	九四六	三七〇	六九〇	二、〇〇六	一六、三三二
郷	一六・二	一七・八	二二・四	四六・四	三三八	二九一	二〇七	八二六	一〇、四五九
大野	三八・六	一三・二	二〇・三	七二・一	七六七	一八二	三三二	一、一八一	一五、五八一
小田	三三・〇	二二・二	一一・一	五六・三	五二二	一八九	一七四	八八五	一〇、六三二
谷	一六・〇	一九・五	一一・九	四七・四	二八三	二八二	一〇二	七二七	八、九三七
中富	九・四	一・〇		一〇・四	一四四	一五		一五九	一、二九四
久田	三二・二	四・八	三・〇	四〇・〇	三三二	四六	二八	三九四	三、六三八
泉	九・三	三・八	一・二	一四・三	一五五	五六	一三	二三四	二、八五〇
羽出	・八			・八	九			九	九〇
奥津									
上齋原									
津山									
西苫田	四八・三	二一・九	二二・二	七二・三	一五五	一五七	一二六	一、一七七	一二、八六七

	作付反別 大麥	作付反別 裸麥	作付反別 小麥	作付反別 計	收穫高 大麥	收穫高 裸麥	收穫高 小麥	收穫高 計	價格
一宮	一三・八	二・九	二・一	一八・八	三四六	五〇	五七	四五三	五、一三三
田邑	一六・七	四・〇	五・〇	二五・七	三七七	五六	六五	四二八	四、六九八
香々美南	二三・九	一六・三	二一・七	六〇・九	五〇九	三一五	三一〇	一、一四四	一四、四五五
香々美北	九・六	六・三	・四	一六・三	一五六	七四	四	二三四	二、八二一
津山東	二三・〇	二四・〇	一八・〇	六四・〇	一八九	四七三	二四三	九〇五	一三、八〇〇
高野	七五・二	二二三・五	二五・一	三三九・八	一八〇四	二・三二一	二・三二七	六・四〇二	九、一〇三五
東苫田	五・四	七・三	七・四	二〇・一	五八	六四	七四	一〇一	二、三七三
一宮	二七・八	三・〇	五・七	三六・五	五〇七	四一	一〇五	六五四	七、一一五
神庭	二三・九	二四・五	二二・一	五〇・五	三七八	一八七	一六九	七四三	八、三七〇
倉	一七・六	八・六	三・一	二九・三	二四三	八九	三三	三六五	四、九六七
田	二四・四	一二・八	二二・一	五八・三	五九三	一八三	一九	九三五	一一、〇四九
高茂	二三・四	一・七	・七	二四・八	三七八	二九	一三	四一〇	四、四一〇
加茂	四四・六	三・二	三・五	五一・三	六〇四	三八	三六	六七八	七、一三〇
西加茂	三四・四	二・二	一・九	三八・五	六一・六	三四	二八	六七八	六、九五四
東加茂	一九・六	二・七	四・一	二六・四	三三	三三	四九	三九四	四、六〇九
上加茂	・一	・一		・二	二	二		四	九三
阿波									

	大豆 作付反別	大豆 收穫高	大豆 價額	甘藷 作付反別	甘藷 收穫高	甘藷 價額	青芋 作付反別	青芋 收穫高	青芋 價額	筍 作付反別	筍 收穫高	筍 價額
大正十年	二七一・九丁反	二・〇九七石	三七・七四五円	四七・六丁反	一二三・三八〇貫	二一・九六一円	一七・九丁反	三六・八〇二貫	一三・二八五円	四三・四丁反	四二・八一六貫	六・五四〇円
大正十一年	二二・六	一・九六六八	二九・二六六	六九・七	一二〇・〇三二	一五・八四二	八・三	三七・一三〇	一三・一五三	七・三	八・三	四八・八六二
大正十二年	一〇三・七	一・八七五	三一・五四五	八・三	二・三・五九四	二七・六四八	一二・五・九	三七・四八七	一四・六八〇	二七・五	三四・八	八・五三三

	小豆 作付反別	小豆 收穫高	小豆 價額	蒟蒻芋 作付反別	蒟蒻芋 收穫高	蒟蒻芋 價額	生姜 作付反別	生姜 收穫高	生姜 價額	牛蒡 作付反別	牛蒡 收穫高	牛蒡 價額
大正十年	一二四・一丁反	五四三石	一三・八八一円	六・七丁反	八・五八〇貫	八・三一六円	一一五・〇丁反	六四〇・五六九貫	五八・九九四円	七・一丁反	二・五六貫	一・六六四円
大正十一年	九七・九	五六三	一〇・八五三	七・三	九・七九〇	七・三三〇	八・三	九・一〇九	九・九六一	二・五六	七・一〇六	七・六六四
大正十二年	五六・五	五六五	一三・五〇一	八・三	一〇・五六六	一〇・九四四	二・八	三四・八	四八・八六二	三・五	八・五三三	四四・三三

	蠶豆 作付反別	蠶豆 收穫高	蠶豆 價額	馬鈴薯 作付反別	馬鈴薯 收穫高	馬鈴薯 價額	茄 作付反別	茄 收穫高	茄 價額	南瓜 作付反別	南瓜 收穫高	南瓜 價額
大正十年	三〇・六丁反	三八石	五・六五〇円	三・〇丁反	五〇・五六貫	一〇・九四四円	二六・五丁反	六四・五三貫	三・一八六円	三・六丁反	二貫	四・五四円
大正十一年	三・三	三八	六・三四一	二・二	八一・〇一〇	一八・五六六	三〇・二	八一・〇一〇	一八・五六六	二・八	七四・六三三	一七・二九
大正十二年	三四・五	三三八	七・〇一七	二七・五	四・四四五	六・九一七	三四・八	四八・八六二	八・五三三	二・七	五・二一一	二・九一〇

	大正十一年	四四・二四四	七・九二七	大正十年	四六・八	四四・二四四	七・九二七
	大正十二年	五二・九	四五・八七九	大正十一年	五二・九	四五・八七九	八・七六〇

	豌豆 作付反別	豌豆 收穫高	豌豆 價額	佛掌芋 作付反別	佛掌芋 收穫高	佛掌芋 價額	葱 作付反別	葱 收穫高	葱 價額	胡瓜 作付反別	胡瓜 收穫高	胡瓜 價額	濱菜 作付反別	濱菜 收穫高	濱菜 價額	蕎麥 作付反別	蕎麥 收穫高	蕎麥 價額	菠薐菜 作付反別	菠薐菜 收穫高	菠薐菜 價額	越瓜 作付反別	越瓜 收穫高	越瓜 價額
大正十年	九丁反	一〇四石	二、二四一円	三・二丁反	三・四〇七貫	二、三三三円	三・六	四・〇七九	二、六四一	四・三	二四・〇〇七貫	七、六二一円	二六・二丁反	七・二七貫	二、二七円	三八・二丁反	三三石	四、五二三円	一・八丁反	二・一〇貫	一、九四五円	一・二丁反	六・三三貫	一、六八四円
大正十一年	九・六〇二	一八六	三、九四六円	一・九	一・九五三	一、七四八	二六・九	六〇・七九五	七・八八五	三・五	一九・八六五	一、二〇七	二七・〇	六五・〇四四	七、二三二	三〇・五	一七五	二、一八五	〇・八	二・四五	一、五七五	二・〇	七・八〇〇	二、一一六
大正十二年	五・〇二二	七・八二五	七、八二五	六・五	九・六〇二	五、〇二二	二・一	二・五四二	七・八二五	三・五	五・四六五	一、二〇五	三・五	五・五九一	一、二三三	二・七	五・二一一	二、九一〇	二・七	五・二一一	二、九一〇	二・七	五・二一一	二、九一〇

	西瓜 作付反別	西瓜 收穫高	西瓜 價額	雜瓜 作付反別	雜瓜 收穫高	雜瓜 價額
大正十年	一四反	三〇一〇貫	一八六六円	七〇反	一四九〇〇貫	五二六五円
大正十一年	一六	三七〇〇	一九一三	五一	一〇四七	三三八一
大正十二年	一七	四一一五	二四〇〇	四二	八八四六	三六七二

	蕎麥 作付反別	蕎麥 收穫高	蕎麥 價額	蕪菁 作付反別	蕪菁 收穫高	蕪菁 價額
大正十年	六九反	一六四四〇貫	二八三六円	七一反	二四七一〇貫	二七四一円
大正十一年	八三	一五八四一	二三二三	七九	二六四四九	三一六〇
大正十二年	六七	二二〇一四	二一二三	八〇	二六七三八	三二六七

（二）主なる特用農產物

	三椏（乾） 作付反別	三椏（乾） 收穫高	三椏（乾） 價額	楮（乾） 作付反別	楮（乾） 收穫高	楮（乾） 價額
大正十年	八六九反	一〇九八〇九貫	一五五五五五円	八〇反	一三六三八貫	一六一七九円
大正十一年	五〇七八	七〇七三一	七二一九三六	五三一	一〇八九四	九五四六
大正十二年	四三七三	七三八八三	七三七四六	五〇五	二一七四	八三八〇

	杞柳（乾） 作付反別	杞柳（乾） 收穫高	杞柳（乾） 價額	大麻（乾） 作付反別	大麻（乾） 收穫高	大麻（乾） 價額
大正十年	一〇反	一〇〇〇貫	一九五〇	四〇反	四八〇貫	八七〇円
大正十一年	一〇	二六六	一〇〇八	四四	一一八四	一六一三
大正十二年	一九	三三五	一六五二	三七	六五五	一〇六〇

	切干蘿蔔 作付反別	切干蘿蔔 收穫高	切干蘿蔔 價額	干瓢（乾） 作付反別	干瓢（乾） 收穫高	干瓢（乾） 價額
大正十年	—	一三九二貫	一八五〇円	七反	一二一貫	九五四円
大正十一年	—	一四五二	二四九〇			
大正十二年	—	二四九〇	二三四一			

	蘭 作付反別	蘭 收穫高	蘭 價額	製麻 作付反別	製麻 收穫高	製麻 價額
大正十年	五七反	九三〇三貫	八一八四三円	四〇	五〇〇〇	一九五〇
大正十一年	四五	九八七五	七五〇〇			
大正十二年	四〇	五〇〇〇	一九五〇			

	生柿 栽培樹數	生柿 收穫高	生柿 價額	乾柿 收穫高	乾柿 價額	梅 栽培樹數	梅 收穫高	梅 價額
大正十年	五七〇六七四本	一〇三一五四六貫	四五五九五四円	三八四四貫	四八〇貫	五八九四本	一三一石	五四一二円
大正十一年	二九一九二	二五七一七五六	一三一七〇八	一三一七〇八	一一八四	六一九五	一四九	五五六五
大正十二年	三〇一〇八	二九一一三	三一一七	三一一六	一六一二	五九七一	一三一	五三三六

	桃 栽培樹數	桃 收穫高	桃 價額	日本梨 栽培樹數	日本梨 收穫高	日本梨 價額	葡萄 栽培樹數	葡萄 收穫高	葡萄 價額
大正十年	五三八七本	三一〇五五貫	二一六四三円	四八三九本	二一三八貫	二一三七円	二一二九本	九七八貫	一一三七円
大正十一年	四一六七六	三一一七	二一三三五	二一三七五	二一七六一	二一二九	一一九六五	八六四	一一〇六
大正十二年	四一六五四	二一九一五	一一七九九	三一五三八	二一三六六	二一三六	三一五六五	六三六	七八三

（一〇）農用動力及改良農具の普及狀態

（イ）農用動力

（大正十年三月三十一日現在）

種目	個人用動力	共同動力	請負用動力	合計	種目	個人用動力	共同動力	請負用動力	合計
灌漑用水車	四三	一六		五九	籾摺	四四〇	二		四四二
籾摺用水車	五三	五四		一〇七	脱穀	四四〇	二		四四二
揚水機									
水車稻扱	一			一	脱穀			一	一
精米兼籾摺用水車	三〇	三		六二				一	一
計	一三六	一〇二		三三七	合計	五六六	二二	一	六七九

本郡に於ける農用動力は、主として畜力にして、水力之れに次ぎ熱氣電氣等の少きは本郡の地勢と農業組織の然らしむ處なり。今や輕便なる熱氣動力の發明あるあり、水力又は畜力に乏しき諸村は素より其他の諸村に於ても文明の利器を使用し勞力の節約能率增進の計劃なり。

（ロ）改良農具

種目	人力	水力	畜力	熱氣機關	電力	計	種目	人力	水力	畜力	熱氣機關	電力	計
廻轉式脱穀機	四、五一〇	一八		一		四、五二九	播種器	九					九
豆粕削機	三〇					三〇	揚水機	一二					一二
麥摺機	三三					三三	改良犂	六〇三	七八三				七八三
培土鍬	六二					六二	噴霧器						
							計	五、二五九	一八	七八三	一		六、〇六一

本郡に於ける改良農具の多きは廻轉脱穀機にして改良犂、噴霧器之れに亞ぎ又回轉機に就ては本郡は本機に於ける始祖とも云ふべきものなれども、普通農業を主體とする農家に對し、六割二分の供給を見るのみにして、豆粕削器の如き平均一村一臺に過ぎず大豆粕の如きは肥料として一ケ年二六九、六五五貫の多量に上り之れが粉碎に多大の勞力と時間とを費すは誰しも等しく痛苦を感ずる所なれば、之れが能率上進上相當の施設をなすは目下の急務なりと信ず。

（一一）品種と栽培反別

（イ）稻の主なる栽培品種及其反別（大正九年中ノモノ）

品種名	栽培反別	品種名	栽培反別	品種名	栽培反別	品種名	栽培反別	品種名	栽培反別	品種名	栽培反別
八反	三九	關取	二四一六	大坊主	六四	二宮	三〇九	朝倉	一一八		
光明錦	二七〇一	富早生	六四	雄町	三一〇一	稻荷	六二	白玉	五〇		
穀良都	五四五六	三年倉	六七	多平選	二一八六	福山	四三五	神力	四六六七		
都	一三一六	和歌浦	七七	日之出	一五四八	赤坊主	一三〇	愛國	三九三〇		
龜治	三〇六三	金山	六一〇	吉備穗	三四八	辨天	二九〇	竹田早生	二七三四		
荒坂	四九四	冷水稻	三五四	美穗選	五九〇三	天皇	二五二	樫ノ棒	三四九		
福吉	八一八	笠ノ下	一九七	白毛	二一七	神ノ倉	七五	小天狗	五		
因幡坊主	四一六	苦穗	六八九	石割	一四三	選出	五〇	中山	五〇		

萬作坊	一七六	日光	一〇七	朝鮮	七八	其他	八六九	計	三五五三																										
關早生	六〇	一東京	一五五	伊勢錦	八〇三	合計	六二八一	合計	六五二三四																										
堀坊主	六四	穗揃	六六	早生神力	一四四六	金時糯	三六七																												
豐作坊	一四一	福住	三三	平岡選	四九三	黑糯	三六五																												
明神	二六一	福穗	八七	平井坊主	六〇	惠比壽糯	三七九																												
小村	三三九	大神力	三四七	一本草	八五	其他	二六二																												

原種系に屬する品種中最も普及せるは美穗選の九分（五百九十町三段）にして穀良都の八分、光明錦・龜治の各四分、雄町、多平選の三分、都、日之出の各二分にして其他は僅少なり、而して原種系に屬する品種總普及反別は貳千四百六拾六町歩にして三割八分に過ぎず外原種系に屬する品種にして最も普及歩合の高きは早生神力九分、六百十一町三反歩にして大神力の四分、竹田早生、關取の各三分之れに次で多し右により案ずるに原種の系に屬するもの三割八分に對し非原種系統のもの六割二分の多數にありと雖も非原種系中にも本郡に適し而も米質良好なる竹田早生、大神力、伊勢錦等大粒系良品種の普及鮮ならず、然れども右は選種未だ不良爲めに往々退化せるもの〻混入ありて從て近來此間又は市場に於て之れが聲價を失墜せんとするの憂あり、されば將來斯かる品種に就ては農事試驗場又は本郡農會等に於て年々優良種の分離を行ひ採種の上一般當業者へ配附繁殖し以て原種系品種と共に大正十五年迄に於て栽培面積六割七分に面せしめんとの當局の意向なりと。

尙本郡大粒種の適地多きは天與と謂ふべく將來東苫田、高田、高倉、高野の一部、神庭、田邑村等湛水地及粘質地を除くの外は外は可成穀良都、光明錦、竹田早生、大神力、雄町、多平選、伊勢錦等の大粒系優良種の普及を奬勵すべく、又關取、早生神力は郡内湛水地及第三紀層の土壤に適する品種にして自然之等の地方に普及せる多收穫的良種なれば此兩種に就ても進に良系を

繁殖し一般に配附更新の途を講じ相當施設をなすべき當局の意向ありと云ふ。原種系以外の品種中主なるもの約五十種の多數にありと雖も本郡風土の復雜なる縣下に其類例を見ず從つて各種適應の品種は區々たるを免れざるべきが故に敢て統一の必要なしと。又糯は各戸必需品にして農家は必ず多少の栽培をなすを常とすれども不幸にして未だ本郡に適する品種にして良系のものなきなりと、黑糯、惠比壽糯は藁稈餅共に佳良、又本郡に適すべく從て普及廣し然るに只遺憾なるは何れも雜駁なる點にあり、純系分離により良種を選定するは目下の急務と認めらる。

（D）麥の主なる栽培品種及其反別

品種名	裸麥 田畑	計	品種名	大麥 田畑	計	品種名	小麥 田畑	計
白トウ		一、四三〇反	在來短芒		九、〇八二	畠田小麥		一、九二六反
コビンカタギ		七四	神堂		一、〇三五	チンコ		一九三
三島		三三	坊主		三、六四五	在來種		一九九
紅梅		三三	八石		一、〇三四	其他		七三六
矢管		一六七	其他		二、七三〇	計		二、八〇六
屋根裡		三八						二〇四八
其他		一、四三〇						三、〇五四
計		三、六九一	計		九、〇八二			

（一二）米・麥の所得高及消費高

種類	生產高	他郡市ヨリ小作料トシテ入	他郡市ヘ小作料トシテ出	差引所得高	消費高	他郡市ヘ販賣能力	他郡市ヨリ補給量
裸麥	二四%				五七%		一九%
大麥							
小麥							

米	一三〇、七四七	五、〇五六	一三五、八〇三	八八、八三九	七、二四四
大麥	一八、〇〇一		一八、〇〇一	一六、〇九八	一、九〇三
裸麥	四、九五四		四、九五四	三、六三二	三二一
小麥	五、四〇〇		五、四〇〇	四、六六七	七三三

前掲諸表に就て見るに、本郡米・麥產額に於て、郡內消費額を控除し、尙ほ局外移出餘力を有すと雖も、本郡の現狀に鑑み意を安んずべきにあらず。今後は大に米・麥作の改良增收に全力を傾注すると共に、米・麥作付反別を整理擴張し、より以上の增收を得郡外への販賣能力を高めて益々本郡の富力を增進する事に力を注がざるべからず。之を各町村別に見るに、米にして他町村より補給を受くるものは二宮・中谷・久田・奧津・上齋原・津山・香々美北等の七ヶ町村、麥は津山・二宮・富・泉・奧津・香々美北・林田・東苫田・高倉・高田・上加茂・阿波等の十二ヶ町村に達す。就中津山町の人口に比して耕地面積の少なきは市街地として止むを得ずといへども其の他の農村に於ては耕地の整理、米・麥作の改良發達に努め、自給自足の途を講ずるは勿論、更に進んで販賣能力の增進を圖るは切要なることゝす、大小豆に至りては或は畦畔を利用し、或は間作として生產せらるゝものなれば、至る所に栽培せらる。蔬菜類は津山附近の農家に多く、三極・楮は香北・富・久田・中谷・高田の諸村に多く蘭は高野・高倉等の各村に多く栽培せらるゝば地方特有產物として將來有望なりとす。而して園藝に至りては郡中果樹栽培家少なく且つ其面積狹少にして、成績亦未だ充分ならざるの感あり、柿は郡內到る所に產し生產額亦尠からざれば、品種の改良と販賣方法と講究することは急務といふべし。之を要する本郡の農業は近時顯著なる發達をなしつゝありといへども、尙ほ講究を緊要とすること大なりしといふべし。

第三節　開墾

現在の耕地は祖先開墾の遺蹟なれば其の徑路を辿りて、由來を探究し現況を審かにするは、祖先の勤勞を追懷し、報謝する上に於て極めて緊切なる事と信ず。然るに古來開墾に關する記錄の存するもの甚だ乏しく、僅かに美作畧史に「慶長中森忠政津山城材を廣原山（西苫田村に在り世人之を山畑と呼ぶ）に伐り、開墾して壟圃と爲す。後漸く荒蕪す、天保六年郡吏佐藤嘉猷、松平齊民に建議して、安藝の人十數戸を移し、之を再墾せしむ。是より農民の來り耕す者多し。同十二年齊民又出雲の人十餘戸を林田村丹後山に移し、耕伐せしむ。慶安元年森長繼命じて、西々條郡布原の曠野を開墾し、香々美川の水を漑がしむ。」とあるの他、甚だ稀なり。維新以後開墾に關する書類稍々整備せりと雖も、尙且つ充分ならざるの感あり。明治三十二年三月耕地整理法發布せられ、爾來本郡に於ても着々耕地整理組合組織せられて開墾のこと益々行はれ、今や開墾地、田約二百五十餘町歩畑約八丁餘歩を算するに至れり。茲に團體或は、個人事業に屬する主なるものを擧ぐれば左の如し。

□　神庭村大字吉見、字下河原、並に大字綾部、字眞瀨ケ淵、荒蕪地開墾

開墾動機並に經過　神庭村青年團に於ては右荒蕪地の拂下を請ひ、之を開墾し、其の收入を以て青年團の基本財產を造成せんこと年來の宿望たりしも、時運未だ其の實行を見るに到らざりしに、偶々久山苫田郡長行政視察の

ため同村に出張に際し下檢分を請ひ、その指導の下に時の村長多胡嘉平に建議書を提出し、村會の決議を經て、大正四年一月右地所地目組替願提出の結果、同年三月荒蕪地編入の許可を得ればと、直に豫約開墾拂下願を提出し、同年四月官有地開墾及び拂下豫約の件聞屆の指令を得て同事業を實行せり。(地目組替願書其の他關係申請書類調製に附きては神庭村青年團幹部斡旋の勞を執れり。)

開墾に關する決議事項

一、開墾工事費は大部分村税にて支辨し、青年團より三百四十二人歩を提供して工事をなすこと。

一、開墾は壹坪に付八錢五厘にて高山榮治郎擔任し、工事監督として村會議員多胡和四郎を推選委囑す。

一、今後永年本開墾地に關する權利義務は青年團に四分、村に六分を有すること。

一、將來本開墾地に關する總べての進退につきては村長、青年團長共同して之に當ること。

但し必要と認むる場合は村會及び青年團の役員會を開きて協議を遂ぐること。

段別及收益、開墾前の反別一町二反十歩、開墾後の反別田壹反八畝十五歩、畑八反貳畝三歩なるが、開墾前は專ら牛馬の放牧に委し無收入なりしも、開墾後は年收約七十圓を得るに至れり。

開墾當時の主なる關係者、神庭村長多胡嘉平(後ち竹内耕市)助役早瀨直八、神庭村青年團長 居森藤一郎

□ 個人の開墾

次に個人の開墾に屬するもの左の如し

町村名	地名	原地目	變換名目	現反別	總費	現在收入	開墾者氏名
二宮村	大東及大那	—	畑	約二十町歩	未詳	年收入約二萬圓	未詳

第四節 耕地整理

明治三十二年三月法律第八十二號を以て耕地整理法の發布あり。本縣に於ても之れが奬勵規定を設定せられ、郡當局亦當業者に對し、勸奬大に努めたりと雖も、未だ一般當業者の自覺乏しく容易に其の實行を見るに到らざりしが、明治四十二年同法中一部の改正ありしより、耕地整理の必要益々唱へられ、翌四十三年に至り東苫田村大字大田外二ケ村三ケ所の施行を見、尋て東加茂・郷・小田・泉・久田・神庭の諸村も續々これを實行し、大正八年耕地水利補助規程の本縣に制定せらるゝや其の手續容易となり、且つ一般旋行者の利便不尠ものあり。ために耕地整理組合各地に起り、大正九年には奥津村外五ケ村七ケ所の組合設立を見るの盛況を呈せしが、爾來一般經濟界の變動は延いて農村に波及し、企業熱亦漸次冷却し、本事業も亦不振を見るに至れり。左に耕地整理實施の概要を摘記せん。

□ 東苫田村耕地整理

動機と經過　本組合地區は從來二ケ所の用水池を有するも年々用水に不足を生ずるにより、日下源一外九名の有志相圖り。同一箇所に用水池新設の必要なることを認め、耕地整理法により施行整理するを適當と爲し、明治

四十三年十二月組合設立認可申請書を本縣に提出し、同四十四年三月認可指令を得、同年十二月工事に着手し、大正四年五月概ね工事を竣了せり。

地目・段別　耕地整理前田三十町三反廿壹歩、畑八反九畝三歩、宅地五百五十三坪、山林三反七畝十七歩、原野三畝廿六歩、溜池一町一反六畝十壹歩。

耕地整理竣成後　田三十貳町三反五畝歩、畑壹反壹畝廿歩、宅地三百三十四坪、溜池二町四反貳畝廿歩。

其の他の段別　用水溜池貳町四反貳畝廿壹歩。用水路六反九畝廿壹歩、道路七反拾八歩、用水池は該地區の東西・北端の三箇所、田水路は東西に六筋、南北に五筋を新設配置せり。

收獲の比較　米百石、麥十石の增收。

所要經費　總經費二萬九百九拾圓、經費の負擔　一ケ年一反歩に付四圓五拾錢。

耕地整理組合設立當時の組合長日下源一、副組合長永禮紋治郎、現在の役員、組合長永禮三平、副組合長永禮紋治郎。

□　芳野村・中谷村組合耕地整理

動機と經過　本組合地區は芳野村大字眞加部及び中谷村大字入の一部にして、共に慨灌の便を缺ぎ、就中眞加部は古來屢々大旱魃に遭遇せしにより、只管新井筋の開設に焦心苦慮せし折柄、塚谷小川尻より入・小座を經て眞加部に通ずる水路新設の議起り、明治二十八年芳野村外三ケ村水利新設組合を設け、組合管理村長岡重郎は地

方の利害休戚に關する大事業なれば、卒先盡力せし結果、劍ケ峠を除くの外大部成功せしも、劍峠隧道の難工事に逢著し、中止の止むなきに至れり。其後岡重郎は同志の者と相圖り、大字入宗本素男・宗本堅助等と協議の決果水利關係者の承認を經て耕地整理組合設定の認可を得て、明治四十四年十二月着工大正七年三月全く竣工せり。

地目段別　耕地整理前　畑四反九畝十歩、宅地二千五百三十五坪、山林二畝四歩、原野九反四畝七歩（大字眞加部）田反別拾町餘反歩、（大字入）耕地整理後拾七町餘反歩、の增加（眞加部に於て）貳町歩の增加（大字入）

經費　總經費約三萬五千圓（內大字入の負擔は約四千圓）一時農工銀行又は低利資金を借入れて之に充當せり

增收　整理實施につき米約四百石（大字眞加部）米約八十石（大字入）

役員　耕地整理組合設立當初の組合長、原基・副組合長宗森榮藏・同宗本素男・同植木和吉、現在役員は組合長片山政一郎・副組合長宗本素男・同植木和吉・同西村倫正。

□　鄕村の耕地整理

動機と經過　本組合地區は鄕村大字高山の大部にして、本大字は水利上、吉井川の惠澤に浴する能はざる地たると共に開墾開拓の餘地存するにより、之を開墾整理して更に一層の增收を圖り以て其缺陷を補はんことは當地方一般の宿望たりしかば、大正二年其の下調査を請ひし結果、頗る有望と認められしを以て、夫々その手續を了し、大正三年一月耕地整理組合設立認可を得、組合員協力一致之を遂行せり。

地目反別　耕地整理前　田壹畝拾六歩、畑四町貳反貳畝廿歩、宅地廿三歩、山林六町三反八畝廿歩、原野貳反

四畝四歩、道路貳反四畝廿六歩、水路七歩　柴草山貳畝歩、畦畔貳反八畝拾七歩、墓地拾八歩等、計拾壹町四反四畝〇九歩。

耕地整理竣工後　田拾貳町八反貳畝廿參歩、畑廿貳歩、山林三町八段六畝二歩、原野九畝廿貳歩、道路八反五畝拾五歩、水路四反五畝拾壹歩、溝岸三反九畝拾壹歩、溜池四反七畝廿四歩、堤塘壹反壹畝廿四歩、計拾九町〇九畝四歩。

増收　整理前の收入約一千圓、整理後約四千圓、差引増額三千圓許。

經費　總經費壹萬壹千圓餘。

役員　耕地整理組合設立當時の組合長は岸忠佐久・副組合長岸信男、現組合長は岸信男・組合副長長瀧運平

□　小田村の耕地整理

動機と經過　小田村就中下森・馬場は夏季屢々田用水涸渇して旱害を被ることあり。されば「一の谷を堰きて溜池を造らんか、高城に隧道を鑿ちて久田川より用水を引かんか」と古來村民の種々講究せし所なり。明治四十四年十月時の苫田郡長久山知政、行政視察の際、下森原・馬場の地を視察して懇々耕地整理の必要と說き、遂に地方有志と再會を期して歸廳せり。是に於て右兩部落より關係者相會して合議調査の結果、議遂に纒り測量設計を了へて大正三年十月耕地整理組合設立認可を申請し、大正四年一月認可を得たり。

大正四年五月溜池築造に着手し、大正八年十月十三日を以て溜池全部の竣工を告ぐ。（滿水面積貳町八反三畝六

歩、溜池工費貳萬貳千八百三拾五圓九拾壹錢）尙同年十月一日開墾助成金交付願を提出し、同九年十月十五日農商務省指令第一三九四五號を以て承認せられ、工事着々進捗、大正十五年二月廿五日完了申告をなせり。

地目段別　耕地整理前　田拾八町六反九畝廿八歩、畑拾三町〇反壹畝六歩、山林原野九町七反四畝歩、宅地三段七畝歩、用惡水路壹畝四歩、溝拾八歩、池沼五歩、墳墓地貳畝歩、溜池八畝拾八歩、計四拾貳町六反五歩。

耕地整理竣工後　田參拾九町四反九畝四歩、畑壹町六畝拾四歩、宅地六百九拾四坪六合、山林貳町三畝廿四歩原野壹町九反八畝拾二歩、用惡水路九畝拾四歩、井戸敷貳歩、池沼拾五歩、溜池八畝拾八歩、墳墓地貳畝廿五歩雜種地貳町貳反貳畝拾四歩、馬場・下森原中央部を貫通せる幹線道路と幹線水路を新設し、之れに支線道路・支線水路を十字形に新設して耕作道に便せり。其の反別は町村道貳町三反三畝廿壹歩、府縣道壹反五畝廿歩、溝渠壹町壹畝廿六歩、溝岸四反七畝廿五歩等なり。

増收　米の増收約三百六十石、麥の増收約五拾石。

經費

大正四年	二、五三六・三七円	大正七年	一三、八七・六四円	大正十年	二一、三〇四・九二円
同五年	八、九五四・四〇円	同八年	八、三五三・二五	同十一年	二二、三二六・九二〇
同六年	八、四五〇・七五	同九年	一五、二六四・三二〇	同十二年	八、六四五・二九
大正十三年	五、九九八・三三円	同十四年	六、六〇〇・四〇〇	同十五年	五、五三三・〇〇〇

役員　組合設立當時の組合長は松本茂登治、副組合長本田周市・同居森源治郎、現組合長松本茂登治・副組合

長本田周市・同居森源治郎。

□ 久田村の耕地整理

動機と經過　泉村大字杉より用水路を新設して、河内・久田上原・久田下原に引水し、尙ほ之れを小田村大字塚谷に通ぜん宿望を達成せんため、明治二十四年同地方有志發起せしも、翌二十五年の水害のため一時中止し、大正元年其の筋に實地踏査を出願せし結果、有利事業と認められ、同五年五月水路並に地區測量に着手し、設計書作製中、會々備作電氣株式會社が久田下原字市場に水力發電所新設の時機に際會し、該會社と交渉の結果、會社の新設水路より字市場に於て分水權を得、久田・小田兩村に使用する水量二十立方尺の水を得ることゝなり。その後再測量をなし、組合設立の事務順調に運び、大正八年九月組合設立の認可を得たり。大正十三年三月工事に着手、昭和三年八月竣工の豫定。

地目段別　耕地整理前　山林十五町二反一畝廿二歩、原野一反六畝廿八歩、溜池九畝二歩、道路一反九畝廿五歩、溝渠二畝廿七歩、畑十二町廿歩等主なるものにして、計三十七町一反餘なり。

耕地整理後　田三十二町五反五畝廿九歩（内新田二十三町二反五畝廿九歩、舊田九畝三歩）畑一町五反七畝七歩、原野五町一反六畝一歩、道路二町三畝五歩、溝渠一町八反三畝十五歩、計五十町二反一畝六歩。

經費　總額八萬九千三百二十一圓（豫算）

役員　耕地整理組合設立當時の組合長、奥松藏・副組合長鈴木政藏・現組合長は奥松藏・副組合長廣戸義一。

□ 高野村大字押入の耕地整理

動機と經過　本地區は元良好なる耕地なりしも、大正八年七月洪水のため加茂川の堤防缺潰し、約五町歩の耕地荒廢に歸せり。之れが復舊は最も急を要すべきことたるを以て、時の村長岸本種治郎被害地關係者と復舊策講究の結果、耕地整理組合を組織する事に一決して大正九年七月設立方を申請して認可を得たり。同年十一月工事に着手し、翌年二月竣工す。

地目段別　耕地整理前　田四町八反一畝十五歩畑四畝廿四歩原野二畝歩溝渠七畝十八歩合計四町九反五畝廿七歩。整理後　整理前に同じ。

增收　整理前米約三十石（整理前作付不能の地約一町三反歩ありしため特に少なし）整理後は米約八十石、增額約五十石。

經費　所要總額二千六百九十九圓餘にして内縣費補助二百四十八圓殘額は土地所有者の反別に應じ之を負擔せり。

役員　組合設立當時の組合長は香山正榮・副組合長溝口宅平、現組合長香山正榮。

□ 高野村大字高野本郷野邊の耕地整理

動機と經過　高野村の耕地は大部分加茂川の流を取り入れ耕地の縱横に水路を設けて灌漑せり。然るに字野邊

附近に於ては耕地五丁歩餘ありて、原水は加茂川より引用するも、其の局部に水路なく、所謂田越し漑灌にて稻田を恰も水路の如く水を通じ、爲に速効肥料の加き其の効力を失ひ、温度も適合を得ざるにより、作物の發育を害し、收穫少なく、或は收支不償の缺損を見ること屢々なり。加之この地の附近は一般に耕作道路の路面狹く產物の搬出、肥料・日用品等の購入等常に人肩牛脊によらざるべからざるの不便ありて、道路の新設・勞力の經濟を計るは同地方多年の宿題たり。遂に同村北部を東西幹線道路の一部改修の計畫あるも、地區面積狹きため費用の點より同意者少かりき。依て關係者には單に僅少の負擔をなさしむるに止め、大部分は發起者に於て負擔することとして漸く一般關係者の同意を得、大正十二年一月認可の申請同十三年四月認可を得、同十三年四月着工せり。

地目段別　本組合は主として水路の新設・道路の改修事業なりし故、區劃改正等によりて所要地を補充したる程度に止り、異動少なし。

增收　暗渠排水を設けたれば殆んど二毛作地となり、米に於て反當三斗以上の增收となり。年約十二石、麥約四十石の增收、水路新設について反當五圓以上の經費節減のため、年二百圓の利益あり。

經費　總額七千四百三十九圓

役員　組合設立當時及現在の組合長、光井清一・副組合長小田運平。

□　神庭村大字綾部字月の輪田池增築工事

動機と經過　大正七年七月前記溜池堤の一部び底樋破損につき增築說起り、遂に進んで耕地整理をなすに決し、大正十一年二月組合設立認可あり。

地目段別　田反別五拾九町七反八畝廿貳歩（耕地整理實施前後異動無し）

增收　整理後は旱害の憂無きに至り、毎年の增收決して尠少ならず。

經費　總額八千五百五拾圓

役員　組合設立當時並に現時の組合長は田口淺次郎・組合副長高山定四郎

□　東加茂村の耕地整理

動機と經過　東加茂村大字公鄕桑原の一部は田用水不足勝にして、年々旱害に罹り收穫の減少尠からず。加ふるに小淵下井手井堰は本村中最も重要なる水路の水源にして、字居傳原に井堰を設けたりしが、偶々水害のため井堰流失し、應急措置にては其復舊困難なるなるにより、村民の苦心焦慮一方ならず、時機あらば善後策を講せんとは地方一般の輿論なりき。是に於て水利關係者協議の結果、明治四十四年九月耕地整理組合認可申請、同年十二月認可を得て實施せり。（小淵下井手、井堰は大正十三年八月工事に着手同年八月二十二日竣工）

本組合の地區は分ちて六となす。即ち(1)小淵・桑原・公鄕耕地整理組合、(2)大杉耕地整理組合、(3)小淵下井手井堰耕地整理組合、(4)下津川下井手同上、井手耕地整理組合（實施に至らず）(5)下津川西田井手耕地整理組合（實施に至らず）(6)下津川堤井手耕地整理組合（實施に至らず）これなり。

地目段別　耕地整理前田四十四町八畝十一歩畑五町四反九畝七歩。宅地三反二畝廿八歩、山林四町四反五畝十七歩、耕地整理後　田五十六町五反、畑五町一反一畝二歩、宅地一反八畝十歩、山林一町一反五畝廿一歩

増收　耕地整理前　收穫八百八十石、同整理後千五十六石、差引百七十六石增收。

經費　三萬五千圓餘

役員　耕地整理組合設立當時の組合長上原蘇平・副組合長田中筆治郎・同兒玉清一郎、組合長田中筆治郎・副組合長兒玉與六、現在の組合長上原蘇平・副組合長兒玉清一郎・同田中武一郎。

第五節　養蠶製糸業

（一）本郡に於ける蠶業の沿革

本郡に於ける蠶業の起原は之を詳悉するに由なしと雖も、續日本記に「元明天皇和銅五年（紀元一、三七二年）備前（美作分國前）備中其の他諸國に命じて錦綾を織らしめたり」とあり。醍醐天皇延喜五年（紀元一、五六五年）撰定せられたる延喜式には、美作は上絲國に列せられたり。現今苫田郡に桑原・綾部、久米郡に桑村・錦織、眞庭郡に桑原・桑瀬・桑林、勝田郡に桑田等の地名の存するは、古來美作國が養蠶紡織に深き緣故を有せし地なるを窺ふに足れり。之によりて見れば、我が美作國が往古より養蠶製糸の好適地として、永き歴史を有する事は推察に難からざる所なり。彼の奥羽地方の如き、米穀栽培に比較的良好ならざる地方は、各藩競ひて養蠶製糸を奬勵

せし結果、今日の如き蠶業の盛大を見るに到りしも、我が美作國の如き、米穀栽培に適せる地方は農民一般に傳統的耕作農業に安んじ、又之を以て生活の安定を計るに充分なりしを以て、何等他に副業に力み傾注する處なく、特に維新前にありては、藩主も亦蠶業に對して何等意を注がざりしのみならず、節約のため絹布の着用を禁ぜしため、僅かに自家用の手縞の筋糸に絹糸を用ふるに過ぎざりしが、維新後貿易の開始に伴うて生糸の輸出品として重用なるを覺知し、明治初年北條縣（津山町在）は勸業掛を設けて、大いに蠶業を奬勵し、民間にありては内田饒穂・中島衛・立石岐・浮田卯左吉・安藤重恭等卒先して上州・信州・但馬地方より九文龍・市平・鼠返・小牧等の桑苗を購入し、栽培を奬勵せり。當時浮田卯左吉は信州人松本九八及びその婦人を雇聘して、養蠶製糸の擴張を計れり。又安藤重恭は其の筋の命により群馬縣前橋に出張して、蠶業の講習を受け、歸津後縣の囑託技師として縣下各郡の斯業奬勵をなせり。之れがため本郡の蠶業は稍上進するに至れり。村部にありては奥津村石原實次郎、但馬地方より製糸工女數名を雇入れて、製糸の開發を圖りしが、時未だ至らず數年ならずして廢業せり。明治九年四月時の縣命高崎五六、津山町山下に勸業試驗場（現今高等女學校所在地）を設け、矢吹貫一をして之れを監せしめ、上州前橋より山室民治を教師として招聘し、各郡より二名宛の生徒を募集し、製糸の傳習をなし下仁田流の提げ糸を作り、前橋市あたりへ賣却せり。當時傳習用の繭を集むるには、各郡を奔走して點々少許宛を得、漸く十數石の繭を繰めたるものにして、その幼稚なることを察するに足るべし。次年度に於ては育蠶傳習を開始せり、その飼育法は清涼育にして、飼育日數四十日乃至五十日を要したりと雖、茲に斯業振興の曙光を見

るに到れり。

製糸提げ造りは輸出不向なるにより、捻造に改めたりと雖も、百斤以上纏らざれば輸出取引困難なる故に、浮田卯左吉・内田饒穂、其の他の糸と合併して横濱三井物産會社によりて輸出する事う得たり、之れ實に本郡に於ける輸出取引の嚆矢たり。後數年ならずして山室敎師轉任せしにより、助敎授浮田里う・松本てる・日下ふさ等熱心に製糸傳習所を擔任せしが、明治十二年に至り廢止せられたり。製絲傳習存續中各郡を通じて約二百餘名の卒業生を出せり。特に浮田里うは現浮田佐平の母堂にして、傳習所創立と同時に生徒となり、又卒業後助敎授となり斯業に終始一貫他を顧る處なく熱誠これに盡力せり。明治六年内田饒穂育蠶の改良を圖らんため、信州小縣郡上鹽尻村藤本繩葛に就き實地の研究をなす事二年にして歸國し、自宅に於て長野式育蠶實地を開始し、其の模範を示すと同時に、立石岐・中島術・安黒基等他の有志を糾合して、明治十四年より十七年迄の間に於て津山に、或は二宮村に、養蠶製糸傳習所を設立し、津山の主務には飯田武、二宮村の主務に、養蠶部を日下禮行に、製糸部を日下ふさに擔任せしめ、大に斯業發展に盡す所あり。内田饒穂の努力斯界に與る所亦大なりと謂ふべし。然れども全國一般に育蠶研究は、未だ甚だ幼稚にして多くは因襲的の育蠶法に依り、學理を應用して實地研究をなせる機關殆どなかりしかは、政府に於ても蠶病毒豫防及び育蠶方法を講究する必要を認め、農商務省は明治十七年東京麹町區山下町に蠶病試驗場を設け、蠶病毒に關する各種の試驗に着手せり。其の成績により、本邦養蠶か病毒のため、或は育蠶法不備のため、其の收穫を減殺せること頗る夥多なるを認め、遂に明治十九年九月蠶種檢査規則の

發布を見るに至れり。尋で同年十月東京府北豐島郡西ケ原に蠶業に關する一般學術と實地研究の蠶業試驗場の設置を見たり。當時我が岡山縣各地に於て往々育蠶を營むものありと雖も、未だ育蠶方法を研究するの機會を與へざるため、斯業經營者一般に其の方法の如何を會得するを得ず。之がため得失相半ばし確實なる收穫を得る能はず。故に養蠶者は世人に一の冒險的事業視せられたり。明治二十二・三年頃に至り、政府は育蠶製糸等に就き一定の方針の下に奬勵したるため、育蠶經營漸次改良の緒につき、今や確實有益なる產業となるに至れり。

（二）蠶業商事社

明治十三年浮田卯左吉養蠶場並製糸場を建設し、養蠶製絲に關し子女を集め敎養をなす。十八年浮田佐平其の業を繼ぎ、二十年坐繰製糸を廢し、機械製に改め、二十釜を設け、二十三年より二十五年に至る間、漸次增釜して八十となす。汽鑵を使用して蒸汽繰に改良す。三十年百四十釜となす。同年勝田郡廣戸村大芳製糸會社を借受けて製糸をなす。大正元年繭製糸六十釜を設くると同時に、玉絲を以て節絹製糸を動力機械にてなす事を新案す同七年美作各地製糸の共同販賣を計り、生糸共同荷造所岡山社を組織し、爾後浮田製糸を岡山社と名稱す。現在釜數並に機臺數は機械製糸、二百八十臺。王糸製糸六十臺、織機六十臺を爲す。

明治十三年頃西北條郡和田村日笠則敏養蠶業に努め、二十六年製糸業に從事せしが數年ならずして廢業せり。明治十四年立石岐・内田饒穂・安藤基・中島勝・渡邊恂等擬起して、二宮村に坐繰機械二十餘臺を据付け製糸を經營せしが數年の後解散せり。

明治十五・六年頃士族授産の目的を以て西村正路・出道如・江口繼男・飯田武等發起の下に、津山田町に盈進社と稱する社を設け、坐繰製糸數十臺を据付け、上州高崎碓氷社・甘樂社の方式に習ひて、揚げ返し場を設け、各所の製糸を集めて之を檢査し、等級を附し、海外貿易をなせしが數年ならずして解散せり。

明治十六年安藤透・中島源治・日笠某・大西某の結社にして、揚ケ返場を設け、側ら繭市場を經營せしも時機未だ到らず幾何ならずして解散せり。

明治十七年米澤の人にして時の津山警察署長たりし青柳忠、津山町菊井恭平等を說きて勞力社を結ばしめ、各自の勞力によりて各所に桑園を設け側ら米澤流の織物を開始し、八木直八之が主務を擔任し、盛に事業經營をなし前途有望なりしも、途中不幸にして青柳氏の逝去に遭ひしため、事業を中止せり。

明治十八年頃內田饒穗・中島淸・安黑基等によりて成れる蠶糸研究會之が發起となり、育蠶上の溫暖育研究のため、會員日下禮行をして、加賀蠶事原社に出張して研究せしむ。其の結果從來飼育日數五十日前後を要したるが、僅か三十日前後にて上簇せしむるを得るに至り、大に育蠶の改良を來せり。これ本郡に於ける溫暖育の始とす

明治十九年矢吹貫一津山南新座柏原車の所に二十人繰の機械製糸工場を設け、盛に生糸製造をなせしが明治二十一年休止せり。これ本郡に於ける機械製糸の始めとす。

明治二十年津山の人日笠豊五郎津山山下に於て坐繰製糸二十臺を据付け、專ら製糸に事業せしが、時運の進歩と共に事業の擴張を計り、同二十六年津山田町に移轉し、日笠製糸工場と稱し、蒸汽鑵を据付け五十釜として盛

んに營業せしが明治三十一年休止す。

明治二十一年西北條郡山北村に國府臺蠶業會社を組織し、畑信好を社長として育蠶傳習其の傍ら蠶種を製造せしが同二十六年これを解散せり。

明治二十一年。上加茂村內田饒穗同村知和に蒸汽鑵を据付け、三十人繰として、盛に生糸製造をなせしが、明治三十一年に至り休止す。

明治二十六年土居通信・森本藤吉・苅田善治郎・甲元保五郎・橋本源五郎・中島恒四郎・片山秀五郎・畑信好等發起して津山製糸合資會社を組織し工場を津山町田町に創設し、社長を土居通信・專務取締役畑信好主として之が經營に任し、蒸汽鑵を据付け、百四十釜を以て盛んに輸出生糸を製造し、傍ら屑繭の整理を企劃し、王糸製造をなせしが、後ち時運に鑑み京都府郡是株式會社に合併せり。

明治二十八年河田繁穗・江川義知・朝北奈尙義・久山猪八郎・河田保男・西村安一郎・木村章治・河田敬正等發起して資金三萬圓を以て作樂製糸株式會社を芳野村大字吉原に創設し、河田繁穗を社長とし動力は水車を利用し、機械釜數六拾を据付け盛んに營業せしが、一朝經濟界の打擊を受けて金融意の如くならず。一時重役等私財を投じて持續の道を圖りしも益々經營困難に陷り終に明治四十四年九月其の事業を解散せり。

大正九年奥津村友保知等發起して奥津蠶種合名會社奥津村に設立し、專ら優良蠶種製造をなし其の聲價擧り養蠶者の信用を得しも或る事情のため、大正十三年休止せり。

時本縣下に於ける蠶業教育の機關としては、他に何等の設備なかりしが、我が國の蠶業は漸次發展の氣運に向ひ

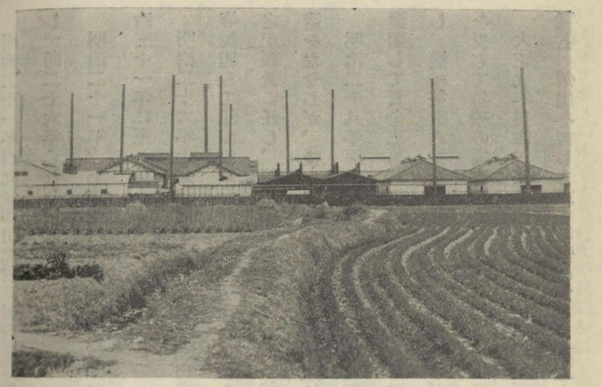

郡是製絲株式會社津山分工場

大正五年五月苫田郡津山町田町津山製糸合資會社を京都府郡是製糸株式會社に合併し郡是製糸株式會社津山分工場の名稱にて津山町田町津山製糸合資會社跡に於て經營せり。津山分工場長は鈴木太一・木村寅之助を經て現場長石田一郎に及べり、大正六年五月二宮村に移轉改築し、釜數三百三十とし、大正九年五月更に百六十釜を擴張して合計四百九十釜となし現に存續せり。

因みに郡是株式會社の本社は京都府下何鹿郡綾部町にありて波多野鶴吉の創立に係り、現社長遠藤三郎兵衛漸次その振興を圖り、今や全國に亘り、二十四の工場と多數の購繭乾燥場を設け社業益々隆運に向ひつゝあり。

（三）蠶業教育

□ 岡山縣津山養蠶傳習所

明治二十四年四月津山町椿高下に逸見寅雄これを設立す。當

蠶業を經營するもの漸く多かりしも、飼育其の他の方法當を得ざるため、收獲を減殺せる事頗る多く爲に敢支價はず、一起一倒甚だ危險視せられ、世人は着實なる實業と解せず、稍々投棄的事業たるの誹あるは、その因全く蠶業教育の缺陷に在りと信じ、茲に獨力私財を投じて蠶業上の學理及び實地指導を施し、徐ろに飼育の改善を計らんと期せり。これ實に當傳習所の起原たり。逸見寅雄は明治二十年本業の先進地たる群馬・長野の兩下に入りて蠶業を研究し、後ち本縣より選ばれて二十三年農商務省西ケ原蠶業試驗場（現今の東京高等蠶糸學校に入學して益々斯道の研鑽をなし、今日に至るも尙傳習所を持續經營益々其の發展を計りつゝあり。

事業の主なるものは、（一）年々男女生徒を收容して、蠶業の學理及實地指導を行ふ事、（二）優良蠶種を製造し一般養蠶者の希望により之れを配布すること。（三）蠶糸業諸種の試驗及び研究調査をなすこと。等なり。

毎年十名乃至二十名の入學生を收容し、昭和二年迄に男女の卒業生四百餘名に及び、卒業者は蠶糸業法施行規則第二條第十項第二號の學識經驗あるものと認められ、亦蠶種製造の資格を與へらる。

（備考）岡山縣蠶業試驗場・同取締津山支所は第二章官公衙の部に、郡是製絲會社津山分工場は第九章會社、工場の部に載せたり。參照を要す。

（四）蠶種貯藏所及蠶絲同業組合等

□ 蠶種貯藏庫

蠶種の貯藏は養蠶經營上忽にすべからざることなるを以て、郡農會事業とし時の岸本郡農會技手專ら蠶種貯藏

庫設置の調査をなし、第一着として小規模の雪國冷藏庫を上齋原村に試驗的に設置せしが、地の不便なること等の理由によりて、大正三年京都高等蠶業學校教授荒木武雄の考案に成れる、氷冷藏庫設置を郡農會の決議により實行するに至れり。經費は郡農會費及び苫田郡・久米郡内の蠶種製造者よりの寄附金壹千三百餘圓を以て鶴山公園の北麓、津山男子尋常高等小學校運動場の東北隅に、方三間深さ二間の地下庫を設け、苫田郡蠶種冷藏庫の名稱にて蠶種の冷藏を開始せり。之れ本縣下に於ける蠶種冷藏庫の嚆矢なりとす。一ヶ年貯藏枚數三萬五千以上に達し、蠶業界に稗益する事甚大なり。大正七年縣下一般に亘る專門的の蠶種販賣組合の組織成り、事務所を津山東町に設置し、組合長を逸見寅雄とし、縣下優良蠶種の製造及び其の販賣を經營せしを以て、此の冷藏事業を郡農會の決議を經て、之れに權利を移して貯藏事業を持續せしが、大正九年津山町大字南新座に製氷株式會社の設けられしより、同社内に完備せる蠶種冷藏庫を兼營せしめ、爾來既設郡營の冷藏庫は廢止せり。

□ 岡山縣蠶絲同業組合

縣下の蠶種製造者・養蠶業者・製糸業者・蠶糸仲賣人を一團として、明治二十四年同業組合を組織し、岡山縣蠶業取締所と名稱し、事務所を岡山市に設け光藤龜吉を組合長とし、斯業の發展に努めしが、明治三十一年縣下を二分し其の一は美作五郡を一團とし、蠶糸同業組合法により岡山縣美作蠶糸同業組合の名の下に津山町に事務所を設置し、組合長河田繁穗・副組合長畑信好・理事逸見寅雄等其の任に當り、美作一圓を統轄して蠶糸業の取締及び其の開發に稗益する處ありしが、其の後大正四年各業者單獨組合を組織せんため、之を解散し現今は岡山縣

蠶種・製糸同業組合に分れ、事務所を岡山縣廳内に設く。

□ 蠶種製造業者

本郡内に於て、元蠶種製造を經營せしも目下廢止せる人々は、津山町安藤透。江口繼男・山本良太郎・上田計吉龜井鶴吉・上加茂村砂田道松・同石原武。香々美北村沼本勇治。上齋原村渡邊澤・高田村福井多十郎。阿波村倉持磯吉。上加茂村石原齋逸。津山町大田玉野・淺野馬治郎・山本龜次郎・森里武彌。神庭村眞木淺太郎。泉村永田國太郎。林田村兒島房太郎。上齊原村藤木類藏。津山町森里猶太郎・同岸本卯市。上齋原村藤木とみ・久田村牧野孫平。芳野村池田駒三郎。奥津村石原圓平。上齊原村藤木仲。久田村岡田增夫。奥津村光永保正・同友保知津山町植木久平。奥津村奥津蠶種合名會社。中谷村椋代敬一郎。等なり。

本郡内に於て現今蠶種製造を經營せるものは、上齋原村渡邊茂美・同藤木武雄。奥津雛波澄男。久田村久田村農會。富村中山雅堯。中谷村檜尾彌一郎。鄉村川端七郎次。津山町逸見寅雄。津山町淺野仙太郎。同町淺野久太郎。二宮村郡是製糸株式會社。加茂町寺坂善樂。上加村、内田龍平。東苫田村田口早八。津山東町農會。神庭村永禮角一郎等なり。

（五） 苫田郡蠶業の情態

本郡の蠶業情態を大正九年本縣基本調査の成果につきて考察するに、農業家總戸數に對し養蠶戸數三割四分に當り、農業組織の上より見て、今少しくこれを增加するの必要を認む。元來桑を作らずして養蠶をなすは投機的不健全なる經營にして、本郡に於ては僅かに其數三十一戸に過ぎずと雖も、將來必ず桑を作るべき必要あり。又養

蠶を爲さずして桑を作るもの全栽桑者に對し、約四割三分に當り。實に二千二百六十四戸なり。之れ等は必ずや養蠶をなすべき必要あるものと謂ふべし。桑園一反歩未滿を所有せるもの二千七百六十三戸にして、全栽桑者に對し五割二分に達す。一戸所有の桑園反別過大なるは粗放に陷り、延いて桑園の荒廢を誘致し、其過少なるは往々買桑を以て養蠶をなすの窮策を餘儀なくせしむるを以て共に萬全を得難し。宜しく中庸を得るの要あり。本郡の蠶糸業は普通農業に對し、經濟上の權衡を保たしめ、氣候風土と他物產との關係に於て、農業組織の上に重要なる位置を占むるを以て、益々助長發達せしむべきなり。

(イ) 養蠶と桑園との關係戸數

種目	桑を作らざるもの	桑園一反未滿	同上一反以上二反未滿	同上二反以上三反未滿	同上三反以上五反未滿	同上五反以上一町未滿	一町以上	計	養蠶戸數に對する歩合
二枚未滿五戸	四〇九	四八五	四二九	一六	五	一	—	五〇三	一六
二枚以上五枚未滿	二	四八五	四二九	八七	三一	四	一	一、〇三八	三四
五枚以上十枚未滿	四	一〇七	四二〇	二九一	一五九	一六	二	九九九	三五
十枚以上廿枚未滿	一	二	一〇四	一八三	二八	二	四四六	一四
廿枚以上卅枚未滿	—	—	—	四	二	七	一	二五	一
三十枚以上	—	—	—	—	—	一八	一	二〇	—
計	三	一、〇二二	一、〇〇九	五一七	三九一	七四	七	三、〇八〇	一〇〇
養蠶をなさずして桑を作る戸數	—	一、七五一	三九八	四八	三四	一〇	二	二、二二四	—

(ロ) 蠶種需給狀態

(大正九年の調べ)

蠶種 区別	支那								歐羅巴								合計		產地		掃立枚數に對する歩合	
別	白		黃		計		日支	支支	白		黃		計		其の他		白	黃	縣內	縣外	縣內	縣外
春蠶	八七五枚		五、五七四枚		六、四四九		二、一八三	五六七	九六		一〇一		一九七		三、七二		五、六七五	八六	九、三九六	四、六二七	四九	五一
夏秋蠶	三〇六		六四		三七〇		八、八七六	五一四	二一一		三三		二三三		九、九〇七		一三、六八二	五、七六二	一九、三八九	七、四一四	二、七八七	七、二〇七	二九	六二
計	一、一八二		五、六三八		六、八〇九		一一、〇五九	一、〇八二	三〇七		一三三		四三〇		一三、六八二		五、七六二	八六	二九、三九九	一一、九一九	七、〇〇七	三九	一、九〇八
備考	京都府	兵庫縣	愛知縣	廣島縣	岐阜縣	島根縣	鳥取縣	富山縣	長野縣	靜岡縣	奈良縣	三重縣	和歌山縣	其の他										
	七、六三五	三一四	六九八	六	八七	八四	三四八	三七七	四三一	三八	三七	一三	四											

右表の如く、縣外產多く、殊に夏秋蠶に於て然るは洵に遺憾とする所なり。惟ふに大正五年以降交雜蠶種の需要旺盛なるに至り、先進地たる京都・受知・長野等より移入を受け、一面大製糸場の購繭條件として、蠶種を提供するの因襲に依るものにして、此の惰性は漸く系統の雜駁と實質の低下を來せり。

蠶種の良否は病毒率の多少と系統の正否とを以て重要なる要件とす。然るに最近三四年來縣內蠶種の病毒率少なき事全國一・二の優位を占むるに至り、系統に於ても亦原蠶種製造所配付の優良種に依り其の面目を新にせり是を以て縣は曩に蠶の奬勵品種を指定し、當業者をして優良にして統一せる品種を飼育せしむるの方針を採れり

今や當業者漸く縣内靈種の眞價を諒するに至れるを以て、此の際縣方針により速に其統一を期すべきなり。

（八）桑園

□桑園（其の一）（大正十年三月三十一日現在）

品種名	仕立方別反別 高木	中刈	根刈	密植	計
小牧	—	—	一、五一〇	一、五九一	三、一一
魯桑	二四	三	六九〇	四〇〇	一、三五
九紋龍	—	一	三三三	三三三	六四五
赤木	毛	五	四七	四一	一二〇
多胡早生	—	—	一五	九	二四
中摩木	六九	二	三	—	六三三
市平	—	—	一九	八	二七
改良魯桑	—	—	五	一五	七一
白桑	—	一	三六	二七	六四
八つ房	—	—	二	一	三
鶴田	—	—	一八	一六	三四
十文字	—	—	七	一	八
甘樂桑	—	—	八九	四七	一三六
甲撰	—	—	—	—	—
紫早生	—	—	六	一	七
清十郎	—	—	四	—	四
千松	—	—	二	一	三
但馬桑	—	—	—	—	七
赤芽魯桑	—	—	—	一	一
其他	六	—	三	二四	五一
計	六八三	三九	二、八三六	二、五一三	六、九〇二
見積桑園	—	—	—	—	二三一
合計	六八三	三九	二、八三六	二、五一三	六、三三五

全桑園六百三十二町五反歩に對して各種仕立別反別割合

高木 一〇・七％　中刈 〇・六％　根刈 四五・二％　密植 三三・五％

栽培品種の主なるもの全反別に對する割合

小牧 四九％　魯桑 二七％　九紋龍 一一％　中摩木 一〇％　甘樂桑 二・一％

鶴田 〇・五％　改良魯桑 一・％　白桑 二％　赤木 二％

各種仕立別に付て見るに根刈仕立最上位に在り。主として砂質壤土・沖積土に行へる所にして適當といふべし。高木仕立又中刈仕立は害虫其の他の關係により、北部寒冷晩霜の虞れあるの地方に採用する所にして、南部

地方は將來畦畔又は農圃の一隅を利用せしむるの外、高刈仕立に改むるの必要なし。密植仕立反別の稍々多きは遺憾とする所なり。之等は一に開墾地又は土質瘠薄の地に主として小牧を栽植せるものなり。由來密植仕立は桑園經營上速成を主眼とし、素より永久の經營法にあらず。然るに、偶々小牧は樹性强健なるの故を以て、不合理なる經營の下に尙幾十年を經過せるものなり。本郡に於ける荒廢桑園は一に此種に屬す。密植桑園の整理は本郡桑園改良の急務と推斷す。將來密植桑園は其の反別を減じ、密植速成桑園を設くるの必要あるの地は、魯桑實生を栽植せしむるを適當とす。小牧は栽植反別稍多きに似たりと雖も、其の性寒暖肥瘠を問はざるを以て、比較的他品種の繁茂不適當の地に栽培せらる。故に他品種を栽培するの餘裕ある地を除くの外。又改廢するの要なし。中摩木は北部に多く、赤木・鶴田は中部に多し、之等は皆適良にして將來奬勵すべき必要あり。魯桑系統の栽培狀況も概ね可なり。

□桑園（其の二）

改善改植を要する反別九十四町歩なり。本郡の實狀に照して之を觀るに、改善を要すべき反別は、栽桑のみを

改善を要する反別				改植を要する反別				改善改植を要する反別		合計		合計反別に對する歩合	
肥培により補植により恢復の見込あるもの	肥培により恢復の見込あるもの	其の他に因るもの	計	老齢又は老癈によるもの	病虫害に其の他によるもの	其の他によるもの	計					改善を要するもの	改植を要するもの
二四一	六七	五〇	三五八	四五六	八三	四三	五八二	五、一五二	六、〇九二	五%	九%	八%

事とし養蠶をなさざるもの、又は小作によりて姑息なる經營をなすものに多し。改植を要すべきものは桑樹の比較的强健なるに慣れて、不合理なる栽培に委し、養蠶をなすものに多し。彼此共に無自覺なる掠奪的桑園經營の結果なりとす。轉つて桑園反別に對する收繭量を見るに大に遜色あるは、桑園荒廢の實證なりとす。之を以て本郡に於ける桑園は既に平面的擴張の必要を認めずして、立體的桑園改良の急務を認むるにより、改善改植を要すべきものは速に整理し、一面經濟的にして且つ合理的なる桑園の經營に據らしむるを要す。

（二）桑園反別と掃立枚數並に收繭量（大正九年調べ）

桑園反別						掃立枚數					
見積反別に加へたる實際反別	不足反別	過剩反別	養蠶に要したる反別			春蠶	夏蠶	秋蠶	計	春蠶	夏蠶	秋蠶	計
六三五反	—	一〇八	六、二一七			九、三九六枚	九、九九三枚	五、三七一貫	一九、三八九枚	三九、八六四貫	八〇、二三五貫

桑園反當掃立枚數	三枚
桑園反當收繭量	二貫六七八匁
蠶種一枚當收繭量	四貫一三匁

桑葉賣買數量					
桑葉賣買		芽桑賣買			
賣買	差引不足	賣買	差引剩餘		
一四、六〇貫 七、二四二貫		四八、三五一貫 六、六九八貫		四一、六五三貫	七、〇二八貫

桑園反當收繭量十二貫六百七十八匁は、成績不良と言はざるべからず。之れ荒廢桑園多く平均反當收葉量の少なきに起因す。將來反當收葉量の增加に依り、現在の倍額以上たらしむるを要す。春蠶掃立枚數九千三百九十六枚、夏秋蠶九千九百九十三枚にして、前者に比し後者の掃立枚數寧ろ多きは喜ぶべき現象にして、將來普通農業

との勞働衝突を避けんため、益々夏秋蠶を奬勵するの要あり。然るに本郡に於ては夏秋蠶專用桑園の設置せらるるは絕無にして、一桑園を以て夏秋蠶に當つるものなり。此の結果たるや桑葉の濫穫に伴ひ桑樹の生理を害し延いて桑園の荒廢を誘致するものなり。乃ち掃立枚數に於て、夏秋蠶は春蠶を凌駕せるに拘らず。收入額に於て春蠶の半ばに過ぎざるは甚だ遺憾とする處なり。故に一般積極的桑園改良と相俟て飼育法の研究を要す。本表過剩桑葉の多きは糸況頓挫の當年なるに因る。例年斯る現象なし。

（ホ）苫田郡蠶業統計表

年度	春蠶 飼育戸數	春蠶 收繭額	夏蠶 飼育戸數	夏蠶 收繭額	秋蠶 飼育戸數	秋蠶 收繭額	晩春蠶 飼育戸數	晩春蠶 收繭額	合計 飼育戸數	合計 收繭額	收入金額
明治四四年度	一、七四八	二三四・二	一、四三	六二、六	九九五	四四・〇	—	—	四、一六三	三四〇・八	
大正元年度	一、九五七	二、八二八・七	八六〇	二五六・六	一、四五一	八三・一	—	—	四、二六八	三、九一六・八	
同四年度	—	二、七一八・二	—	二三・八	—	一、一二四・四	—	—	—	四、〇八五・四	
同一〇年度	一、九四五	三、九九・九	六九一	三七七・九	二、二五九	二、五六八・二	—	—	四、八九五	六、九一六・〇	八八一、七一八
同一五年度	三、二五	七、一一九・二	—	—	三、九五五	三、九六三・三	二、七四九	三、九六・七	九、三〇九	一五、〇六八・二	一、二五一、七五七

第六節　畜　産　業

畜產業の範圍狹からずと雖も、苫田郡に於て重きをなせるは畜牛・馬匹及び鷄並に牛乳等なりとす。

就中畜牛は尤も重きをなし大正十三年末調査に依れば、郡內飼養戸數實に五千五百七十一戸、頭數八千九百五十九頭に及び一戸平均約一・七頭に當る。之に次ぐは馬匹にして大正十三年年末調査に依れば、飼養戸數四百九十三戸頭數五百五十六頭に及び、一戸平均約一・一頭に當る。養鷄業は比較的盛なりと云ふべからずと雖も、大正十三年末調査に依れば飼養戸數四千八百五十八戸、成鷄二萬二百六十一羽、一戸平均約四羽に當る。牛乳搾乳場は大正十五年西苫田村大字山北に津山牛乳株式會社の組織を見たれば、頓に一大進境を來すの日遠きにあらざるべし（其の詳細は第九章會社の節參照を要す）其の他密蜂・鶩飼養等行はるれども茲に縷說せず產牛馬業改良發達を目達とせる苫田郡畜產組合は斯業唯一の機關にして、本郡の畜產業上特筆すべきものなれば項を更めて之を說くことゝなさん。

（一）畜　牛

本郡は古來作州牛の本場として加茂牛・奧津牛・富牛等の名稱の下に、體格資質の優良なる畜牛の生產地を以て名あり。而かも其生產頭數一ケ年實に二千頭乃至三千頭の多きを數へ、郡外搬出頭數亦二千五百頭を下らざるの盛況にありて、地方產業上重要なるものとせらる。然れども時勢の推移は之等畜牛體格倭小にして、經濟的價値に乏しき在來の和牛を以て滿足せざるのみならず。一面林野整理の進捗は、古來の習慣たる自由放牧てふ放慢なる產牛政策を允さゞる等の關係より、畜牛飼育頭數に制限をなすの餘義なくせられ、爲めに之等畜牛の個體改良に依り各個の價値の增進の要求するに至れり。時恰も明治三十七八年戰役に際り、經濟界の好況と共に雜種改

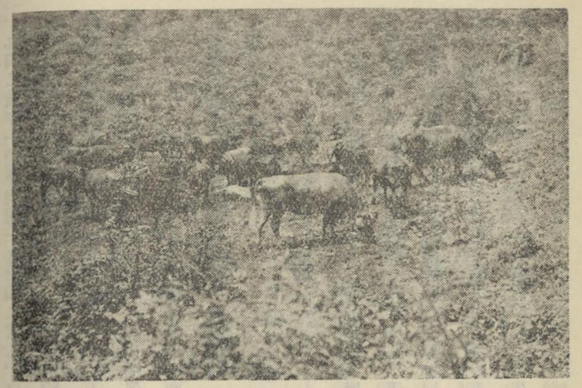

上齋原牧場

良説の高唱せらるゝあり。本郡亦西苫田村後藤秋平・久田村牧野源二郎等の先輩に依り、エーアシヤ種・ホルスタイン種等の種畜を移入し以て和牛の雜種改良を圖り、之が系統の普及を奬勵したりしが、其結果倭小にして晩熟なる在來和牛の體格をして稍々大型・早熟ならしむることを得たるも、之等雜種改良の終局は世界の牛種中最も和牛の誇るべき特有の肉味と體質の強健性とを失ふに至るべきを以て、明治四十三年頃より更に洋種の血液を退却せしめて、改良和種としての血液の固定を圖るに至れり。

偶々明治四十四年苫田郡產牛馬組合の組織成り、畜牛の改良奬勵事業は縣の施設と相俟つて着々効を奏し、其間一張一弛幾多の變遷を經て今や畜牛生產の量に於て將た質に於て作州牛の名を辱かしめす。肉牛として將た役牛として遠く京阪地方に歡迎さるゝの盛況を呈するに至れり。

本郡の地勢產馬に適するも古來之が改良に力を盡したる形跡なかりしが、近時道路の開通と共に馬をして從來の駄用にのみ甘ぜざるに至り、荷馬車用として飼養するもの多きに至れり。明治四十二年馬政局島根種馬所の種付所を香々美南村に設置せられしより、牝馬の飼育數及生產頓に增加し、同時に形態の改良稍々見るべきものあるに至れり。然るに近時種付生產を計るもの漸次減少の傾向を呈するに至りしかば、當局大に本郡產馬の前途を憂慮し、大正七年より畜產技術員を置き、共進會の開催・種馬種付の奬勵・產駒品評會の開催・講話・講習等を開きて、馬政局及び縣の奬勵と相俟つて之れが指導奬勵に努め、又香々美種付所の位置餘りに偏在し爲めに種付普及上不便尠からざるを認め、津山町梶村良治・田邑村土居通孝・東苫田村福田重任・芳野村藤田好夫等有志の援助を得て、大正十一年五月東一宮村宮ノ市家畜市場所在地へ移轉し、同時に優良種牡馬二頭の派遣を受け又政府より種牡馬・壹頭の貸下をも受けて種付の普及を圖り、一面民間產馬家たる香々美南村後藤源二郎及上記福田重任・土居通孝・梶村良治等の先覺者は自ら率先して、遠く北海道・奥州地方の產馬地より優良牡馬を移入して種類の改良と飼育管理の改善とに力を盡し、以て一般當業者に範を垂るゝあり、之と共に一般馬匹飼養家の自覺大に進みて益々奮勵協力したる結果、歲と共に優良馬の生產增加を見漸次其成績を顯揚しつゝあり。

（三）畜產組合

本郡畜產組合の前身たる產牛馬組合は明治四十年の創立に係り、畜產保護奬勵の唯一の機關として、技術員を設置し種畜並に產犢駒の奬勵を行ひ、或は品評會を開き或は講習講話會を開催する等直接間接に之れが奬勵に努

めたるも、時恰も經濟界の變動並に極端なる雜種改良蹉躓の直後を承け、一般人士の未だ畜産の改良に意を傾くるもの少く、一面組合員の組合に對するの無理解は延いて組合費の徴收難を來し、爲めに組合の經營困難を告ぐるに至り、組合の不振は益々其度を加へ畜産改良奬勵の事業亦茲に停頓を見るに至れり。然るに大正四年畜産組合法の發布あり。茲に於て從來の產牛馬組合を其儘畜産組合に改めたりと雖も、畜産組合の經營は依然として困難を極め、遂に組合事業を中止し組合は有名無實の團體たるの止むなき狀態に立至れり。然れども本郡は夙に畜牛馬匹の名產地にして、之れが盛衰は郡の休戚に關すること大なるものあるのみならず、今後畜産を除外したる農業は到底健實なる發達を遂げ得ざるの事實に鑑み、時の郡長久山知政は大正七年以來郡費を以て之れが施設を講じ以て之に對應する處ありしが、大正十一年郡制廢止以來郡農會をして、郡事業を繼承せしめ來りしと雖も、之亦一時的權宜の措置にして萬全の策にあらず。將來畜産の改良發達は、畜産組合の活動に俟たざるべからずとなし、當時の郡長小沼敬三郎は各町村當局者及郡內當業有志の意見を徴せしに、何れも畜産組合復活事業進捗に異議無かりしがは、直に之れが遂行の第一着手として各町村區長の囑託をなし、惣代議員の選擧を行ひ、大正十三年一月復興組合第一回總會を開催し役員選擧の結果、組合長に小沼敬三郎以下夫々選任せられ更に各町村に於て惣代議員を選出し、尋て同年三月通常惣代會を開催し、組合經費收支豫算並に組合費分賦收入方法の議定を了し、同時に技術員を任命したり。斯くて多年不振を免かれざりし組合も愈々茲に活躍の曙光を認めらるゝに至れり。爾來組合は畜産の奬勵をなすに積極的事業を行ふと同時に、消極的方面よりも家畜の保護救濟事業に力を注

ぎ、以て積極・消極兩方面より斯業の健實なる發達を圖りつゝあり。其主なる事業を左に列擧し並に組合創立當時より今日に至る役職員の氏名を掲げ以て參考に資せん。

苫田郡畜産組合事業

一、畜産技術員設置　一、種牡牛設置　一、產馬改良奬勵　一、基礎牝牛馬保留奬勵　一、犢駒保護奬勵　一、牛馬飼育奬勵品評會　一、町村畜産品評會奬勵　一、畜産關係團體補助　一、家畜共濟　一、牛馬削蹄　一、家畜衛生施設

役職員

一、明治四十年五月一日選擧

組合長　牧孝太郎　組合副長　後藤源治郎　理事　土居通孝　技手　早瀨健治郎

中途組合長及理事辭職の儘大正十三年に至る。早瀨健治郎亦中途辭職、難波權四郎・植山五八等順次後を襲ひ次て大正五年に及び、爾來缺員の儘大正十三年に至る。

一、大正十三年一月七日改選

組合長　小沼敬三郎　副組合副長　上原良助　同上　後藤秋平　幹事（大正十三年三月十五日囑託）武川雀一　同上（同上）難波武通　技手（同上）山本友三郎　大正十五年七月一日より專任）書記（大正十三年十二月二十五日囑託）藤木金一郎（大正十五年七月一日より專任）

（四）畜牛頭數・生産數・農家飼養數

（各年十二月末調）

年次	畜牛數 牝	畜牛數 牡	畜牛數 計	生産數 牝	生産數 牡	生産數 計	農戸數	農家百戸に對する飼養數
大正元年	五、七七二	二、三八	七、九〇〇	一、三一一	九七四	二、二八五	八、一三三	九七
同二年	五、七二四	二、二三四	七、八五八	一、一五四	一、〇〇五	二、一五九	八、二四九	九六
同三年	五、七〇九	二、一二八	七、八四七	一、二九〇	一、〇一二	二、二三二	八、二九三	九四
同四年	五、六九五	二、一一九	七、八一四	一、二七二	一、〇六六	二、三三八	八、三〇四	九三
同五年	五、八九三	二、二七七	八、〇三〇	一、二五五	一、〇〇八	二、二二三	八、三二〇	九九
同六年	五、四八〇	一、八七七	七、三五七	一、一〇〇	九二四	二、〇二四	八、三五五	八八
同七年	五、四〇六	一、八九〇	七、二九六	一、一三四	九二八	二、〇五二	八、二五八	八九
同八年	五、〇〇六	二、一一〇	七、一一六	一、〇四六	七八四	一、八二九	八、四一三	八四
同九年	七、五四一	二、九〇七	一〇、四四八	一、九九七	一、〇三〇	三、〇一七	八、八〇五	一八
同十年	七、九八六	二、七二三	一〇、七一八	一、六二一	一、一〇九	二、八三〇	八、六六四	一三
同十一年	七、六八四	二、七一九	一〇、四〇三	一、五四三	一、二四七	二、七九〇	八、二四九	一四
同十二年	七、二四四	二、六八一	九、九二五	一、二七八	一、一一九	二、三九〇	八、一一四	一三
同十三年	六、九九五	二、二九四	九、二八九	一、一七九	一、〇三三	二、二一二	八、一一〇	一五
同十四年	六、四一〇	二、四三三	八、八三三	一、二三四	一、〇八〇	二、三一四	八、〇九六	一〇九

（五）馬匹頭數及生産數

（同上）

年次	馬匹現在數 牝	馬匹現在數 牡	馬匹現在數 計	生産數 牝	生産數 牡	生産數 計
大正元年	四四一	一四八	五八九	六八	二五	九三
同二年	四七四	一三〇	六〇四	四二	二八	七〇
同三年	五一二	九三	六〇五	三六	三	六八
同四年	五八五	八八	六七三	三三	二八	六〇
同五年	五四八	七五	六二三	二七	二五	五七
同六年	四九〇	八一	五七一	二七	二二	三九
同七年	四二八	七三	五〇〇	二五	一一	三六
同八年	四五〇	八一	五三一	二〇	七	二七
同九年	四三一	八六	五一七	一八	六	二四
同十年	四九〇	一二六	六〇六	二五	一六	四一
同十一年	五二六	九一	六一九	二三	一四	三七
同十二年	四五七	三一	四八八	二二	三	五四
同十三年	四九〇	六六	五五六	二六	七	三三

（六）各町村畜牛飼養狀況各町村別表

（同上）

	年末現在飼養戸數	年末頭數 牝	年末頭數 牡	年内出産 牝	年内出産 牡	年内斃死 牝	年内斃死 牡
大正十三年	五、五七一	六、六九五	二、二九四	一、〇二三	一、一七九	五九	二九
二宮村	四四	四五	五	五	二六	—	—
院庄村	一八〇	一八一	二七	七	三	—	—
芳野村	二三二	一七五	八九	三三	二五	一	二
郷村	一七一	六三	一四五	六	一一	—	—
大野村	二二七	一九八	七四	二七	二九	—	—
小田村	一三八	一三四	三七	三二	三五	—	—
中谷村	一四一	一五三	二五	一五	一四	—	—
富村	二二〇	四七九	九八	七〇	六八	二	二
久田村	一六二	一八五	二〇	三四	二八	二	一
泉村	一五〇	二六六	五六	三八	四四	一	三
羽出村	一六二	四九八	九八	七九	八二	三	二
奥津村	一五三	五八四	一二八	一二	九一	二	二
上齋原村	一六八	四一三	五四	五一	四五	八	三
津山町	一八	一七	二	一	一	—	—
西苫田村	二四九	二〇〇	八三	一〇五	七一	五	二

	年末現在飼養戸數	年末頭數 牝	年末頭數 牡	年内出産 牝	年内出産 牡	年内斃死 牝	年内斃死 牡
一宮村	一六	一三	一九	一七	一六	二	一
田邑村	二一〇	六三	一七二	一〇	五	二	一
香々美南村	二一一	二一〇	九〇	六二	八九	六	三
香々美北村	二〇三	三四一	三四	一〇	四五	四〇	四
津山東町	二二二	二三	一一四	二一	二四	二八	二
高野村	三三五	一二七	二四五	三四	一一	一	一
東苫田村	一四三	一一六	三七	六	三七	二	二
東一宮村	一三七	一三一	五五	一二	二四	三	三
神庭村	一六三	一三八	八三	一六	三一	一	一
高倉村	一七九	七一	一三三	一九	八二	二	二
高田村	三〇二	三六九	二二五	五二	六一	五	二
加茂村	二四四	三五〇	一六	三三	七五	三	一
四加茂村	一九八	三六九	七六	五三	七〇	二	—
東加茂村	二八一	三三八	四八	四〇	六七	四	—
上加茂村	一七二	二一八	三一	六一	四五	六	—
阿波村	一四三	一七六	八五	二三	一八	二	—

第七節　林業

本郡の山林反別は、郡總地積の約八割を占め、之が經營の如何は眞に本郡の經濟上竝に國土保安上に至大の關係を有せり、然るに明治中葉時代までは之が保護一般に薄く、造林等も閑却せられ、却て濫伐の狀態を免れざりしが、近年斯業に對する思想は漸く普及され、林野の整理・森林造成に意を注くに至りたるも、未だ十全ならず今後機會を作り更に深く營林思想の徹底を期すべきなり、木炭は本郡重要物産の一にして、大正十一年木炭同業組合を組織し、製法並に俵裝量目等に改善統一を圖り市場の聲價を高めつゝありと雖も、之か原料林其の他の點については、尙改良の餘地少からざるものあり。

（一）山林總反別（大正十年三月末調査）

本郡林野の測定面積は五萬三千十七町五反歩にして外に國有林五千五百五十一町歩あり。之が所有別並に林相別割合等を左に表示せん。

種別			反別	林相別反別	
公有	立木地	反別	一七五、二四一反	立木	一七五、二四一反
	無立木地	反別	一五六、〇八八	無立木	一五六、〇八八
	計		三三八、三三九		三三八、三三九
社寺有	立木地	反別	三、〇一四	立木	二、二二四
	無立木地	反別	八〇五	無立木	七九〇、六八
	計		三、〇一四		三、〇一四
私有	立木地	反別	二、二二一	立木	二、〇〇、六八
	無立木地	反別	八〇五	無立木	一、四二一
	計		三、〇一四		
公私共有	立木地	反別	三、七六、一三五	立木	六割八分强
	無立木地	反別	一六八、四三一	無立木	三割二分弱
	合計		五四四、六九五		

前掲の如く所有割合に於て公有林六割强を占め林相別割合に於て三割二歩の無立木地帶を示せるは木材薪炭の需給上は勿論治水上考慮すべきものたり、加ふるに近時水力電氣事業の發展並に耕地擴張整理に伴ふ灌漑水の利用益々多く、水源の涵養は愈急務なるを以て須らく遠大なる施業計劃を樹立して逐年實行完成を期すべきなり。

（二）山林各町村別反別（同前）

二宮	四五六〇・〇〇反	泉	一〇四二三・二三	田邑	三六七〇・一〇	東苦田	八〇六〇・〇〇	東加茂	一三一五一〇・〇〇
院庄	四二一・二六	羽出	二三〇五六・二五	芳野	九七八〇・〇〇	東一宮	七三六〇・〇〇	上加茂	二一八六二八・〇一
大野	三四六四四・三	奥津	一八〇三六〇・〇〇	郷	二八五一・二六	神庭	六三五〇・〇〇	阿波	一六四三六六・〇一
小田	四一七四〇・〇〇	上齋原	六九五〇〇〇・〇〇	香々美南	四九五八〇・〇〇	高倉	二五六四・〇五	合計	五三〇一七五〇・〇〇
中谷	一二三三〇・〇〇	津山	九二・三三	香々美北	二〇〇六三・三五	高田	一九七四八五・三五		
富	二一〇七一〇・〇〇	西苫田	一三二八・一八	津山東	四三五・一〇	加茂	三三六二四〇・〇九		
久田	八六六四・〇八	一宮	五一一〇一・一〇	高野	五一一〇〇・〇〇	西加茂	一〇五九二一・一五		

（三）立木地反別（同前）

樹竹林別	樹種	齢級	公有	私有	公私共有	社寺有	合計
樹林	松	幼	五、八五七反	五、九〇三		二一七	二、九六六
		壯	二、二九四	一一、六一八		二八一	一四、二九三
		老	一四三	四、一一一		一四四	四、五三八
		小計	八、五五四	二一、六三二		五一三	三〇、六九七
	杉	幼	一五、九五七	一二、一一五	〇四三	〇一六	二七、一一五
		壯	三、五八五	九、〇〇三	〇一九	〇一一	一二、四七四
		老	一九、五四二	一一、四六三			四一、一九六
		小計			〇四七	〇一七	一五〇
	扁柏	幼	八、七六一	四、三七三		一六	一三、一五〇
		壯	一三一	一、一一一		三七	一、三九九
		老					
		小計	八、八九二	五、七一四		一五八	一四、七四五
竹林	若竹		一七三、一五五	一九八、六四九		二、二一一	三四七、〇一四
	淡竹		八四	一、九六三		三	二、〇三九
	合計		八六	二、〇三八		三	二、一一七
總計			一七三、一四一	二〇〇、六七八		二、二一四	三七六、一三一

前記立木地反別を統括すれば左の如し

立木地所有別
- 公有　四割六分強
- 私有　五割二分強
- 社寺有　一分弱

立木地樹種別
- 松　九分強
- 杉　一割一分
- 扁柏　四分強
- 雜　七割四分強
- 竹林　僅少

前表の如く本郡公私有林地域の歩合は比較的當を得たる狀態にして、經營上有利なる觀あり、現狀よりすれば林木の齡級は、雜木炭材林地積の多き爲め、幼齡林多く老壯林少し、是れ即ち需給の關係上濫伐を頻ならしめたると、一は公有林地に部落有多く天然林地たらしめたるが爲なり。近年愛林思想漸次高潮せられたる結果、林地の統一整理行はれ、經營管理に遺漏なきを期しつゝあり、私有林地も、此の思想の普及に伴はれ諸林相の次第に改りつゝあるは嬉ぶべき現象なりとす。而して雜木林は樹種概ね劣等なれば、漸次改植して櫟楢等の林地たらしむべく、殊に特用樹種たるけやき・ほう・さくら・とち・くるみ・くり・みづめ・なら等の現存せる林地尠からざるを以て、適當なる保存法を講ずべきなり。

竹林は近年竹材の需用激增せると、利益回收の速なるを以て、經營比較的難事たらざるに、地積一ケ村平均僅かに七町歩を算するのみなるは物足らぬ感あり。須く將來經營管理を完からしむると共に、適地を相して增殖を企劃すべきなり。

（四）既成人工造林反別

（大正十年三月末調査）

既成前表人工造林反別を統括ずれば左の如し

樹種	齢級	公有	私有	公私共有	社寺有	合計
樹林 松	幼	三九二反	一〇八反	—	二二五	五〇〇反
	壯	二六九	七	—	二二五	五八二
	老	—	三五	—	—	三五
	小計	六八一	三二	—	二二五	一、一二七
杉	幼	一四、八六三	一〇、九六七	—	四〇	二五、八七〇
	壯	一、八一一	五、五六二	—	一一	七、三八四
	老	—	五〇一	—	九	五一〇
	小計	一六、六七三	一七、〇三〇	—	六	三三、七六三
扁柏	幼	八、〇五八	四、三七五	—	二五	一二、四五八
	壯	六六	九〇一	—	二三	一、九九〇
	老	—	一六	—	七	九五
	小計	八、一四	五、二九二	—	三七	三、五四三
樹林 樺	幼	二、九三二	二〇	—	—	二、九五二
	壯	—	三〇	—	—	三〇
	老	—	—	—	—	—
	小計	二、九三二	三〇	—	—	二、九六二
櫟	幼	一五	—	—	—	一五
	壯	—	—	—	—	—
	老	—	—	—	—	—
	小計	一五	—	—	—	一五
樹林 樟	幼	—	—	—	—	—
	壯	—	—	—	—	—
	老	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—
雜		一七一	五〇	—	四〇一	五一、九〇一
合計		二八、五九五	三一、九〇三	—	四〇一	三一、八六六

所有別既成人工造林反別

公有	五割五分強	立木地に對し	一割七分弱	
私有	四割四分強	同	一割二分強	
社寺有	僅少	同	僅少	

樹齢 既成人工造林反別

幼	四、二〇四・六反	八割二分弱
壯	九〇二・六	一割七分弱
老	五六・一	一分強

前掲の如く人工造林歩合は公有林・幼齢林に多く、老壯齢林の少なきは近年林野整理に伴ひ植樹に意を注ぐ氣運に向ひし結果なるも、總面積より之を觀る時は前表の如く相當植樹を行ふべき地積多し。特に櫟の造林は公私有とも極めて少きは缺點とする所なり。近年薪炭林の伐採極度に達せんとしつゝあるを以て之れが造林は目下の最急務とするところなり。而して人工造林は幼齢林多きに依り之れが撫育作業の遺憾なきを期すると共に間伐木の利用に關しては相當考慮を要す。

（五）民有林野人工造林各年新植表

（各年十二月調査）

年	杉	扁柏	櫟	其他	計
大正十年	二八、三町反	五〇、六町反	二〇、八町反	— 町反	二〇七、二町反
同 十一年	二六、五	三四、六	一八、八	一〇	一九三、七
同 十二年	一〇三、七	八二、三	一五、四	—	二四〇、〇

(六) 造林用苗木 (各年十二月三十一日現在調)

年	苗圃面積	杉	扁柏	松	樅	其他	計
大正十年	七、四一〇坪	四五、〇〇〇本	二六、〇〇〇本	一〇、〇〇〇本	六〇、〇〇〇本	一〇、〇〇〇本	一、六二、〇〇〇本
同十一年	九、五一〇	五七、〇〇〇	三〇、〇〇〇	五五、〇〇〇	三五、〇〇〇	九五、〇〇〇	
同十二年	一〇、八六七	一、〇六八、〇〇〇	三六九、〇〇〇	一二七、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	三六、〇〇〇	一、六二、〇〇〇

(七) 無立木地反別 (大正十年三月三十一日現在調)

種別	公有	私有	公私共有	社寺有	合計
普通林	一四、八五一反	八、六四二反	—	一八六反	一四九、七九九反
保安林	一五、一三七	二、八九九	—	六一七	一八、六五三
砂防指定地	—	—	—	—	—
計	一五六、〇八八	一、八五四	—	八〇三	一六八、四三一

前掲の如く無立木は殆んど公有林にして大部分は放牧地及び採草地にして、其の地積の稍過大なるの感あり。香々美北又び加茂地方の諸村は概ね其整理を了へたりと雖も、神庭・高田兩村に關係せる諸村は亦整理の狀態にあれば、速に採草地の整理をなし採草量の增加を圖り以て造林見込地に對し、天然林の撫育に努むると共に相當樹種の植栽を行ふの要あり、故に速かに林野整理統一を行ふと同時に施業案を樹て、採草地・牧場等の整理を遂げ殘部に對し造林の要あり。

(八) 無立木地造林見込反別 (大正十年三月廿一日現在調)

樹種	地目	公有 天然造林	公有 人工造林	私有 天然造林	私有 人工造林	公私共有 天然造林	公私共有 人工造林	社寺有 天然造林	社寺有 人工造林	合計 天然造林	合計 人工造林
松	普通林	六、二五七	四、七一〇	五三	—	—	—	二	—	六、二一三	四、七一〇
	保安林	八〇一	八、五七七	二〇	二、八九九	—	—	—	三九六	八二一	二一、八七三
	砂防指定地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小計	六、九五八	一三、二八七	七三	二、八九九	—	—	二	三九六	七、〇三三	一六、五八二
杉	普通林	—	四、三四九	—	二八九	—	—	—	—	—	四、六三八
	保安林	—	七九八	—	—	—	—	—	—	—	七九八
	砂防指定地	—	五、四四七	—	二八九	—	—	—	—	—	五、四三六
	小計	—	五、四四七	—	二八九	—	—	—	—	—	五、四三六
扁柏	普通林	—	五、四七三	—	一六二	—	—	—	三	—	五、六三八
	保安林	—	一、七一一	—	—	—	—	—	—	—	一、七一一
	砂防指定地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小計	—	七、一八四	—	一六二	—	—	—	三	—	七、三九九

雑	普通林	九、九四九	一、二一七	一、五八一	三五五	—	—	—	—	—	三五	五	二、五六五	一、四七七	
	保安林	二、〇一六	二、六一七	—	—	—	—	—	—	—	二六	—	二、三二	二、六一七	
	砂防指定地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	小計	二、九六五	三、七三四	一、五八一	三五五	—	—	—	—	—	二五一	五	二、三五七	四、〇九四	
普通林合計		一六、一〇六	一五、六四九	一、六三四	二、八九九	—	—	—	—	—	三七	八	一七、七七七	一六、四六三	
保安林合計		二、〇一六	一三、七〇三	二〇	—	—	—	—	—	—	二六	三九六	三、〇五三	一六、九九八	
砂防指定地合計		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
總計		一八、九三三	二九、三五二	一、六五四	三、七〇五	—	—	—	—	—	二五三	四〇四	二〇、八三〇	三三、四六一	

造林見込反別の總無立木地に對する割合

天然造林　二〇八三町　一割二分強　三割八分

人工造林　一三三四六町一反　一割九分強　六割二分

計　五四二九町一反

無立木地は牧場及採草地並に未利用地なれば之れが整理を行ひ、造林見込反別中天然林撫育造林は勿論極力造林を實行せしむるの要あり。

（九）林種改良を要する林地反別（大正十一年三月三十一日現在調）

地目	將來樹種	所有 公有	所有 私有	所有 公私共有	所有 社寺有	所有 合計
普通林	杉	四、一九三反	三、三八反	—	三	七、五一三
	扁柏	三、八九二	二、六九四	—	—	六、五六六
	櫟	九〇四	一、六一五	—	—	二、五一九
	雜	—	二〇	—	—	二〇
	計	八、九八八	七、七四七	—	三	一六、七三八
保安林	杉	一、七七三	—	—	—	一、一七三
	扁柏	一、八八八	—	—	—	一、八八八
	櫟	四五〇	—	—	—	四五〇
	計	四、一二	—	—	—	四、一二
合計		一三、〇九九	七、七四七	—	三	二〇、八四九

林種改良を要する土地は公有並に私有大部分にして、現に天然造林地域に於ける樹種劣悪なるもの多し。之れに對しては伐期に於て伐採後必ず適樹を栽植せしめ、又荊蕀叢生の地に於ては速に改良するの必要あり。殊に林種改良を要するもの公有林に多し。須らく施業要項を確立し確實なる實行を期するの要あり。

（一〇）主なる林野産物（其ノ一）

事項	木炭		柴草		五倍子	
年	數量	價額	數量	價額	數量	價額
大正十年	一、一三二、四一〇貫	三六八、三六二円	三、一九一、九五二貫	七一、八六九円	二三、九二〇斤	三、五七円
同十一年	一、四四九、八四八	四六一、〇七一	三、六六三、三一四	一三一、三一四	二〇、八〇三	二、五八一
同十二年	一、三七八、五五九	四六三、五二四	三、八五〇、八一〇	九五、六三七	一八、九八六	一、四六九

同上（其の二）

事項	松茸		其他の菌		自然生蔬菜	
年	數量	價額	數量	價額	數量	價額
大正十年	四、一二六斤	二、七九四円	二、二六三貫	一、五三八円	二三、〇一九貫	四四九六円
同十一年	四、四九六	三、一三五	七、七〇三	二、一四一	一、八五〇	一、九五〇
同十二年	五、三二七	三、四三八	四、二七五	二、九二一	一五、四一六	六、一五一

同上（其の三）

事項	杉皮		樹實（主トシテ栗）		萱	
年	數量	價額	數量	價額	數量	價額
大正十年	二、六四八坪	五、三七七円	四三三石	五、七三四円	貫 —	円 —
同十一年	一三、〇二九	五、七三〇	二、九七〇	三六、〇七八	二七、一四〇	九、八
同十二年	八、五七〇	五、二八三	二、八	三、六四二	一七〇、五五〇	七、四四四

（一一）町村財政と林野收入（同前）

本郡の町村財政は年々膨脹しつゝあるが今大正十二年度に於ける歳入出並に林野關係收入額を擧ぐれば左の如し

町村名	歳入	歳入ノ内山林收入	歳出	歳出ノ内經常部	町村名	歳入	歳入ノ内山林收入	歳出	歳出ノ内經常部
二宮村	二〇、八九三円	— 円	一七、〇四一円	一三、八七四円	一宮村	九、四三二円	— 円	八、三三九円	六、六五〇円
院庄村	一七、五〇八	—	一六、九四一	一六、二七五	田邑村	二一、九五七	三九	一六、七九一	一四、二九一
芳野村	二〇、〇八一	一〇三	一九、八四六	一六、〇九四	香々美南村	二〇、四〇四	—	二〇、三五四	二一、七四七
郷村	一五、一〇三	四五五	一五、〇八一	一三、八二一	香々美北村	一八、〇〇九二	—	一三、七五九	二、三
大野村	一七、八二〇	—	一七、一三〇	一五、八二三	津山東町	三〇、七八三	—	二七、五二三	二〇、九二八
小田村	一五、一一六	二〇五	一三、一〇九	九、八五四	高野村	二六、五七一	—	二一、九四八	二〇、六七九
中谷村	一三、七〇〇	一四七	一三、五五三	一二、五九四	東苫田村	一三、一七六	—	一三、四三七	九、八二二
富村	三三、六二七	二、九四四	三二、五六七	一四、〇三二	東一宮村	九、四六五	—	九、四六五	九、二一七
久田村	三三、四八六	三九一	八、八〇〇	一六、六〇三	神庭村	一二、二八七	—	一二、二七〇	一〇、五六六
泉村	一一、九三〇	四一〇	一〇、九一三	九、六〇三	高倉村	一〇、一一〇	—	一〇、一一〇	一〇、一三一
羽出村	一六、七五〇	二、一七三	一六、七五〇	一〇、六三三	高田村	二〇、〇〇六	—	一七、五五一	一六、八四六
奥津村	二四、三四一	三、五八〇	二、六六六	一五、六九〇	加茂町	三〇、四四四	二、四一八	一八、五〇一	一八、八九二
上齋原村	一六、一七五	五、一六四	一三、三〇〇	一三、〇四九	西加茂村	三、一一七	四、七三三	二、一七三	一六、八五三
津山町	二二四、九六三	—	二〇五、八五六	一四一、七二五	東加茂村	二五、七八〇	三、三三五	二五、七一三	一五、八九一
西苫田村	二三、七九〇	一〇七	二一、三五八	一九、五五九	上加茂村	二一、九一七	—	一〇、〇六二	一六、五〇八
					阿波村	二一、一四五	五、八七六	一〇、六四九	一〇、三三三

第八節　商業

（一）概說

翁橋より宮脇町を望む

本郡の商業戸數は郡總戸數（一五、一一五）の一割七分六厘を占め、其の數實に二、六六五戸に達す。而して津山町及び其の接續市街地（津山東町・二宮村・院庄村等）は本郡否美作國の一大商業地にして、苫田郡内商業戸數の六割强を占め、其の戸數一、七二五戸に達し、本郡否美作一帶の商業上の一大中樞にして、本郡の生産者と消費者との間に立ち、財貨交換の媒介需給適合の使命を負へるものと謂ふも過言にあらざるべく、其の商業の振否如何は郡民の生活上經濟上至大の關係あるや論なし。これに次ぎて中樞部の補暢をなすものは、本郡東部に小中原及び桑原あり。互に連接して加茂地方商業唯一の中樞をなす西部に寺元・久田・奥津等あり、點在して吉井川上流地方商業上の中心たり。營業狀態は坂神地方の如き專業店は極めて少數にして、多くは數種若くは數十百種の商品を取扱ふ雜貨商なり

又專門の店舗も極めて少數にして、多くは卸・小賣を兼ぬるもの及び小賣專業者なり。店頭裝飾其他設備等に於て、華客の眼を惹くに足らざるの感ありしも、近時人口の增殖、社會生活狀態の向上、及び銀行業・倉庫業、運送業竝に諸生産業、工業等の發達と、大正十二年八月以來鐵道作備線開通に依り、津山を中心として作西・備北地方との交通運輸頓に發達し、津山地方商業上の活氣を添へしこと尠からず。

鐵道因美線は既に鳥取智頭間の開通を見、その第二期工事又津山を基點として着々進みつゝあれば、全線の開通亦遠からざるべく、姫津線の敷設計劃又漸次進捗しつつあれば、これ等の諸線完成の曉には陰陽交通運輸の系統暢整し、津山を中心として本郡の商業界に一大革新を見るの日蓋し遠きに非らざるべし。

「商業戸數表は本章第一節參照のこと。」

（二）津山町移出入年表

（津山町役場勸業統計に據る）

移出 品名	大正十二年度 數量	大正十二年度 價格	移出 仕向地	移入 數量	移入 價格	移入 仕出元
米	四、〇〇〇石	一、七一〇、〇〇〇円	兵庫、大坂、岡山	五〇、〇〇〇石	一、五〇、〇〇〇円	苫田郡各村、勝田、英田久米、眞庭
大麥	五、〇〇〇	五、〇〇〇	同	四、八五〇	五、五〇	同
裸麥	一、〇〇〇	一、〇〇〇	大坂、四國、岡山	一、〇〇〇	一、〇〇〇	同
小麥	三、〇〇〇	三、〇〇〇	京坂、兵庫	二、五〇〇	三、五〇〇	同

大豆	三〇〇 六、〇〇〇	同	四、〇〇〇 八、〇〇〇	朝鮮
小豆	四〇〇 二五、二〇〇	京坂、兵庫、岡山	七、〇〇〇 二六、八〇〇	北海道、朝鮮
食鹽	三、五〇〇、〇〇〇斤 三五〇、〇〇〇	苫田勝田眞庭久米英田各郡	四、〇〇〇、〇〇〇 四〇〇、〇〇〇	香川
清酒	三〇〇石 三六、〇〇〇	同	二二〇 三〇、〇〇〇	兵庫、大坂
醬油	二〇〇 一〇、〇〇〇	同	一〇〇 六、〇〇〇	兵庫
素麺	一、二〇〇貫 一、三〇〇	同	二、四〇〇 二、四〇〇	同
罐詰	四、〇〇〇	苫田勝田久米及眞庭郡	八、〇〇〇	大坂
瓶詰	二、〇〇〇斤	同	五、〇〇〇	大坂、神戸
推茸	二、〇〇〇斤 六、〇〇〇	尾道、福山	三、二〇〇 八、〇〇〇	英田、眞庭、勝田
松茸			二、〇〇〇 一、〇〇〇	久米
香茸	二、〇〇〇斤 二、〇〇〇	兵庫、廣島、岡山	三、〇〇〇 三、〇〇〇	英田、苫田、眞庭久米
果物	三、〇〇〇	神戸、大坂	四、〇〇〇	神戸、美作各郡
蔬菜			二五、三〇〇	勝田、苫田、久米
茶（番茶紛茶ヲ除ク）三、〇〇一斤	四、三五〇	英田、勝田、久米	一〇、〇〇〇 二五、〇〇〇	宇治
白砂糖	二五〇、〇〇〇 六二、三〇〇	同	三五〇、〇〇〇 八〇、三五〇	大坂
赤砂糖	五五、〇〇〇 一六六、〇〇〇		九〇〇、〇〇〇 一六〇、〇〇〇	香川、大坂
初雪	二五、六〇一貫 五四三、一一〇三	神戸兵庫廣島美作一圓岡山		
鹽節	一、八五〇 四一、四六〇	美作各郡	二、四〇〇 四〇、八〇〇	土佐、大坂
煮乾鰯	一五、三三〇 六三、六二〇	美作一圓	三二、〇〇〇 二二、〇〇〇	四國、福山、尾道

鯛鮮魚	七、三五〇 六五、二〇〇円	同	一四、〇〇〇 一三六、〇〇〇円	鄭鮮、廣島、西國
鰆鮮魚	八、二三〇貫 六五、八四〇	同	一六、〇〇〇貫 一二〇、〇〇〇	同
海產雜鮮魚	一五二、三五〇 三四、三六〇	同	二〇〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇	廣島山口朝鮮伊勢兵庫四國
鹽鰤	二五、〇〇〇 一〇、三五〇	同	三、〇〇〇 一二、〇〇〇	丹後
鹽鮭	三、四五二 三、四五二	同	五、〇〇〇 五、〇〇〇	北海道京都大坂伊勢崎
絹織物着尺地	二六、二一〇反 二六二、一〇〇	美作一圓及大坂京都	二五、〇〇〇反 一三〇、〇〇〇	越後
綿織物着尺地	三〇、〇〇〇 三六、〇〇〇	美作一圓	三〇、〇〇〇 六〇、〇〇〇	京都大坂和歌山備後岡山
絹綿織物着尺地	三、〇〇〇 二二、〇〇〇	同	五、〇〇〇 二〇、〇〇〇	同
麻織物着尺地	三〇〇 三、〇〇〇	同	五〇〇 五、〇〇〇	京都、大坂
毛織物着尺地	一、二〇〇 二二、〇〇〇	同	二、〇〇〇 二二、〇〇〇	同
毛斯	六、〇〇〇丈 三〇、〇〇〇	同	一〇、〇〇〇丈 二四、〇〇〇	同
綿ネル	九、二〇〇 二一、九六〇	同	二二、三五〇 一六、二三〇	紀州、大坂
毛織ネル	二〇〇 三、〇〇〇	同	四〇〇 六、〇〇〇	京都、大坂
毛布	一、二〇〇枚 四、八〇〇圓	同	一、三五〇枚 六、〇〇〇	同
女帶地	二六、六七五本 四六、六七五	同	二五、三五〇本 八二、六七五	京都、大坂、岡山
男帶地	一、三五〇 一〇、三五〇	同	二、〇〇〇反 四、〇二〇	博多小倉京都大坂
染手拭	二、三五〇反 二、〇〇〇		三、〇〇〇反 二、四〇〇	京都
タオル	七〇、三五〇打 八四、四六〇	京都、神戸、大阪	三、〇〇〇打 三、〇〇〇	大坂
足袋	二〇〇、〇〇〇足 一〇〇、〇〇〇	島根廣島兵庫鳥取美作一圓岡山	一〇、〇〇〇足 六、三五〇	大阪

晒木綿	二三、三五〇反	二三、二九〇反	美作一圓	一八、〇〇〇反	一八、三五〇
洋產生金巾	二、三五〇	二五、〇〇〇	同	四、〇〇〇	四〇、〇〇〇
晒金巾	五、〇〇〇	二、三五〇	同	二五、〇〇〇	三六、〇〇〇
洋品繰綿	一、三〇〇斤	一、三五〇		二〇、〇〇〇斤	一八、〇〇〇
內地產綿	八、〇〇〇貫	四〇、〇〇〇		二五、〇〇〇貫	二〇、〇〇〇
繭				五、〇〇〇	五、〇〇〇
生糸	三〇、〇〇〇斤	六〇〇、〇〇〇	神戶、橫濱		
眞綿	一〇〇貫	二、〇〇〇	同	一〇〇貫	六、〇〇〇
荒苧	四、二〇〇	八、六〇〇	岡山	五、〇〇〇	八、三〇〇
經木眞田	五、〇〇〇反	一、〇〇〇	兵庫		
花莚	二〇、〇〇〇枚	二、〇〇〇	美作一圓	二五、〇〇〇枚	二七、三〇〇
蠶表	一〇、〇〇〇	二、〇〇〇	同	二五、三〇〇	二五、三〇〇
其產	四、〇〇〇	三、三〇〇	同	五、〇〇〇	四、〇〇〇
和半紙	六、〇〇〇綴	二、〇〇〇	同	五、〇〇〇綴	七、三〇〇
障子紙	六〇、〇〇〇枚	九、〇〇〇	同	五、〇〇〇枚	七五〇
美濃紙	五〇〇梱	七、五〇〇	同	二、〇〇〇梱	三〇、〇〇〇
其他和紙類	三、一〇〇	二七、六〇〇	京都、金澤、美作一圓	三、〇〇〇	四、六〇〇
板紙（ボール紙）	一、六〇〇貫	一六〇、六〇〇	大坂、神戶		
石油（二罐入）	九、〇〇〇箱	六五、〇〇〇		一〇、〇〇〇箱	七〇、〇〇〇

			京坂、岡山		
			同		
			同		
			同		
			同		
			鳥坂、美作一圓		
			京坂、信州、名古屋		
			苫田郡		
			岡山		
			備後、岡山		
			同		
			因州		
			廣島、因州		
			美濃、因州		
			同		
			大坂		

漆器	二二、〇〇〇斤	二〇、〇〇〇斤	大坂、京都		
陶磁器	四九、二一〇	六九、八五〇	京都九州島根岡山		
玻璃器	一〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	大坂		
指物	四〇、二六〇	一〇、〇〇〇	廣島、京都		
建具類	四五、〇〇〇	二五、〇〇〇	同		
管笛	二、〇〇〇サホ	八〇、〇〇〇	大坂	三〇サホ	一、八〇〇
佛檀	二〇〇個	一〇、〇〇〇	大坂、京都	二五個	一、五〇〇
桶類	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	同		
鑄物	二五、〇〇〇	廣島神戶大坂美作一圓			一〇、〇〇〇
扱	三、〇〇〇臺	吾、〇〇〇	島根廣島美作一圓		
釘	二、〇〇〇斤	三、〇〇〇	美作一圓	四〇、〇〇〇斤	六、〇〇〇
靴	三、〇〇〇足	二四、〇〇〇	同	五〇〇足	二、〇〇〇
雨傘	九、〇〇〇本	九、〇〇〇	同	三、〇〇〇本	四、五〇〇
洋傘	三、〇〇〇	二五、〇〇〇	同	五、〇〇〇	二五、〇〇〇
度器	九〇〇		同		二、〇〇〇
量器	一、一〇〇		同		三、〇〇〇
衡器	一、五〇〇		同		三、〇〇〇
藥劑	二六、〇〇〇		同	五〇、〇〇〇	

圖書	三、〇〇〇	同	三三、〇〇〇	同		
理化學器械	七〇〇	同	一、〇〇〇	同		
原動機	九臺 二七、〇〇〇	同	一一臺 三三、〇〇〇	同		
醫術器械	六〇〇	同	一、五〇〇	同		
荷車	一五臺 五、二〇〇	同	三〇臺 三、五二〇	兵庫、大阪		
人力車	一五 一、八〇〇	同	一、〇〇〇 一〇〇、〇〇〇	愛知、大阪		
自轉車	六〇〇 六、〇〇〇	同	三、五〇〇	四國、久米郡		
石材	一、五〇〇	苫田、勝田	九〇、〇〇〇個 三、六〇〇	苫田		
煉瓦	一五〇、〇〇〇個 六、〇〇〇	美作一圓				
瓦	二〇〇、〇〇〇枚 一〇、〇〇〇	同	一〇〇、〇〇〇枚 五、〇〇〇	同		
石灰	一、一〇〇俵 三、六〇〇	同	二、〇〇〇俵 六、〇〇〇	神戸		
洋鐵	三〇、〇〇〇貫 三〇、〇〇〇	同	一、〇〇、〇〇〇貫 二五〇、〇〇〇	大阪、神戸		
松角材	二六〇、〇〇〇材 四五、〇〇〇	大坂、岡山、美作	三三〇、〇〇〇材 四〇、〇〇〇	鳥取、美作		
松板	二五、〇〇〇 七八、〇〇〇	京、神、坂、岡山	二五、〇〇〇材 四五、〇〇〇	同		
杉板	二〇、〇〇〇枚 七四、〇〇〇	同	一〇、〇〇〇材 三五、〇〇〇	同		
松丸太	一五〇、〇〇〇材 一八、〇〇〇	同	二二〇、〇〇〇材 二一、〇〇〇	同		
杉丸太	三〇〇、〇〇〇 三六、〇〇〇	同	三二、〇〇〇 三八、二〇〇	同		
杉角材	一五〇、〇〇〇 三〇、〇〇〇	同	五、〇〇〇 一〇、〇〇〇	鳥取		

機械	寸(千個入) 七〇〇個 五、〇〇〇円	美作一圓	一、〇〇〇個 七、〇〇〇円	大阪、神戸	
石炭	四〇〇、〇〇〇斤 七、〇〇〇	同	五、〇〇〇、〇〇〇斤 六五、〇〇〇	九州	
菜種油粕	一八、〇〇〇貫 五、六六〇	同	二〇、〇〇〇貫 六、五〇〇	大阪	
大豆粕	四五、〇〇〇 一六、二〇〇	同	五〇、〇〇〇 一〇、八〇〇	朝鮮、大阪	
牛馬(一年以上)	五〇〇頭 三〇、〇〇〇	神戸、岡山	四九〇頭 二、九四〇	美作一圓	
家禽	五〇〇羽 五〇〇	美作	一、五〇〇羽 七五〇	同	
雞卵	三八、〇〇〇個 一、五二〇	神戸、大阪、岡山	八、〇〇〇個 三、二〇〇	同	
製革	四、〇〇〇	美作一圓	五、〇〇〇	大和、大阪、神戸	
麥酒	二、〇〇〇打 二二、〇〇〇	同	六、五〇〇打 三九、〇〇〇	北海道、大阪	
其他洋酒	一、五〇〇	同	二〇、〇〇〇	大阪、神戸、岡山	
高野豆腐	二二、八〇〇個 六八四	同	一〇〇、〇〇〇個 三、〇〇〇	紀州、大阪	
蚊帳	六〇〇疊 四、五〇〇	同	一、〇〇〇疊 七、〇〇〇	備後、大阪	
竹器	三〇、〇〇〇	廣島山口神戸大阪岡山美作			
柳行李	一四、三〇〇個 五四、〇〇〇	京都、大阪、廣島	三、〇〇〇個 六、〇〇〇	兵庫、大阪	
鐵工品農具器械	一八〇、〇〇〇	島根廣島美作一圓			
帽子原料	二〇、〇〇〇 二五、〇〇〇	京都、大阪			
折箱	五〇、〇〇〇 五、五〇〇	神戸、美作			
人造肥料	二三、〇〇〇	美作一圓	二五、〇〇〇	大阪、兵庫	
鐵板(トタン)	三、〇〇〇枚 三、八〇〇	同	五、〇〇〇枚 六、五〇〇	大阪	

セメント	三一〇樽	二、六〇〇円	七〇〇樽	五、一八〇円	同
昆布	二、〇〇〇	三、〇〇〇	同
清涼飲料水	三、一八〇	一、五〇〇	同	四國、九州、廣島
化粧品	一五、五二八	苫田勝田久米眞庭美作一圓	大阪
メリヤス類	三三、四六〇枚	二〇〇、〇〇〇枚	同	同
洋服羅紗	五〇、〇〇〇枚	五〇、〇〇〇	同	同
文房具	八、五二〇	美作一圓	二二、五〇〇	同
刻煙草	一五、三〇〇	東京、大阪、神戸
卷煙草	九州
海苔	三〇〇、〇〇〇枚	一〇、五二〇	八〇〇、〇〇〇枚	二八、〇〇〇	大阪
土瓶ノ手	五〇、〇〇〇本	四、〇〇〇	廣島、九州、四國
津山白表	五〇、〇〇〇足	八、五二〇
玉糸	一、〇〇〇貫	六〇、〇〇〇
菓子	五〇、〇〇〇
經木材料	一〇、〇〇〇	大阪、神戸
唐草紙	二〇、〇〇〇反	二六、四〇〇	大阪
鎌	三〇、〇〇〇寶	一五、〇〇〇	鳥取、島根、美作一圓
帽子	六〇、〇〇〇個	一二、〇〇〇	美作、岡山、神戸
氷	三一九、九三二貫	二四、四六〇	美作一圓
計	六、八〇九、四三一円	六、七四四、七五〇円

第九節　工　業

郡内戸數一萬五千百十五戸中、工業者は千五十六戸にして即ち百分の七に相當せり。此内工場總數三百九十八ケ所、工場の内外を通じて之に從事するもの三千二百六人にして、一工場平均約八人生産額平均一萬二千三百四十七圓とす。内容は會社・工場の部に掲げたれば茲には郡内に於ける主要工産物統計を擧げて其の一斑を知るの資に供せん。

（一）主要工産物調査

第一表

第二表

年事／欠項	絹織物	白木綿	タオル	足袋	手巾	染物	製綿	丸材	角材	板類
大正十年 價數	二〇、〇六六円反	二〇、〇〇〇円反	八、五二〇円打	一九〇、八〇〇円	一九〇、八〇〇円	二六、一六八円	七、〇〇〇円貫	一八、〇三二円石	五、六七七円石	二、八七九円郷
大正十年 價額	九〇、七八〇	二二、〇〇〇	四七、五五〇	一、四〇九、四一〇	二、四〇、七五〇	二三、五〇一	一四、八〇〇	二、五、二二三	五九、二二三	三〇、三二七
大正十一年 價數	二四、〇四〇	三〇、〇〇〇	八九、〇〇〇	二〇九、〇五〇	二、四〇、〇〇〇	二三、五〇一	六、八〇〇	二四三、五三九	四八、三三三	一八二、七三五
大正十一年 價額	一〇八、八〇〇	三三、〇〇〇	一、九〇、〇五〇	二〇九、四一〇	二、四〇、〇〇〇	一九、七一〇	一九、七一〇	二、七二、〇八二	二、二六、〇八五	四〇一、七九七
大正十二年 價數	二〇、〇六六	三〇、〇〇〇	八〇、六〇〇	二三五、二三四	二、四〇、〇〇〇	一九、六五七	一七、〇一九	四八、四〇〇	五〇、九五七	一五、二一七
大正十二年 價額	九〇、七六〇	三〇、〇〇〇	一、九〇、〇五〇	二、二五、二三四	二、四〇、〇〇〇	一九、六五七	六七、四一六	二、九、〇八一	三四五、〇四〇	三四六、四七〇

第三表

年次	事項	木管	下駄用材	經木用材	包裝用材	下駄材	經木織物	木製品	燐寸小函素地	漆器	杞柳製品
大正十年	數量	一七、〇〇〇円本	五、五〇〇円東	—	—	—	—	一六五、九一六円	—	六、八〇〇円	六六、九一〇円
	額	三六、五五〇	一〇、〇〇〇	—	—	—	—		—		
大正十一年	數量	二八、二八〇	九、一八五	七四、八八〇	—	八八	七、四四〇	一六〇、三三〇	—	六、一〇〇	五四、四四〇
	額	三四、六五六	一五、二一、	三、四一九		九三〇	三、八〇〇				
大正十二年	數量	一六〇、〇〇〇	八、六〇〇	八一、五五〇	九、五〇〇	一七〇	二五、〇〇〇	一一〇、四六五	八〇、〇〇〇	六、二五〇	五二、一八〇
	額	二六、五五〇	一五、四六〇	二、五七八	四、六〇〇	九、九七九	六、二五〇		二四、〇〇〇		

第四表

年次	事項	竹製品	車輛	造船	鍋釜	鐵工器具機械	刃物類	亞鉛及鉛力細工	金網	陶磁器	煉瓦
大正十年	數量	一、〇一〇円	一七〇円臺	一、九一〇円*	二一、三七〇円	五三、八五〇円	四五、四九六円	五、七四〇円	—	五、八九二円	三九、〇〇〇円鉢
	額	三六、八〇〇		六							一三、六〇〇
大正十一年	數量	一八〇	一八〇	一、二八〇	六三、七三五	五八、〇〇〇	九二、三〇二	六、三一〇	—	六〇〇	二四八、〇〇〇
	額	七、八〇〇	七、八〇〇								一二、四八〇
大正十二年	數量	二、八八三	三六〇	一、〇〇〇	一六、九六五	七三、〇九五	四〇、九一〇	四、八七	二、七〇〇	六、五〇〇	二一四、〇〇〇
	額		二、八〇〇								七五、一〇〇

第五表

年次	事項	瓦	土管	石細工	莫產板紙	和紙	酒類	醬油	酢	酒醬油鉢及
大正十年	數量	六六、六四五円個	一、六六〇円個	一〇、六六〇円石	二六、八〇〇円枚	一、七四〇円喇	二六、一〇五四円綿	八六七、七六〇円石	六、二四〇円石	三五〇円
	額				一四、六四五					七、六〇〇
大正十一年	數量	四九、六五四	二〇、一〇〇	二八、七一〇	一四〇、九九一〇	一八〇、八〇〇	二六、一四四	一〇、〇四〇	四、四九五	二七五
	額		八、〇八〇		一〇、六四〇			九〇四、三一〇	一〇二、一七五	九、六二五
大正十二年	數量	五四、九八三	三五、三三〇	一〇、六六〇	一七、五一〇	三五、七四四〇	三三、〇九八	八、七三三	六、〇七四	二一七、六二〇
	額		一四、〇六〇		五、四五四			七六、六〇〇	二四二、九六〇	一〇、一〇八

第六表

年次	事項	麥粉	味噌	麵類	生饂飩	麵	清涼飲料水	製氷	麩	蒟蒻	豆腐油揚
大正十年	數量	五九八、三九八円	二五、八五〇円	五四、〇〇六〇円	—	—	一八四、〇〇四七円	三七、三八四円	—	—	—
	額	七一、九一七	二五、八五〇	四〇、九四四			九九、九五五	一、四五〇			
大正十一年	數量	六九六、二九〇	二五、七〇〇	三三、五〇五	八、二八	一、九〇〇	二八六、四一三	三、九二二	—	—	—
	額	六八、九四五	二五、七四六	二三、九五四		六、一四五	一〇九、一四七	二四、四五六			
大正十二年	數量	四七四、五二〇	二七、一八〇	二五、七一八	七、一九六	七、一九六	三三二、三五七	二九八、一四五	—	四、九五〇円	三一、一七九円
	額	五二、五六五	一六、六六六	一一、四六〇			一一〇、四六三	二一、三四〇			

第七表

年次	事項	菓子	麺麭類	賣業	洋服	帽子	靴	扇子及團扇	傘	鼻緒	瓦斯	電氣	石灰	印刷製本	藁製品	護謨製品	松根油	蠶網	製草
大正十年	價額	円 五、三二〇	円	円 一三、五〇七		円 五、四六〇	円 二、七二〇	円	円 一八、〇六〇	円 二、七〇〇	円	円	円貫 二、〇〇〇	円	円	円	円	円枚 五、〇〇〇	円
	數量	一七、〇八八																三、八八	
大正十一年	價額	円 一三、四三三	円 三、六〇〇	円 六、五三七		円 四、一八〇	円 二、九一〇	円 一、〇〇〇	円 二〇、九八三	円 二、七五〇		円 四、三一〇	円 三〇、〇〇〇	円 七一、九七〇	円 一、五〇〇	円 三、六六七	円 六六〇	円 四、三一〇	円 三〇、〇〇〇
	數量	二七五、〇八八																	
大正十二年	價額	円 二七三、四四〇	円 八、三四五	円 六、八六三		円 四、〇八五	円 一三、七六〇	円 三、〇〇〇	円 二〇、七四三	円 三、〇〇〇		円 二、五九	円 一、〇〇〇	円 七五、〇五六	円 一、五〇〇	円 四、八〇〇	円 七八〇	円 二、五九	円 一、〇〇〇
	數量	二七五、〇八八																	

これらその製産總價額より見るに、郡内工産物中優秀なる地位を有するにあらざれども、茲に特筆すべき特産品と歴史とを有し、津山の代表的産物として廣く聞えたるものは、初雪と雲斎足袋なりとす。さればこの二特産品につきてその沿革と現況の梗概を記さんとす。

(二) 特産品

(イ) 初雪

初雪は文政十二年津山堺町丸龜屋熊之助（現坪井町八木芳藏の祖）の種々工夫考究の結果創製したるものにして、初め輕燒と稱し、燒きふくらしたるものを用ひしも、其の容積多く不便なるにより、後にはその生地を用ひ輕燒地と稱せしが、時の藩主頗るこれを愛好し、これを食するに當り、口内に入るれば初雪の如く速に溶解するといふ意味より、初雪といふ名を與へられ、遂に初雪と稱するに至れり。

津山藩主は參覲交代の時の進物・歳暮の贈物等にも用ひ常に愛用したれば、これが製造者に賞詞を下附せられしこと一再に止らず。その一・二を摘錄せば左の如し。

嘉永六年には左記の如き書付を下附せられだり。

堺町　丸龜屋熊之助

其の方儀輕燒地御用聞申付候

丑八月二十一日

天保年中には左記の如き賞詞を與へられたり。

堺町　丸龜屋熊之助

家業出精之趣相聞此段及賞詞候

天保二年十二月二十五日

後年初雪の需要益々增加し、その販路漸次擴張せらるゝと共に、その製造人も單に丸龜屋に止らずして、增加せしが、時運の進展は遂に會社組織に依りて、强固なる基礎の下に大量製産を促すに至り、遂に先年津山初雪製

造株式會社の設立を見、現に盛んに製造販賣しつゝあり。

（ロ）雲齋足袋

「津山足袋」の名によりて津山の特産品たりし雲齋足袋は、文化元年津山材木町河内多助（現福中屋河内多治郎の祖）の初めて製造せしものなりと、雲齋織にて作る故に雲齋足袋の稱あり。德川時代は勿論明治中葉の頃迄は一般の需要多くその販路頗る廣かりしも、社會生活の變遷に伴ひ漸次その需要を減じたれども因伯地方には需要者今尙ほ尠からずと云ふ。

雲齋織はその織糸及び織方共に普通の木綿よりも強きが上に、津山の雲齋織は織糸の製方及びその紺染に意を用ひ織方も亦極めて强靭なる故地質染色に於て他地方產のものに比し優れたる上に、足袋製法に於て底布に雲齋を用ひ「リン」を深くし、用布の使用も寬にして、文の十分なりし等幾多の特徵を備へ、形式の美よりも實質に於て優れたりし故、作州は勿論、因・伯方面にも盛んに需要せられ、その名遠く奧州地方にも傳はりしといふ。

第十節　水產業

本郡の水產業は、極めて單純にして農家及び其の他の閑人が漁獵して、自家用に供する程度のものにして、一家又は一町村の經營上に影響を及ぼす程のものにあらず。會々鯉兒を飼養するものにても、何等之れに

適する設備・方法を設くるなく、溜池を粗放的に利用して之を養殖するもの、外、別に養殖家と見るべきものなく又現今なれ之が企をさんとするものなきも、本郡現時の情態としては止むを得ざる事と見るべし。

（一）淡水漁業　（大正九年中ノモノ）

漁獲物ノ種類	魚場	從業人員	漁獲法ノ種類	漁獲數量	漁獲金高
コヒ（鯉）	吉井川	一八三人	投網又ハ釣	三〇五貫	八六八円
アユ（鮎）	旭川又ハ吉井川	六八	投網又ハ釣懸針	九二	七六
ウナギ（鰻）	同	四九	網又ハ釣及籠漬	五四六	三、〇〇一
マス（鱒）	吉井川	三	網	二	七
合計		七〇三		九四五	四、六二一

淡水漁業（獲金高大正九年）　四、六二円

（二）漁獲物（各年）　（其の二）

	鰻 數量	鰻 價格	鯉 數量	鯉 價格	鯰 數量	鯰 價格	鮎 數量	鮎 價格
大正十一年	七五五貫	四、六八円	四六四貫	一、八二三円	四四三貫	一、〇七円	二〇貫	一六四円
大正十二年	五七七	四、二七	五二四	一、八五一	三九三	九一五	二〇	一八〇
大正十三年	七四六	五、四五六	五三六	一、八二六	三四七	八一九	三七	二七三

	鮒 數量	鮒 價格	鯰 數量	鯰 價格	アメマス 數量	アメマス 價格	其他 數量	其他 價格
大正十一年	六六九貫	一、一四一円	三、五七貫	七、二七円	三五三貫	一、九三〇円	二、〇六一円	
大正十二年	七七七	一、四九六	三、六六一	六、〇一一	一八五	一、一七〇	三、六九〇	
大正十三年	一、〇五九	一、七三三	二、五七〇	六、六七七	二〇六	一、三五	六、三六一	

(三) 淡水養殖

(大正九年中ノモノ)

養殖場ノ位置	養殖ノ種類	面積	漁獲高 數量	漁獲高 金高	種苗購入狀況	養殖場トシテ適否	官公私有ノ區別	經營者氏名
高野村大字山西及野	鯉	一、四一七坪	三貫	六五		適	公私	高野村山東部落及保田彌太郎
神庭村北ヶ市池外九池	鯉	一八、〇〇九	八七	二七一	苦田村加茂村	同	同	神庭村青年團
加茂村大字小中原	同	九五	三三	一一五	同	同	私	中西利吉、築岡さかの
上加茂村大字知和	鯉鰌	一八七			滋賀縣立農事試驗場及加茂村	同	同	內田龍平、年岡定市
高倉村大字下高倉	鯉	三、八七七	三〇	八〇	高田村	同	同	下山貞四郎
同	同	二、八六七	二〇	六〇	同	同	同	影山龜治
同	同	三、九〇〇	三〇	八〇	同	同	同	山本猪平太
同	同	一、〇五〇	一〇	三〇	同	同	同	同
田邑村大字上田邑	同	一、八七〇	三	三〇	香々美南村	同	公	井尾池水受組合
田邑村大字下田邑	同	三、一九三	二五	六二	自村內	同	同	濱田剛一
同	同	二、六一〇	一六	四〇	同	同	同	田邑村青年團川西支部
香々美南村大字澤田	同	一、五〇〇			同	同	部落有	香々美南村澤田部落
高田村大字下橫野	同	五、八一〇			同	同	公	高山辰五郎
同	同	三、三九七			同	同	同	頃安後五郎
同	同	一、二〇九			同	同	同	鶴井厚一

同	大篠	一、五〇〇	同	同	同	同	山口基一
鄕村大字河本	同	六、二八一	一五	四六	院庄村	同	原助一郎
同 原	同	一、四九六	六	一六	自村內	同	稻岡鐵藏
高倉村大字下高倉	同	一、三一一	一五	四〇	高田村	同	山本猪平太
同	同	三、二〇四	五九	一〇〇	同	同	下山楠右衛門
同 上高倉	同	一、〇四四	一〇	三〇	同	同	高山剛一
高野村大字山西	同	一、四一五	八	四〇	加茂村	公	東部落
同 野	同	二	五	二五	同	私	保田彌太郎
合 計		六七、八四六	四〇八	一、二〇五			

(四) 水產養殖 (各年十二月三十一日)

	養殖場數	養殖面積	一年間收獲高	養殖種類
大正十一年	三七一	一〇〇、二七三	二、九七五	鰻
大正十二年	三八三	二六、〇五〇	三、三〇九	鯉鰻
大正十三年	六二六	二四、四七九	四、八一四	鯉鰻

(以上本章は產業基本調査に依れること勿からず)

第八章　交通・運輸・通信

第一節　概　說

古來本縣南部の交通・運輸・通信機關は水陸共に早く發達せしが、作州地方は、水路の便はありしも、陸路は概して南部に比し、其の發達遲々たるは、地理的關係の然らしめたるものならん。孝德天皇の大化二年、畿內諸國に驛馬・傳馬を置かれ、文武天皇の大寶元年には之を諸國に置き、驛路を大中小の三に分ち、京都・大宰府に通ずる道即ち山陽道を大路とし、東海・東山兩道を中路とし、其餘は小路とす。此等諸道三十里毎に一驛を置き、驛毎に驛長ありて、馬船を管理す。尙ほ不輸租地の驛田を置き、大路は四町、中路は三町、小路は二町とし、驛戶の用途に充てしむるの制をたてられたり。天平元年四月勅して、稻五萬束を以て、山陽道諸國の驛舍を造る。然るに延喜式によりて其驛の所在を見るに、備前・備中・備後等には何れも數驛あれども、我が美作には一驛もなかりしにや、其記載なし。厩牧令に「凡諸道須〻置〻驛者毎二卅里一置二一驛一若地勢險岨及無二水草一處隨〻便安置不〻限二里數一其乘具及鞍笠等各准二所〻置馬數一備之」とあるも、美作には其設置なし。當時は其心要を認められざりしにや。元明天皇和銅四年諸國に郵亭驛を置き、同六年郡司に令して旅客に便を與へしめ、平城天皇大同元年作路司を置き、道路を修理せしめたる事あれども、我が作州には其恩澤に浴したる事實なし。正親町天皇天正二年織

田信長使者を四方に使はして里程を定め大路を幅三間半小路を幅三間とし兩側に松と柳を植へしむ。德川家康政權を執るに及び、慶長六年傳馬の法令を發布し、江戶日本橋より品川迄、上下駄賃は荷物の重さ、四十五貫を一駄とし京錢廿六文、板橋まで三十六文にて、人足賃は其半額と定めたり。同九年東海・東山・北陸三道の道を修め。三十六町毎に一里塚を置き、西南の諸道亦これに準ぜしむ。寛永十二年武家諸法度を發布し、諸國の道路橋梁を修繕し、驛馬舟揖を備ふべき規定を定めらる。後又五街宿驛の人馬を定めて、東海道は百疋百人、中山道は五十疋五十人、日光奧州甲州の三街道は廿五疋廿五人と定めたり。當時驛傳を馳する者を飛脚と稱し、鎌倉より京都に至る間を七日の定めとなし、急報には三日と限られたり、併し之等は大名・役人の旅行及び公用物　遞送等に重きを置きしものにして、地方一般の交通・運輸等には大なる影響なきもの〻如し。由來幕府及び藩は、交通運輸等に努力を拂はざるにあらざれども、一面に於ては道路河川の要所に關所・番所を設けて、通行人又は其荷物の取調を爲す等、交通運輸に不便を與へ、其の發達を阻害せしことは確かに否認すべからざるものあり。維新以後制度一變し國運進展の一大要素は交通運輸等の發展に俟つべきものとし、明治六年八月大藏省より、道路の等級法を發布せられしが、同九年六月八日更に大政大臣より、左記の通り道路の分類及び等級等を布達せられ、大正八年四月に道路法律第五十八號を以て改正令發布、同九年四月一日より實施せられたり。

國道　一等・東京より各開港場に達するもの（道幅七間）二等・東京より伊勢の宗廟及び各府鎭臺に達するもの（道幅六間）三等・東京より各縣廳に達するもの及び各府各鎭臺を拘聯するもの（道幅五間）縣道（道幅四間乃至五間）一等・各縣を接續

し及び各鎭臺より各分營に達するもの　二等・各府縣本廳より其の支廳に達するもの　三等・著名の區より都府に達し、或は其の區に往還すべき便宜の海港等に達するもの　里道（道幅一定の標準なし）一等・彼此の數區を貫通し、或は甲區より乙區に達するもの　二等・用水、堤防、牧畜、坑山、製造所等のため該區人民協議に依て、別段に設くるもの　三等・神社佛閣及田畑耕耘のため設くるもの橋梁は即ち路線を互續するものなるを以て道路の種類に隨つて定むるを至當とす然も其幅の如きは必ずしも道幅に隨ふを要せずと定められたり。

第二節　往古の交通

往古は、汽車・自動車等の便なく、遠路の旅行も多くは徒歩に依り、偶々人肩馬背に依るものあるも極めて少數にして河船に搭乘する者も亦一局部に限らるゝの不便あり。道路の設備も亦不完全にして山巔を歩み、溪谷を渉り曲折迂廻の苦痛と徒勞とを忍ばざるべからざる所は決して尠からざりしなり。

往昔郡内通過の驛路（昔の官道、今の國道）は京都に起り、山陽大路の十數驛を經て、美作小路大市驛に入り越部、中川の二驛を通過して美作に入り、英多・勝田の二驛を經本郡に入り苫田國府に達し、小田中・二宮・院庄を過ぎて坪井驛に至り、久世・高田・美甘・新庄の諸驛を過ぎ、四十曲峠を越へ伯耆を經て出雲に達ず。江戸時代に至りては江戸より起り東海道五十三次を經て、京都に出で出雲に達す。此幹線出雲往來に、岡山往來・因幡往來・倉吉往來等幾多の道路支線をなし、連絡を通じて交通運輸の中心たりしなり。水運は上齋原に發源せる吉井川に依り、加茂川・香々美川は其支流にして共に舟筏の便あり。

舊出雲往來（往時の驛路）

東國より出雲大社に參詣をなすにも、出雲より上洛・上阪を爲すにも通行せし本道にして、沿道には宿驛次々に在り、四十曲には人馬の凍餒を防ぐ爲に、茶店を置きて旅人の休憩に便ず、雲州・作州の藩主參覲交代の時代所謂大名行列をなして通行したる唯一の本道にして、道幅も他道に比して廣く、道普請等の手入も行屆き居たりと云ふ。されど今日の如く人力車・荷車等の通行もなく、唯轎輿人馬の通行するのみなれば、今日の如く、設備手入の行屆きたるものにあらざりしことは、想像に難からざる所なり。

西大寺往來　津山京町に於て出雲往來より南に分れ、小性町・船頭町を經て今津屋橋を渡り、横山村を經て、吉井川に沿ひ、大戸・周匠・佐伯等を過ぎて西大寺に入る。

岡山往來　出雲往來の内、西今町より藺田川に沿ひて、鐵砲町に出て、廣瀨橋を渉り、誕生寺・弓削・福渡を經て、岡山に至る。津山・岡山間の往復は多くは徒歩に依り、稀に腕車に乘する者あり。一面又津山川下りの飛船と名づくる乘客船に投ずる者亦絶えざりしが、明治三十一年十一月中國鐵道開通以來漸次其乘客を減ぜり、ために飛船當業者は廢業・岡山通ひの車夫は津山驛（後に津山口驛と改稱）待合所に居直るに至れり。

維新前の津山の驛は、京町（現在の町役場の處）に在り。當時は之を問屋場と云ひ常に數多の人足と多くの驛馬・傳馬を置きて旅人又は荷物の運搬に任せり。大名の行列の際には、お先觸れの役人、輕尻とて荷物を澤山付けざる馬に乘り、先發して先々の人馬調達を命ぜしものなり。偶々大名の行列に遭遇せんか、普通人の荷物の運

送等は後廻しにせらるゝのみならず、時には馬背の荷物さへ下さしめらること等もありしと示ふ。斯かる際には百姓・町人等の荷物は川船に積むか、又は行列の全部を終るまで待たざるべからざる事さへありしと云ふ。驛内の荷物運搬人足は當時の所謂雲助とて、背部・腕部に種々の入墨をなし、「喧嘩なら買つても焚く」ゴロッキ肌の者多く、旅人の迷惑一方ならざりしと、彼の赤穗義士の一人神崎與五郎則休が東海道の旅路にて、馬方牛五郎に詫證文を書きて渡せし話は、大高源吾の事を誤傳したりと云へる說あるも、そは兎も角、當時の運送人足等が如何に無智亂暴なりしかを物語る資とするに足れり。

因幡往來　津山東町兼田より下押入に出で野村に至りて二線に分れ、一は楢・日本原・關本・馬桑・黑尾峠、（上下三里前後）を越へて智頭に出づるものと、一は野村より草加部・綾部に出で、堀坂・桑原・知和を經、物見峠を越へて智頭に至るものとあり。共に今は府縣道に屬す。昔より物見越しは二十里・馬桑通りは十八里と云へり。（津山起點）今一線は玉琳より志津奈坂を越へ下押入に入り夏目・五本松・上げ船・京原を經て前記綾部の往來に合するものあり。こは坂路多き舊道なり。維新前の本道は馬桑通りにて因幡より魚類・材木等を送るも、作州より綿類等を出せしも皆此線により。又、但馬地方より作州に往來する者も多く是を通行せしといふ。明治三十九年頃加茂谷里道の改修を了へ、縣道に編入以後物見峠を通行するもの增加せり。近時、山陰鐵道開通以來是等の峠越通行者は漸次減少するに至れり。

倉吉往來　津山より二宮・天王鼻に出て寺元・久田等を經て大釣溪（大釣道は大正六年頃開通せり）を過ぎ奥

津上齋原を貫通し人形仙を越へ、伯耆穴鴨・倉吉に至るものにして府縣道に屬す。初め津山より一宮・田邊を經て、香々美谷に入り百々屹を踰へて奥津に出で前記の往來に合せしも（百々屹には藩政時代通行人休息の茶店置れたり）明治三十四五年の頃前記久田谷通過の里道を改修して縣道に編入せられたれば、久田筋往來大に通行人の增加を見るに至れり。昔は伯耆商人の稻扱類及び魚類等を販ぎて作州地方に往來し、作州人も亦倉吉方面に往來し、共に此の路を通行せしが、中鐵及び山陰鐵道開通以來は頓に相互の往來減少するに至れり。

吉井川は美作中・東部に於ける諸川溪流を集注せるを以て、陸路の交通發達せざりし間は津山は舟揖に依りて京阪地方の貨物を搬入し、及び地方の產物・米穀・薪炭・木材等を搬出せり。是を以て百數十艘の高瀨船は四時船頭町を根據として上下輻輳織るが如く、當時はそ繁盛言はん方なかりしとは古老の語る所なり。近世畸人傳に「角倉了以が美作和氣川（即吉井川）の鯁（高瀨船）の上下するを見て發明する所あり、丹波保津川・駿河富士川の急流に通舟を開き遂に成功せり」と記するに徵するも、津山川の舟運が中古より既に開通せることを知るに足らん。中山神社・德守神社等の大鳥居の石材を始め碑石・墓石の石材が小豆島・豊島等より皆此の舟運により て運搬せられたる事を思へば、津山川の水運事業が如何に人文發展上に寄與貢獻せる所甚大なるものありしかを想察に難からざるべし。乘客用としては飛船と名づくる、高瀨船の稍々小形なるに乘客專用の艤裝を施し、未明に津山を發し、和氣に西大寺に、或は小豆島廻りに、或は金刀比羅詣でに、幾多の旅行、參拜者等のために利便を與へしことは、今尙ほ人の記憶に存する所なり。中谷・久田・泉一帶の特產物たる薪炭等は馬背・人肩・猫車（一輪

車にして人手にて押す）等にて湯指邊迄運搬し、更に此處にて高瀬船に滿載し、流程三里餘にして津山に着す。俚謠「山家なれども湯指は名所、津山通ひの船がつく」と、地方の木材はクダシ流シとて、丸木を一本づゝ川の中に投入せしものを、箱村邊にて筏に組みて下したるものなり。斯く舟筏にて下したる物貨を遠く京阪地方に送るには、西大寺にて、更に九百石積若くば千石積の海船に積み換へざるべからず。斯くして遠く米穀其他の貨物を江戸又は京阪地方に送ることを大廻しと云へり。

□ 近國道法竝京大阪伏見への道法（津山を起點として）真享・元祿の頃）

一、因州鳥取へ　十九里　一、雲州松江へ　卅二里　一、備前岡山へ　十四里
一、播州姫路へ　廿一里　一、同　宍　粟へ　十五里　一、播州赤穂へ　十六里　一、同　龍　野へ　十七里
一、伯耆米子へ　二十里　一、備中足守へ　十二里

□ 京大阪伏見への道法（同　上）

津山三里本馬駄賃壹匁八分五厘　勝間田四里二匁五分四寶三匁　土居三里一匁九分三厘四寶二匁三分五厘　佐用二里半一匁六分一厘四寶一匁九分三厘　細月二里一匁二分六厘
千保二里拾五町一匁四分三厘　橋崎二里一匁六分姫路迄姫路よりは七十八文　敷齋一里半但非驛　姫路一里半水主川迄二百六文　御着二里半餘但非驛　水主川五里二百六文明石迄
大久保一里但非驛　明石五里二百六文　兵庫五里二百六文　西宮二里八十六文　大阪へ脇道二里尼ヶ崎三里舟路大阪　古屋二里八十文　瀬川二里九十二文　郡山二里七十一文　芥川二里廿六町八十六文　山崎二里百十六匁　伏見三里京より八町大津付出し五百文　大阪陸本道　西宮二里　小郷三里　伊丹三里大阪三里

左記里程杭明治七年建設
▲壹里杭　小原村字宮の下　▲二里杭　東田邊村字渡瀬　▲三里杭　藤屋村字天滿　▲四里杭　百谷村字橫部
▲五里杭　羹野村字茶屋下　▲六里杭　奥津村字福見　▲七里杭　奥津川西村字下り岩　▲八里杭　下齋原村字水落河原
▲九里杭　上齋原村字戸石岩

□ 津山より諸地方への交通路（同　上）

津山より五里吉ヶ原　五里和氣驛壹里百廿五文　三つ石三里百五十文　有年二里半百六十六文　舟渡あり　片島四里半二百四十四文（半里目に獵あり、舟渡あり、三里半目に今宿と云ふ村あり）姫路

津山より大阪へ舟路

津山十二里備前片上十七里備前金山金岡五六里カ牛窓　十里至津　五里鹿窓　十里高砂　五里明石　五里兵庫　十里大阪

津山川下より米船賃　九十俵に付二俵　津山川上り米船賃　百石に付備前乙子迄三石三斗　乙子より海船運賃二石五斗　以前は二分七朱

運賃定（真享三年七月）津山起點

一、備前周匝へ　九月より二月中八匁　三月より八月中七匁　一、大戸より津山へ運賃上下四匁五分一、同金岡へ同斷
一、同　和氣へ　九月より二月中拾貳匁　三月より八月中八匁　一、湯指より津山へ運賃上下五匁　一、飛乘は備前の内迄壹荷物持て壹匁手ふりの者五分
一、同西大寺へ　九月より二月中拾八匁　三月より八月中拾貳匁　一、同佐伯へ　九月より二月中拾匁　三月より八月中八匁　一、飯岡より津山へ運賃上下十匁

一、同　岡山へ　九月より二月中廿壹匁　三月より八月中拾五匁　一、坂根へ　九月より二月中拾四匁　三月より八月中拾貳匁

第三節　道路

（一）府縣道路認定線

大正十一年三月一日本縣告示第百八十六號を以て認定せられたるものなり

路線名	路線起點終點	重要なる經過地
岡山・鳥取線	岡山市縣界苫田郡上加茂村	國道路線（久米郡三保村に於て分岐）苫田郡津山町、津山東町、高野村
高梁・津山線	上房郡高梁町苫田郡津山町	岡山新見線（上房郡津川村に於て分岐）金川高梁線（上房郡津川村に於て分岐）上房郡巨瀬村、有漢村、水田村、眞庭郡落合町、河內村、國道路線
津山・和氣線	苫田郡津山町和氣郡和氣町	赤磐郡周匝村、和氣郡鹽田村
津山・佐用線	苫田郡津山町縣界英田郡土居村	勝山鳥取線（苫田郡林田村に於て分岐）勝田郡勝間田町、英田郡林野町、江見村
津山・倉吉線	苫田郡津山町縣界同郡上齋原村	高梁津山線（苫田郡二宮村に於て分岐）
津山・一宮線	苫田郡津山町同郡一宮村	苫田郡高野村（岡山鳥取線）
廣戸・津山線	勝田郡廣戸村苫田郡津山町	（久米郡大倭村に於て分岐）苫田郡二宮村

（以上　大正九年四月一日　認定）

大原・津山線	英田郡大原村苫田郡津山町	大原、林野線（英田郡吉野村に於て分岐）英田郡粟井村、勝田郡勝田村、苫田郡高野村（岡山鳥取線）
富・久世線	苫田郡富村眞庭郡久世町	眞庭郡美和村（國道路線）
餘野上・津山線	眞庭郡美和村苫田郡津山町	苫田郡中谷村、小田村（津山倉吉線）
奥津・加茂線	苫田郡奥津村同郡加茂村	津山倉吉線（苫田郡奥津村に於て分岐）苫田郡香々美北村
香々美北、院庄停車場線	苫田郡香々美北村同郡院庄村院庄停車場	苫田郡香々美南村、大野村、芳野村（津山倉吉線）
公文・津山線	勝田郡公文村苫田郡津山町	勝田郡南和氣村、北和氣村、勝間田弓削線（勝田郡北和氣村に於て分岐）
加美・院庄線	久米郡加美村苫田郡院庄村	國道路線（久米郡三保村に於て分岐）久米郡久米村、高梁津山線（苫田郡院庄村に於て分岐）

（以上　大正十二年四月一日　認定）

香々美南津山線	苫田郡香々美南村同郡津山町	香々美南院庄停車場線（苫田郡香々美南村に於て分岐）苫田郡田邑村、二宮村（高梁津山線）

（以上　大正十三年六月二十四日　認定）

津山停車場線　苫田郡津山町
久米郡福岡村（津山停車場）

（以上　大正十五年四月一日　認定）

（二）郡費支辨道路

郡費を以て支辨すべき道路として認定せられ居りたるものは左の通りなり。

路線名	起終點	路線延長	路線延長 府縣道	路線延長 重用	内譯 純郡道
津山・郷線	津郷町村	二、三元、一四	二、〇一、三〇	二、一二、五六	一九、五九
津山・大野線	津大野村	二、三三、五六	三、一三、〇〇	四、〇七、一九	
津山・富線	津富村	七、一〇、一〇	六、一五、一〇	二六、〇六	
津山・羽出線	津羽出村	七、一五、一六	三、四五	三、三五、二七	
津山・香々美北線	津香々美北村	四、三三、一三	一、一三、一四	三、一五	
津山・東一宮線	津東一宮村	一、一六、四九	一、〇一、三〇	一、〇〇、一二	
津山・高倉線	津高倉村	二、〇二、五一	一、二六	二、〇六、三三	
津山・高田線	津高田村	二、〇七、〇〇			
津山・西加茂線	津西加茂村	四、三五、〇四	四、三五、〇四	二、一二	

路線名	起終點	路線延長	路線延長 府縣道	路線延長 重用	内譯 純郡道
津山・阿波線	津山町阿波村	七、二四、一〇	六、二四、〇七	一、〇〇、〇一	
一宮・久世線	一宮村大世村	一、二六、四八	〇、三〇	一、二六、一八	
一宮・楢線	一宮村高野村	二、〇〇、三元	一、二三	一、三五、一七	
加茂・奥津線	加茂町奥津村	四、〇五、二五	—	四、〇五、二五	
計				二三、一六、一三	

（三）郡道路線認定

一、大正九年四月郡道路線として認定したるものは左の通りなり。

（大正九年一月二十八日認定案郡會諮問、同年二月三日郡會意見答申、同年三月九日、知事へ認可申請、同年四月一日認可、同日告示）

□認定路線

路線名	法第十二條該當號	路線起終點	重要なる經過地
津山・郷線	二	津山町郷村	國道路線　院庄線（郡界）郡界郷村
津山・大野線	二	津山町大野村	國道路線（二宮村に於て分岐）府縣道路線（芳野村に於て分岐）
津山・富線	二	津山町富村	國道路線（二宮村に於て分岐）府縣道路線（小田村に於て分岐）中谷村（郡界）富村

津山・羽出線　二　津山町羽出村國道路線（二宮村に於て分岐）府縣道路線（羽出村に於て分岐）
津山・香々美北線　二　津山町香々美北村國道路線（二宮村に於て分岐）田邑村、香々美南村
津山・東一宮線　二　津山町東一宮村國道路線（津山町に於て分岐）府縣道路線（一宮村に於て分岐）
津山・高倉線　二　津山町高倉村國道路線（高田村に於て分岐）府縣道路線（高野村に於て分岐）
津山・高田線　二　津山町高田村國道路線（津山町に於て分岐）林田村、東苫田村
津山・西加茂線　二　津山町西加茂村國道路線（林田村に於て分岐）府縣道路線（加茂町に於て分岐）
津山・阿波線　二　津山町阿波村國道路線（林田村に於て分岐）府縣道路線（上加茂村に於て分岐）

二、大正十年十二月郡道路線として認定したるものは左の通り

（大正十年十一月二十一日認定案郡會へ諮問、同年十一月二十二日郡會意見答申、同年十一月二十九日知事へ認可申請、同十年十二月二十二日認可、同十一年二月一日認定告示）

□認定路線

一宮・久世線　一宮村大字西一宮　田邑村大字上田邑香々美南村大字沖
一宮・楢線　大野村大字西竹田　一宮村大字西一宮　高野村大字野
加茂・奥津線　加茂村大字小中原　奥津村大字奥津　府縣道路（一宮村に於て分岐）東一宮村、東苫田村、高倉村　香々美北村大字越畑

（四）郡道の維持・修繕・新築・改築

郡道の維持修繕は所在町村の青年團又は在鄉軍人會をして之を實施せしめ之等團體の共同精神の涵養と事業實施の財源に當てしめたり、砂利運搬車拾五輛を郡費を以て製作し、前記維持修繕請負團體に貸與し、常時修繕に便せしめたり、毎年度の維持修繕費の決算額左の如し。

大正九年度　四・五九五・二六圓　大正十年度　六・一六二・四二〇圓　大正十一年度　六・九八六・五四〇圓

郡道の改築は地元町村をして工事を請負しめ左の通り實施したり。

（イ）苫田郡東苫田村林田村津山・高田線

一、郡道改築工事　一ケ所　延長五百五拾間、幅員貳間　大正十一年度に實施す、工費總額四千四百六拾壹圓
内縣補助貳千貳百參拾圓

（ロ）苫田郡阿波村　津山・阿波線

一、郡道改築工事　一ケ所　延長五百四拾參間參歩幅員貳間　大正十年度に實施す、工費總額五千七百貳拾貳圓
七拾壹錢　内縣費補助　貳千八百六拾壹圓

（五）郡制廢止に伴ふ郡道の處分

大正拾二年三月末日限り郡制廢止せられたるを以て郡道中左記の通り府縣道に編入せられ、其の他のものは町村

道として認定せられたり。

（イ）第八十九號　告示　大正十二年四月一日

元郡道路線名	府縣道編入路線名	認定路線起點終點	重要なる經過地
津山・富　線	富　・久世線	苫田郡富　村 眞庭郡久世町	眞庭郡美和村（國道路線）
津山・富　線	餘野上・津山線	眞庭郡美和村 苫田郡津山町	苫田郡中谷村、小田村（津山、倉吉間）
加茂・奥　津　線	奥　津・加茂線	苫田郡奥津村 同　加茂村	津山倉吉線（苫田郡奥津村）
津山・香々美北線 津山・大野線	香々美北・院庄停車場線	苫田郡香々美北村 同村院庄村（停車場）	苫田郡香々美南村、大野村、芳野村（津山倉吉線）

（ロ）第五百二十九號　告示　大正十三年八月二十四日

元郡道路線名	府縣道路線名	認定路線起點終點	重要なる經過地
津山・香々美北線	香々美南・津山線	香々美南村津山町	香々美北村院庄停車場線（苫田郡香々美南村に於て分岐）苫田郡田邑村二宮村（高梁津山線）

郡道修繕用の砂利運搬車は之を關係厚き町村に贈與し其他測量用具等は縣に引繼きたり。

（六）行啓道路

津山警察署前約半丁許の處より、東方鶴山城址櫻の馬場に直通坂路、長百四拾三間五分・巾三間の改修道路は大正十五年五月二十三日津山城址に行啓あらせらるる　東宮殿下奉迎のため津山町が熱誠を捧げ工費約五千圓を

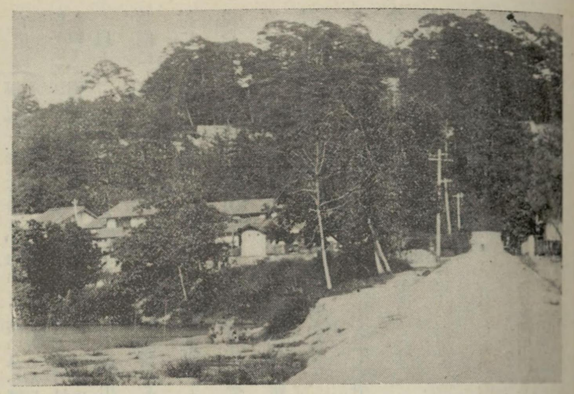

行啓道路

投じ（同年四月十日起工・同四月三十日竣工）修築したるものにして、行啓の當日、生徒兒童並に一般拜觀者は該道の兩側及び其附近に於て謹んで拜觀の光榮に浴することを得たり。故に人呼んでこれを行啓道路と云ふ實に宜なりといふべし。因に道路改修以前は、舊城の周濠を田地となせし水田にて舊郡役所の北方は一段高き土堤の上に數軒軒列せる住宅ありしを撤去せしめ其の地を堀り下げ、以て水田を埋め田町より直線の新道を開設せしものなり。

「附」往古の官道と津山川水路の變遷

本郡往古の官道と津山川水路の變遷につきては口碑に存するもの、變遷徑路の今尚ほ地理上に存在せるものあると共に、美作略史中の所載事項は一層明確に歴史的に之を表明せるものなれば左に其數項を抄出して參考に資せんとす。略史拔抄承久三年七月後鳥羽上皇西狩、車駕過二千本洲一（大日本史）按ずるに車駕本州東を過ぐる者二たび前を承久と爲し後を元弘と爲す是故に其通路往々混訛す、作陽誌に、西北條郡山北村十六夜山を以て、後鳥羽帝駐蹕の地と爲す者獨採るべし、當時津山川は鶴山の南麓に沿ふて流るゝを以て、官道は東南條郡林田村より山北村を歴て西西條郡二宮村に通ぜ

り。十六夜山は其沿道なり○元和七年津山川大水（森家記錄）是より先津山川は二宮村（西々條郡）より東流し小田中村藪の鼻（西北條郡）に至る於是水道南に變じ龜か淵埋る○慶安元年菅繩手官道成（鄉村沿革繪圖）と稱す、先是官道は、津山より藪の鼻を經て二宮村に出づ、元和中津山川南に變じてより小徑を其礦間に開き、筋違道至是其往復に便なるを以て始めて官道と爲し桒肆四戸を置き、皆其地租を免ず、初め出雲國主堀尾氏松平氏等江戸に詣る毎に久米北條郡宮尾村より、錦織佐良種、大戸の諸村を經て備前三石に出づ、是より道を此に取り津山を過ぎて播磨に出づ。

以上の史實に徵して考察するに、中古津山川は鶴山の南麓を流れ、宮川之れに落ち合ひ、其附近未だ不規則不整備にして、交通不便なれば、勝間田地方より通ぜる官道は此の危險地帶を避け、林田村より山根越を越え山北村に入り、美作國府に達し、小田中村を經て、二宮村に入り、（紫竹川を越え山越しに山西附近に出で、院庄村中道を通じて吉田神社の南方に出で、吉井川を過りて宮尾村に至るもの往古の官道なり）院庄、神戸を經て久米郡宮尾村に通ぜしものなることは略々推測に難からざる所なり。口碑に二宮方面より流るゝ大川、菅繩手の北方山裾を流れ藪の鼻、龜ゲ淵の附近に突き當り、轉じて今の新田、田町等の所在地を流れ、城山の一角に突き當り、更に轉じて激流沼々今の山下・津山女子小學校・津山製紙會社（鶴山の南麓に在り）の所在地を横流し、宮川を合せて、覗山の處に至りしものなりと云ふ。明治二十九年周製紙會社が其敷地内に方約四五間の井戸を開鑿するに方り、地下貳間内外の處より堤防据置きの框木を堀出し、尚ほ其附近の地下七八尺の處に川除堤防當時の遺物とも見るべき竹藪の痕跡歴々と存せしものありしことは、同所安田伊太郎の、實見せし所たり。其他田町・紺屋町・細工町等地下七八尺の處、全く河川の土砂にして、椿高下邊と其土質を異にせることは屢々發掘して普く人の知る所なり。南新屋裏の堤防、津山川沿岸の堤防、石巻等森公築城以降歴代藩主の城郭を中心に、津山經營是

苫田郡内ヲ通過セル往古ノ官道ト津山川水道ノ變遷想像圖

苫田郡
古
山
戸
林田村
府
往
川
兼田
加
茂
川
筋
古川
加茂古川
延寶元年洪水ノ際
新川ヲ切ル
延寶七年開鑿
久
米
郡
横山村
今津屋橋
大谷村
村谷大
村中田小
村山横
村出八
村出八
村出八

として、西・南方に埋立工事を施されし實證あると、同時に、津山川が漸次南に其位置を變ぜしは事實なることを證するに足る。

近くは明治三十三年四月郡制施行に際し、津山川を以て苫田・久米の郡境と定めし以前には、河東・河北に八出・横山・大谷の飛地あり、又以て河川の變遷を知るに足らん。

菅縄手の官道とは現今の二宮・小田中の松原街道にして、昔時の官設茶肆四戸の所在地は今も尚其跡を存してその當時を偲ばしむるものあり。筋違橋を渡りて松原街道を西に歩むこと約三町にして、右側小田中分に貳千貳百五番地現在、大谷岩太の住所あり。其宅地八拾貳坪、更に西する約三町二宮分左側に、貳千貳百六拾六番地、現在三谷順次郎の住所あり。其宅地八拾六坪尚ほ西する約三町、右側に千九百四番地現在高橋高治の住所あり。其宅地七拾九坪、又西する約三町、左側に貳千百六拾貳番地現在矢野隆の住所あり。其宅地百拾八坪あり。是正しく、二百八十餘年前の官設茶肆四戸の舊位置にして、當時お茶屋と呼びし其名も、今尚ほ口碑に存する所なり。表通り松並木なくして比較的廣濶、一見して其お茶屋の跡なることを知る。維新以來制度一變、免租の特典なきに至れりと雖も、其宅地の府縣道に接せし處、巾八尺計り、松堤(官有地)に突出し、民有地として除外の取扱の存せる所あるに見ても、又以て當時の遺物として記念するに足らん、聞く今より七八十年前迄はお茶屋の周圍其他諸所に竹藪叢生して、夜間往來には頗る寂寥を感じ居れりと云ふ、近くは明治初年の頃まで、松原の南・北は一面凸凹不整の畑にして、紫竹河流の及ぶ處、僅かに稲作を爲すのみなりしも、明治十年頃時の戸長杉山良介、井

筋の新設を計畫し、遠く吉原井手の水を引き高野神社の南麓を通して此地に入れしより、爾來星霜茲に五十年夏耕秋耘昔日の面影を留めざるに至る。地下往々七・八尺の處地水流通して河川の舊態を存せる處あるのみならず堤防用の框木・陶・磁器の破片を掘出すことゐり。平々坦々たる此平野、昔時一帶の河流の漲りし當時を追憶すれば、轉々地盤の變遷の恒なきに驚かざるを得んや。

第四節　橋

梁（主要なるもの）

町村名	名稱	位置	架橋ノ場所	種類	長	幅	架橋年月
院庄村	錦橋	院庄村大字神戸	吉井川	國道	木橋	四三〇間尺	二三間尺
津山町	大橋	同町字橋本町材木町	宮川	同	同	二五、四	四、一 大正七年七月
同	翁橋	同町大字宮脇町西今町	鶴田町	同	同	七、四	四、三 明治四十一年九月 大正十五年改築
西苫田村	筋違橋	西苫田字小田中字西松原ノ東端	紫竹川	同	同	一〇、四	三、〇 大正五年二月改築
津山東町	兼田橋	林田村大字川崎字兼田	加茂川	同	同	六〇、〇	三、〇 明治二十七年十二月
芳野村	榮橋	芳野村大字寺元	香々美川	縣道	土橋	三一、〇	二、〇 明治四十一年十二月
久田村	谷合橋	久田村大字久田上原	吉井川	同	同	二七、〇	二、〇 明治三十三年三月
羽出村	落合橋	羽出村大字羽出字布江	吉井川	同	木橋	三三、〇	二、〇 大正三年三月

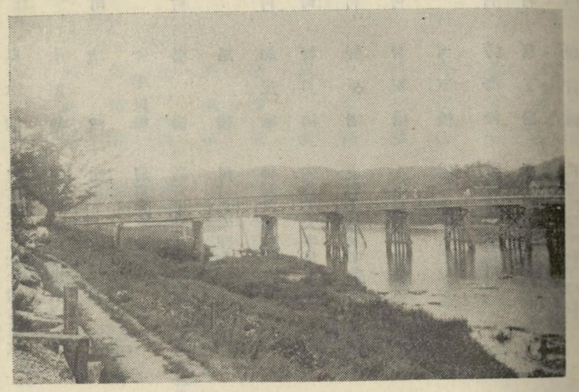

境橋

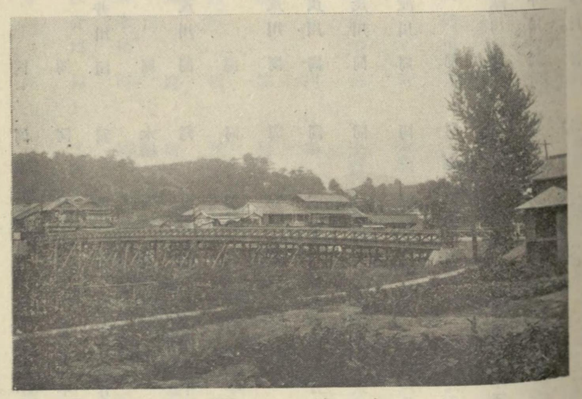

今津屋橋

奥津村	大釣橋	奥津村大字奥津川西字大釣	奥津川	同	土橋	二〇〇	二〇	大正二年三月
同	奥津橋	同村大字奥津字鍛冶屋敷	同	同	同	三〇〇	二〇	明治三十三年十一月
同	水原橋	同村大字奥津川西字水原	同	同	同	二五〇	二〇	明治四十一年四月
津山町	境橋	津山町大字新茅町	吉井川	同	同	五五〇二	三〇一	大正二年二月改築
同	今津屋橋	同町大字船頭町	同	同	木橋	五八〇四	二〇	大正年月
高野村	櫻橋	高野村野ヨリ勝加茂村檜ニ通ス	加茂川	同	同	三五〇	二〇一	明治二十一年四月
同	旭橋	同村大字押入	同	同	同	一四〇二	二〇一	明治二十五年八月
神庭村	加茂橋	神庭大字綾部	加茂川	同	同	三二〇	二〇	
加茂町	軒戸橋	加茂村大字塔中	加茂川	同	同	二二〇	二〇	大正元年十月
東加茂村	軒戸橋	東加茂村大字桑原	加茂川	同	同	二〇〇	二〇	同
上加茂村	青坂橋	上加茂村大字知和	阿波川	同	同	一〇〇	二〇	
同	河原橋	同村大字山下	同	同	同	一五〇	一五	
芳野村	芳野橋	芳野村大字古川	香々美川	同	同	二一〇	二〇	明治四十四年三月
中谷村	葛下橋	中谷村	吉井川	同	同	三四〇	一三	
同	湯指橋	同村大字中谷字湯指	中谷川	同	同	二二〇	一〇	

久田村	野津羅橋	久田村大字久田下原	吉井川	同	木橋	三二〇	一〇	明治四十二年九月
同	土生橋	同村大字土生	同	同	土橋	五〇五	一二	明治二十七年三月
同	鳥越橋	同村	同	同	同	三二〇	二八	同
羽出村	布江橋	羽出村大字羽出字布江	大釣川	同	土橋	一五〇	一〇	大正元年六月
同	ヅヅラヤ橋	同村字小山	同	同	木橋	二五〇	一三	大正五年六月
同	マセ橋	同村宮マセ	羽出川	同	土橋	二〇〇	一三	明治三十九年
同	同北		同	同	同	二二〇	一〇	同
同	踊堂橋	同村字踊堂	同	同	同	一八〇	一三	同
同	前田橋	同村字前田	同	同	同	一六〇	一三	同
同	前の段橋	同村字段の前	同	同	同	一六〇	一〇	明治三十五年四月
奥津村	久鳥橋	奥津村大字奥津川西字久鳥	奥津川	同	同	二五〇	一三	明治四十三年二月
津山町	天神橋	津山町大字東新町	吉井川	同	木橋	五一〇	一〇	明治三十一年三月
西苫田村	太田橋	西苫田村大字上河原字藪後	同	同	土橋	一三〇	一三	大正三年修繕
同	白神橋	同字白神	同	同	同	一五〇	一〇	

同	見座橋	同字見座	同	同	三〇	二五
香々美南村	馬橋	香々美南村大字寺和田	香々美川	町村道	同	一五〇	一三	明治三十五年五月
同	日下橋	同所	同	同	二〇〇	一一	大正四年十月
同	行當橋	同所	同	同	一五〇	一〇	明治四十二年三月
同	寺和田橋	同所	同	同	二〇〇	一〇	同
香々美北村	相坂橋	香々美北村大字眞經	香々美川	同	一〇〇	一〇	
同	ヘコクラ橋	同村大字岩屋	同	同	三〇	一三	
同	西ノ前橋	同	同	同	一一〇	一〇	
同	坊ケ市橋	同	同	同	一〇〇	一〇	
高野村	本郷橋	高野字高野本郷より同川東に通ず	加茂川	同	五九〇	一三	
同	濱崎橋	同村大字押入上	同	同	五九〇	二〇	
同	濱橋	同村大字拜入濱より向河原に通ず	同	同	四二〇	一一	
東苫田村	大田橋	大字大田に在り西苫田村境	宮川	同	二六〇	一三	大正三年九月
東一宮村	横野口橋	大字東一宮	横野川	同	一〇〇	一二	大正五年十一月

同	落合橋	同	同	同	一五〇	一二
神庭村	榮橋	神庭村大字吉見	加茂川	同	五四〇	一二	明治四十三年二月
高田村	久保宮橋	高田村大字上横野	横野川	同	一〇五	一三
同	柳照橋	同	同	同	一〇〇	一三
同	櫻橋	高田村大字下横野	横野川	同	一〇五	一三
加茂町	岸本橋	加茂町大字小中原	倉見川	同	二五四	一三	明治四十三年七月
同	日野目橋	同大字齋野谷日野目	同	同	一五二	一三
同	廣瀬橋	同大字戸賀	同	同	一八〇	一一	大正五年十二月
西加茂村	堀切橋	西加茂村中原	鉄場川	同	一五〇	一三	大正六年二月
同	岸本橋	同村中原	倉見川	同	二五〇	一三	明治三十五年一月
同	三岩橋	同村成安	加茂川	同	二六〇	一三
東加茂村	三岩橋	東加茂村公郷	同	同	二五〇	一五
同	常盤橋	同村大字知和	阿波川	同	二二〇	一三	大正五年六月
同	山下橋	同村大字山下	同	同	一〇二	一二

阿波村	一ノ渡橋	阿波村字一ノ渡	阿波川	同	二、〇	二、〇 明治三十年
同	樋村橋	同村字樋村	同	木	一五、〇	一、三 明治三十八年十二月
同	繪堂橋	同村字繪堂	同	土橋	一六、〇	一、一 同年
同	早栃橋	同村字早栃	同	土橋	一七、三	一、三 同年
同	山神橋	同村字大杉河原	同	同	一八、〇	一、〇 大正二年三月

第五節　鐵道

(一)　社線中國線

岡山市を起點とし津山町を經て鳥取縣米子に通じ、山陰・山陽の交通を開く豫定なりし、中國鐵道株式會社經營に係る本線參拾五哩二分は、明治二十九年七月起工、同三十一年十一月開業以來、山陽本線に連絡を通じて、縣下北部重要の運輸交通機關として文化の開發に貢獻したること多大なり。大正十二年省線作備線開通以後之と連絡を通じて作西の物貨集散・交通の中樞と成り、省線作備線の新驛を津山驛と命名し、中國線津山驛を津山口驛と改稱するに至れり。

□　中國鐵道津山口驛旅客貨物調

年度	旅客 乘車	旅客 降車	貨物 輸出	貨物 輸入
大正八年	一三六、三九一人	一四六、六六七人	四四、二〇七噸	六二、二四六噸
同九年	一三九、五〇二	一三三、六七五	四七、一九四	五八、六四七
同十年	一三八、一五六	一四一、七二三	四八、三二七	六〇、〇六一
同十一年	一四四、三三三	一四八、八七六	四六、四九〇	六一、六七〇
同十二年	一〇〇、四四六	一〇〇、五五三	三八、四八二	四八、二五五
同十三年	不詳	不詳	不詳	不詳
同十四年	六二、七一六	六二、九七一	三三、七九九	三九、五七八

□　元津山驛(現津山口驛)歷代驛長

一、川添　敏正　自明治三十一年十二月　至同三十二年三月
二、國反　初二　自同三十二年三月　至同三十三年五月
三、久山鏘太郎　自同三十三年五月　至同三十五年二月
四、田邊　忠雄　自同三十五年二月　至同三十五年五月
五、横山　仲一　自同三十五年五月　至同三十六年二月
六、白髭　孝一　自明治三十六年二月　至明治三十八年五月
七、武田　武一　自明治三十八年五月　至明治三十九年六月

津山驛

院　庄　驛

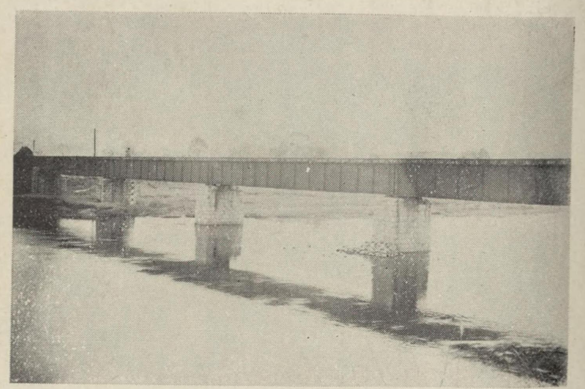

中須賀鐵橋

八、横山　仲一　自明治三十九年六月　至大正四年八月

九、村瀬　盈　自大正四年八月　至大正十四年三月

一〇、戸田　壽雄　自大正十四年三月現任

（二）省線作備線

大正十二年八月二十一日初めて津山・久世貳拾哩貳分間の開通を見、同十四年三月十一日久世・勝山間の開通を告ぐるに至り、茲に作西・備北の運輸交通は開發せられ、町村の繁榮日を追ふて益々盛大に趣きつゝあり。又未成線は備中新見に至らんとし新見より鳥取縣溝口に通じ、山陰本線と連絡し津山町其中心たらんとす。

津山驛

□　津山驛旅客貨物調

年度	旅客 乘車	旅客 降車	貨物 輸出	貨物 輸入
自大正十三年四月一日 至同十四年三月卅一日	一〇〇、四二一人	一九、五四九人	二、五六一噸	三、四五三噸
自大正十四年四月一日 至同十五年三月卅一日	二〇、四〇六人	二〇、二六八人	一〇、六九九噸	一九、四七五噸

□　津山驛歷代驛長

氏名　谷川東吉　在任期間　自大正十二年八月至同十五年三月

氏名　半田卯一　在任期間　自大正十五年三月十八日現任

（三）未成線省線因美線

津山・智頭間は實に山陰・山陽の横斷線にして、鳥取・津山間の連絡は之れに依りて達成せらるる譯なり。然るに鳥取・智頭間は既に開通を見、津山・智頭間は大正九年度に起工し大正十七年度に於て竣工せらるべきは、第四十一議會に於て既に決定せし處にして、大正十五年一月起工式を擧げ爾來着々工事進捗中なれば、之れが完成の曉には津山町は岡山・鳥取の中央連絡點となり、山陰・山陽本線はこゝに全く連絡せられて軍事・殖産工業其他諸般の公益を增進し、中國交通運輸の系統は勿論、作州一圓の文化に利する事甚大なるに至らん。特に本郡商工業の中心地とも云ふべき津山町竝に津山東町・二宮村及び加茂町等及びその沿道は前途有望なると共に之に伴ふ其の使命や實に重大なりと云ふべし。

（四）未成線省線姫津線

姫路・津山間の縱斷線にして軍事・產業等に至大の關係を有する重要線なり。既に實測を完了して起工に決したればこゝ數年內には其開通を見るに至り、多年の懸案たる作東幾多の都邑と津山との連絡交通問題は自然に解決せらるると同時に岡山迂回線の不便もこゝに除去せられ、縱斷直通近畿・關東地方に接觸の利便を得、軍事上は勿論、商工業等の發展進捗等に寄與貢獻する所蓋し甚大なゝものあらん。實に本線の開通成るの曉には津山を中國に於ける鐵道網の中樞たらしむるに至るべし。

第六節　通　信

我國の通信事業は近時大に進歩して、津々浦々に至るまで普く此恩典に浴するに至れるも、昔は僅に飛脚によりて、單に一部にのみ通信の行はれしものにして極めて不便なりしなり。郵便は明治四年三月一日始めて京都大阪間に、同年七月三日東京・横濱間に開設せられ、更に同年十二月には、國内主要の地に郵便役所を設けられ、同月五日岡山郵便役所開設せられたり。左に本郡内郵便局の沿革と現況の梗概を陳べん。

（一）津山郵便局

沿革　明治四年十二月二十五日置局、津山郵便取扱所と稱す。同七年六月津山郵便役所同八年一月津山郵便局同二十二年九月津山郵便電信局と改稱す。同三十五年十二月二等郵便電信局に改定、同三十六年四月官制改正の結果二等郵便局と成る。大正二年六月遞信省官制改正の結果神戸遞信管理局廢止、西部遞信局管轄區域と成る。同八年五月遞信省官制改革の結果廣島管理事務分掌局を廢止し廣島遞信局を置く、同時に同局管轄區域と成る。

明治八年一月一日通常爲替事務開始。同十二年三月二十日貯金事務開始、同十八年十月一日小爲替及外國爲替事務開始、同二十二年九月一日電信事務開始、同二十四年十月一日電信爲替事務開始、同二十五年十二月一日外

國電信事務開始、同二十六年三月一日小包郵便事務開始、同三十五年三月一日爲替金の居宅拂開始、同三十九年四月一日より振替貯金事務開始、同四十年二月十六日電話通話事務開始、同四十一年十二月二十六日電話交換事務開始、同四十三年四月一日年金恩給支給事務開始、大正四年三月一日國庫金受拂事務開始。大正五年十月一日簡易保險事務開始、大正八年四月二十日切手別納取扱開始。同十五年十月一日郵便年金事務開始。

明治二十二年九月一日より同二十五年二月二十八日迄美作國一圓を以て配達區域とす。明治二十五年三月一日より久世局開始に付區内左記の各村を割き同局區内に編入す。

大庭郡久世村外七ヶ村・眞島郡落合村外十三ヶ村・西々條郡富村・久田村、久米北條郡西川村大字西坪和外十ヶ村。

明治二十五年三月一日より勝山局開始に付區内左記の各村を割きて同局區域に組入す。

眞島郡勝山村外十一ヶ村・大庭郡德田村外九ヶ村

明治三十年三月一日より倉敷局開始に付區内左記の各村を割きて各局區域内に編入す。

倉敷局吉野郡一圓・英田郡一圓・勝南郡の内豊田郡大字和外十三大字、

明治三十年三月十一日より落合局開始に付久米北條郡の内二ヶ村を割きて編入す。

明治四十年二月十六日より津山町其他附近十六大字を電話呼出地域に定めらる。

□電信回線

回線名	接續局名
岡山、松江線	岡山—津山—松江
岡山、江見線	岡山—柏谷—金川—弓削—津山—勝間田—倉敷—江見。
岡山、新見線	岡山—津山—坪井—落合—久世—勝山—小坂部—新見、
津山、黒木線	津山—寺元—黒木。
津山、加茂線	津山—楢—加茂。
津山、行方線	津山—廣戸—行方。
大阪、福山線	大阪—津山—福山。
福渡、津山線	福渡—中鐵津山—津山
津山桑村電信電話線	津山—久米—桑村。

□歴代の局長及現任職員

郵便取扱役　草地六郎治　郵便取扱役　林　藤助　郵便取扱役　林　磯治郎
郵便電信局長　林　磯治郎　郵便電信局長　安東惣兵衛　郵便局長　林　磯治郎
通信屬　播　美咲　通信屬　田中千萬造　通信屬　三好次男　通信屬　岡野正孝
通信書記　若山延彦　通信書記　奥山市二　通信書記　樋野　昇
通信書記　得能靜男　通信書記　片岡駒吉　通信書記　久米川鉞二郎　通信書記　玉木　泰
通信書記　小林光一（現局長）　通信書記　古賀紋三郎　通信書記　玉利仲吉

主事　秋山虎吉　同　上　村岡庸之助　同　上　牛尾愼一　庶務主任兼主事　村田正憲
電話主事　若山　巖　保險主任　坂手直一　電信主任　吉田八郎治　同　上　早瀨定夫
郵便主任　中尾　德　同　上　大澤貫一　爲替主任　寺岡與六　電話主任　秋久正士
電話監督　下山　友榮

（二）二宮郵便局

沿革　明治三十七年十二月開始、當時は二宮局受取所と稱せしが、翌三十八年四月二宮郵便局と改稱、同年四月より爲替貯金事務をも開始し以て現今に至る。

明治三十七年十二月十六日初めて二宮村字櫻町に設置せられしより位置の變動なし。

歴代の局長

泉　豊　豊　福　秀　吉　花　土　文　太　郎（現局長）

（三）香々美郵便局

沿革　明治十一年六月開始、當時局舍は西北條郡香々美中村一〇一番邸にありしが、爾後二回移轉あり。明治四十年一月苫田郡香々美南村大字香々美四五一番地に新築以て今日に及ぶ。

歷代の局長

郵便取扱役　中島半平　同　上中島源治　局長　武田定治郎
局長　中島幹　同　上中島政雄（現任）

（四）寺元郵便・局

沿革　苫田郡芳野村大字寺元三百七十番地に在り、明治十二年四月開始、明治三十五年十二月電信事務を同四十四年一月電話事務を開始す。

歷代の局長　山田正兵衛　山田周藏（現任）

（五）上齋原郵便局

沿革　明治三十六年二月郵便遞送繼立所開設、明治三十七年十二月三等郵便局設置。

歷代の局長　柳井正信　柳井孝一郎（現任）

（六）奥津郵便局

沿革　明治二十三年奥津村大字奥津に開局、大正十二年十二月奥津村大字奥津川西字中分に移轉す即ち現位置なり。

歷代の局長　牧野勇　石原儁也（現任）

（七）黑木郵便局

沿革　明治七年二月西々條郡黑木村四十三番邸に設置、明治三十六年十月五日現位置（久田村大字黑木百七十七番地）に移轉し今日に及ぶ。明治四十四年二月電信電話事務を開始す。

歷代の局長　本庄德治郎　本庄幾太郎（現在）

（八）上加茂郵便局

沿革　明治の初年一度大字知和に郵便局の設置せられたる事あるも幾くもなくして廢止せられ、更に大正七年五月上加茂郵便局を上加茂村大字知和二百九十四番地に設置せらる。大正十三年一月電信電話事務を開始す。

歷代の局長　内田証一郎

（九）一宮郵便局

沿革　明治三十六年十二月西一宮三六四番地に設置せられ、一宮郵便取扱所と稱せしが、明治三十八年四月三等郵便局と改稱、同四十三年三月三十一日同大字四百二十八番地へ移轉郵便集配事務を開始す。

歷代の局長　美土路芳治郎　土居彌之助　難波保（現任）

（十）加茂郵便局

沿革　明治七年十二月初めて東北條郡小中原村に設置し、同三十五年一月現位置加茂町大字塔中四十番地に移轉同時に電信事務開始、明治四十四年十月電話事務を開始す。

歴代の局長　金光晋五郎　金光庄七　多胡芳作　牧孝太郎　多胡武一（現任）

（十一）津山口驛前郵便局

沿革　明治三十五年二月開設、佐良山郵便受取所と云ふ。同三十八年無集配三等局と改定、佐良山郵便局と稱す。大正二年六月津山驛前郵便局・同十四年五月津山口驛前郵便局と改稱す。現位置は久米郡佐良山大字北二四四番地にあり。

歴代の局長　久坂權二　岩野覺治（現任）

（十二）津山坪井郵便局

沿革　現位置　苫田郡津山町大字坪井町に、明治三十六年十二月開始以て今日に及ぶ。

歴代の局長　志茂幸四郎　八木芳藏（現任）

（十三）津山中之町郵便局

沿革　明治十七年三月津山中之町郵便貯金預所開始、同二十九年七月同中之町郵便受取所、同三十四年十二月

津山中之町郵便局と改稱して今日に及ぶ

歴代局長　安東惣兵衛　安東龜治郎　服部龍四郎　鳥越萬三郎（現任）

（十四）兼田郵便局

沿革　現位置　苫田郡津山東町大字川崎に、明治三十七年十二月開始以て今日に及ぶ。

歴代の局長　兒島宗次郎　田口堅四郎（現任）

（十五）勝田郡大崎郵便局（津山局屬）

沿革　現位置　大崎村大字金井に、爲替・貯金其の他の事務を大正十三年十二月開始以て今日に及ぶ。

歴代の局長　下山國吉（現任）

（十六）楢郵便局（同上）

沿革　明治七年十二月、楢村郵便局を開始、同四十一年十二月電信事務取扱開始、同四十四年十月電話通話開始。

歴代の局長　多胡又十郎　横部定太郎　多胡又次郎　多胡藤吉（現任）

第七節　舟　　車

明治十六中頃津山に高瀬船四十七艘・人力車七十七輛・荷車十八輛あり。この外湯指にも七八艘ありしが、明治三十一年中鐵會社開業當時は船頭町に二十餘艘、外に飛船（乘客用稍々小形なるもの）六艘、揚指に八九艘あり、之に久米勝田兩郡より積荷のため上下發着の八十餘艘を加ふれば、約百二三十艘を數へ得たるなるべし。中鐵開業以後は荷物・乘客漸次に減少し、現今に於ては船籍僅かに津山東町に二艘を數ふるに至れりと。

渡舟は貞享の昔より二宮・院庄・宗枝に在りしが、今やその面影を止むるもの僅かに一ケ所となれり。

自動車・牛・馬車・荷車・自轉車等は近時その數の增加夥しけれども、唯人力車のみは甚しく減少せり。今試みに大正十一年以降四年間に於ける、郡內各種車の數の統計を示さん。

□各種車の數

年次、種目	自動車	馬車	牛車	荷車	人力車	自轉車	其他	計
大正十一年	一二臺	二九三臺	二四臺	三、〇六一臺	三九臺	五、一九〇臺	三臺	九、〇三一
同　十二年	一〇	三〇八	一三七	二、八六六	三一	六、〇〇八	三八	九、六七八
同　十三年	一八	二六七	二一七	二、七三六	二九〇	六、三五三	二〇	九、八〇一
同　十四年	一七	三三五	一〇九	二、四二三	三四四	六、八二四	一六	九、九三八

第九章　銀行・會社・工場

本郡に於ける金融機關としては、明治十三年一月津山町に設立せる、株式會社津山銀行を以て嚆矢となす。爾來株式會社美作銀行・合資會社土居銀行・株式會社妹尾銀行・株式會社作備銀行・株式會社津山中央銀行等、幾多の銀行相次で設立を見たりと雖も、或は解散し、或は合併し變動少からず。輓近交通運輸機關の發達と各種事業の勃興とにより、會社の設立頻々として相次ぎ、今や時運の進歩と、實業界の發展とは、大いに經濟界の活躍を促進し、益々金融機關の整備を要求するの時機に至れり。

第一節　銀　　行

（一）株式會社山陽銀行

津山町大字京町に在り。當行は大正十二年株式會社土居銀行・同久世銀行・同加茂銀行・同武藤銀行・同津山中央銀行・同勝間田銀行の六銀行合併によりて、株式會社作備銀行を設立す。而して株式會社落合銀行は大正十一年に、株式會社久米銀行は同十二年に、各々株式會社津山銀行と合併し、更に大正十三年七月株式會社作備銀行と、株式會社津山銀行と合併の結果、設立せられたるものにして、其後同年十二月株式會社阿哲銀行を併合し

て、今日に至れるものなり。

想ふに銀行の合併は、近時我國に於ける一般的大勢にして、大正十二年中に合併せられたる銀行は其數全國を通じて五十の多きに達せり。斯くの如く合併機運の促進せられたるもの、其理由素より一二にして止まざるべしと雖も、蓋し我國には當時一千八百餘の銀行か、群立割據し、其の間非常に激烈なる競爭の行はれし結果、動々もすれば、銀行經營上の常軌を逸し、其の內容をして却つて不健全なる狀態に導きしことあるは爭ふ可らざるの事實なり。斯かる不自然なる競爭によりて生ずる弊害、漸く甚しきを一般に痛感するに至れること、及び歐州大戰後に於ける經濟界の大變動に際會して、基礎薄弱なる銀行の破綻せるもの多數に上り、さなきだに不安なる財界をして一層混亂に陷らしめたることによりて、銀行の整理改善を促すに至りたること、並に最近非常なる勢を以て膨脹せる、我國經濟界の現狀に對し、從來の如き資金寡少なる銀行を以てしては、經濟界の推移に順應し、眞に金融機關としての機能を發揮すること能はざるを目覺するに至りしこと等は、蓋し合併機運を釀成するに至れる素因なるべし。斯くの如く、各地に群立せる銀行を合併統一して資本の合同を行ひ、同時に其の內容を整理改善して基礎の確實堅固なる銀行を建設し。經濟界の進歩發展に順應するの方策を講じ、群小銀行の對立より生ずる百弊を除去すべきは最も適切なる處置にして、政府當局に於ても時に此の點に着眼してこれを奬勵せるところなり。本銀行は、時代の趨勢に順應し、如上の經路を辿りて設立せられたるものにして、今や岡山市を始め縣下樞要の地三十餘箇所に支店出張所を有し、縣下金融界の一大勢力たり。

株式會社山陽銀行役員

取締役頭取　土居　通博　常務取締役　高井愼一郎　關　當純　取締役　苅田善治郎　土居　通憲
武藤壽太郎　石井茂亭木　森本　慶三　額田　治郎　小川芳太郎　取締役兼監督調査部長　安黑　一枝
取締役　西江　瀏　桑田彦三郎　大平要太郎　藤田　聯藏　取締役兼納支店長　林　一美
監査役　淀川　正充　三村　信胤　營業部長　橋本　雅三　計算課長　安藤　觀造　監督課長　山岡正三郎
預金課長　妹尾與太郎　行金保管課長　福井　深藏　出納課長　陶　敏郎　貸付課長　水島嘉平治
人事課長庶務課　兼務　森岡友太郎　調査課長　小坂一八　爲替課長　庄　英男

(二) 銀行本・支店

（計數は大正十二年調査）

左に郡內銀行の本・支店を列記し、併せてその內容の梗概を摘錄せん。

□ 位置・組織・資本金等

銀行名	位置	建坪	組織	資本金	支店長氏名
山陽銀行本店	京町	四百五坪	株式	千百二萬圓	
山陽銀行中央支店	元魚町	六十七坪	同	千百萬圓	綱井深藏
山陽銀行西支店	西今町	五十一坪	同	千百萬圓	小林信夫
安田銀行津山支店	元魚町	五十三坪	同	一億五千萬圓	野村初次郎
合同貯蓄銀行津山支店	堺町	四十四坪	同	百十二萬圓	常光　稔

第一合同銀行津山支店　坪井町　八十八坪　同　千百二十萬圓　片山廉平

□銀行預金

銀行名	定期預金	當座預金	貯蓄及類似預金	其他	計
株式會社山陽銀行	一、九〇五、三一〇・〇〇	五九八、六三二・〇〇円	五五、〇二九	一、六七三、三八・〇〇	三、七六、三九・〇〇円
安田銀行津山支店	七五五、一〇〇・〇〇円	七三、九五〇・五五円錢	—	一三八、四六一・九一円	九九七、五二・九三円錢
合同貯蓄銀行津山支店	六二、四〇〇・〇〇円	—	三八〇、〇〇〇円	—	三八〇、七〇〇・〇〇円
第一合同銀行津山支店	九二三、七八〇・〇〇錢	三〇八、三四八・八八錢	—	七二、九四九・一一	一、二九三、〇八五・九九円錢

□銀行貸付金

銀行名	貸付金	當座預金貸越	割引手形	計
株式會社山陽銀行	三、六二二・四六二円	一、三七九、二二四・〇〇円	九〇〇・〇〇円	五、〇四二、六〇六・〇〇円
株式會社安田銀行津山支店	一、一四八、一四二・三錢	二二四、七二四・四三円錢	—	一、三六二、八五六・五五円
株式會社合同貯蓄銀行津山支店	四二、一〇〇・〇〇円	—	—	四二、一〇〇・〇〇円
株式會社第一合同銀行津山支店	一、五七一、八一三・四二錢	一五八、八六七・五三錢	四、九五六・六〇錢	一、七三五、六二七・五四錢

第二節　會　社

明治三十七・八年戰役後に於ける。本邦の商工界は、舊來の惰眠を破りて好況を呈したりしが、先年世界大勳亂の影響によりて、頓に經濟界の活躍を見るに至れり。加ふるに、時代の趨勢と輓近地方に於ける運輸交通機關

の發達とは郡内交通の要衝にして、郡内物資集散の中心たる津山町を始め、其他郡内樞要地の商工界を衝動し、各種の會社勃興して、頗る商工業の繁盛を見るに至れり。昭和二年一月現在に於ける會社數實に七拾に達し、内株式四十・合資二十二・合名會社八にして資本總額七百六十七萬圓以上に上るに至れり左にその梗概を表示せん

(一)株式會社

備考　既掲のものは省略す　(昭和二年一月一日現在)

名稱	所在地	設立年月日	代表者氏名	資本金總額	總株數	一株の額面
美作製紙株式會社	津山町大字山下	明治廿九年十月廿二日	土居通憲	八〇、〇〇〇	四、〇〇〇	二〇、〇〇
株式會社鶴山銀行	同　大字田町	同　卅年四月廿三日	且睦良	六〇、五〇〇	一、二二六	五〇、三〇
株式會社津山魚市場	同　大字新魚町	同　四十二年一月一日	亀井鶴治郎	一〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇	二〇、〇〇
美作生魚株式會社	同　大字河原町	同　四十四年九月廿一日	河井清德	二五、〇〇〇	—	—
兼田倉庫株式會社	津山東町大字川崎	同　四十四年十二月七日	下山武四郎	七、〇〇〇	一、一四〇	五〇、〇〇
美作鑄物株式會社	津山町大字鍛冶町	大正二年四月三日	池松三郎	六〇、〇〇〇	一、二〇〇	五〇、〇〇
東西土地株式會社	同　大字坪井町	同　五年三月一日	小林勝四郎	二〇、〇〇〇	一、〇〇〇	二〇、〇〇
美作製氷株式會社	同　大字南新座	同　五年十月廿五日	菊田隆四郎	一〇〇、〇〇〇	四、〇四〇	五〇、〇〇
朝日釀造株式會社	同　大字橋本町	同　五年十月廿七日	藤原熊一	五〇、〇〇〇	一、〇〇〇	五〇、〇〇
津山和紙製造株式會社	津山東町大字川崎	同　六年十月廿三日	澤田惣五郎	二〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇	五〇、〇〇
中國飲料株式會社	津山町大字村木町	同　七年二月七日	岡田豐治郎	三〇、〇〇〇	六〇〇	五〇、〇〇
加茂水力電氣株式會社	加茂町大字小中原	同　七年七月廿五日	内田證一郎	一〇〇、〇〇	〇二、〇〇〇	五〇、〇〇

作陽製材株式會社	津山町大字田町	大正七年十一月七日	原田源治郎	二五、000	、二00	五0、00
日本柳織株式會社	津山町大字中之町	同 七年十二月一日	土居 通憲	100、000	二、000	五0、00
津山初雪製造株式會社	同 大字京町	同 八年三月十四日	金田 孝二	二二、000	、二四0	五0、00
美作林產株式會社	同 大字西今町	同 八年九月廿五日	關 當純	100、000	二、000	五0、00
美作窯業株式會社	西苫田村大字小田中	同 八年十二月五日	池 松三郎	五0、000	一、000	五0、00
明治飲料株式會社	津山東町大字川崎	同 八年十二月十二日	長谷善次郎	五0、000	10、00	五0、00
津山砂糖株式會社	津山町大字堺町	同 九年一月五日	小山伊三郎	二00、000	四、000	五0、00
津山タオル製織株式會社	同 大字二階町	同 九年一月十五日	關 當純	100、000	二、000	五0、00
丸星飲料株式會社	津山東町大字川崎	同 九年二月十七日	西村 林藏	二0、000	、四00	五0、00
株式會社秋山商店	同 大字川崎	同 九年三月十九日	秋山長治郎	100、000	二、000	五0、00
朝鮮興產株式會社	香々美南村大字寺公保田	同 九年五月五日	田口 梁兵	三五、000	七、000	五0、00
奧津興產株式會社	奧津村大字奧津川西	同 九年七月九日	武本光五郎 光永寛藏 藤木平藏 友保知	四0、000	—	—
美作演藝株式會社	津山町大字橋本町	同 十年九月十八日	藤原 熊一	五0、000	一、000	五0、00
株式會社入江商會	同 大字堺町	同 十一年一月卅日	入江茂次郎	四五、000	、九00	五0、00
加茂自動車株式會社	加茂町大字小中原	同 十一年二月廿五日	內田證一郎	一、000	二0	五0、00
津山瓦斯株式會社	津山町大字秋田町	同 十一年二月廿七日	淀川 正充	三0、000	六、000	五0、00
株式會社豐福商店	津山町大字鍛冶町	同 十一年六月廿九日	豐福 寬	二0、000	一、000	二0、00

美作自動車株式會社	同 大字京町	大正十二年一月十日	川西五郎治	三五、000	一、七五0	二0、00
敷島瓦株式會社	同 大字西今町	同 十二年四月廿五日	菊田 善榮	二五、000	五、000	五0、00
津山海陸物產株式會社	同 大字二丁目	同 十二年七月廿二日	高島定次郎	二00、000	四、000	五0、00
株式會社津山聯合檢番	同 大字二階町	同 十二年十二月廿六日	矢吹 正鄕	二五、000	、五00	五0、00
株式會社中央飲料商會	同 大字新魚町	同 十三年一月十五日	芦田熊太郎	三0、000	、六00	五0、00
富士酒造株式會社	中谷村大字入	同 十三年八月八日	池田 與吉	五0、000	一、000	五0、00
株式會社清水商店	津山町大字美濃職人町	同 十三年十二月十五日	清水關一郎	一00、000	二、000	五0、00
株式會社鶴の友商會	同 大字南新座	同 十四年一月七日	池 松三郎	五0、000	一、0二0	五0、00
津山土地株式會社	同 大字田町	同 十四年二月	土居 通憲	二00、000	四、000	五0、00
朝日チエン株式會社	同 大字田町	同 十四年九月廿八日	竹中 英男	三0、000	一、五00	二一、00
津山製函株式會社	同 大字吹屋町	同 十四年十二月五日	有本 立	三0、000	、六00	五0、00
津山牛乳株式會社	西苫田村大字山北	同 十四年十二月廿七日	淀川 正充	七五、000	三、七五0	二0、00

（二）合資會社（同 前）

名稱	所在地	設立年月日	代表者氏名	資本金總額
津山商品倉庫合資會社	津山町大字南新座	明治卅五年一月九日	長澤 三郎	10、000円
津山肥料合資會社	同 大字東新町	同 四十二年十月廿五日	菊田 產平	五0、000
津山劇場合資會社	同 大字材木町	同 四十四年三月廿六日	日下 惣太郎	三、五00、六六0
大丸合資會社	加茂町大字小中原	大正三年四月十日	川島善一郎	六、000

加茂清酒合資會社	同　大字塔中	大正四年十二月廿三日	牧　幸太郎	二三、〇〇〇
五一乾繭合資會社	津山町大字東新町	同　五年六月一日	原田治三郎	五、一〇〇
河邊酒造合資會社	津山東大字川崎	同　五年十二月十八日	高橋五衛	二八、〇〇〇
小中原釀造合資會社	加茂町大字小中原	同　九年一月十九日	上原蘇平	五〇、〇〇〇
合資會社廣田商會	津山町大字西今町	同　十二年二月十二日	廣田千代逸	五、〇〇〇
合資會社松本商店	同　大字三丁目	同　十三年一月一日	松本修藏	一四、〇〇〇
合資會社西村醬油店	郷村大字河本	同　十三年四月廿日	西村倫正	一五、〇〇〇
合資會社太田原商店	津山町大字東新町	同　十三年五月三日	光井　潔	五、一〇〇
合資會社筆保肥料店	津山町大字三丁目	同　十三年六月十五日	筆保文武	三、〇〇〇
合資會社木村商店	同　大字西新町	同　十三年八月廿三日	木村兵一郎	二、〇〇〇
合資會社岩本商店	同　大字東新町	同　十四年一月六日	岩本清明	八、五〇〇
合資會社草地洋服店	同　大字小性町	同　十四年一月七日	草地磯吉	五、〇〇〇
合資會社鶴田呉服店	同　大字坪井町	同　十四年三月三日	鶴田修平	四〇、〇〇〇
合資會社ミツヲ電氣商會	同　大字宮脇町	同　十四年三月廿日	三森　猛	二、〇〇〇
旭金融合資會社	同　大字田町	同　十四年五月廿五日	鳥取　薫	三、五〇〇
合資會社牛田古物店	同　大字宮脇町	同　十四年七月六日	牛田茂次郎	三、〇〇〇
合資會社川村商會	津山東町大字川崎	同　十五年三月廿五日	川村米一	一、〇〇〇
津山倉庫合資會社	津山町大字二丁目	同　十五年五月廿日	高島定次郎	二〇、〇〇〇

（三）合名會社（同　前）

名稱	所在地	設立年月日	代表者氏名	資本金總額
合名會社浮田商店	津山町大字伏見町	明治四十五年二月五日	浮田佐年	三〇、〇〇〇円
津山木材合名會社	同　大字材木町	大正二年三月三日	竹中泰一	—
横野酒造合名會社	高田村大字上横野	大正四年十一月廿日	實近伊八郎	二、一〇〇
加茂製材合名會社	西加茂村大字中原	同　六年二月四日	平井四平	一、〇〇〇
九元合名會社	津山町大字紺屋町	同　十年四月一日	荒木龜三郎	二、五〇〇
合名會社有本藥店	同　大字元魚町	同　十年七月一日	山本桃三	三六、五〇〇
合名會社早瀨商店	津山東町大字川崎	同　十三年二月廿五日	早瀨八九郎	九、〇〇〇
合名會社專賣特許三德麥製造所	津山町大字上之町	同　十五年八月十五日	安黒萬平	一五、〇〇〇

第三節　工　場

□　職工五人以上使用工場一覽表（大正十年十二月末）

名稱	所在地	製品	職工數	名稱	所在地	製品	職工數
郡是製紙株式會社津山工場	二宮村生	絲	五七九	浮田機織工場	同	絹織物	三二
浮田玉絲工場	津山町玉	絲	三六	津山足袋原料織物合資會社	同	綿織物	一九
合資會社折橋商店	同　生	絲	五	橋本平太郎商店	同	足袋	一二

津山足袋株式會社　同　八
美作製紙株式會社　同　板紙　一六
森安製紙工場　同　和紙　一六
鈴木製紙工場　津山町防水原紙　七
津山和紙製造株式會社　林田村和紙　三二
河野和紙製造所　西苫苫村　同　五
岡野和紙製造所　同　同　五
中尾和紙製造所　同　同　一〇
鴨川製紙工場　神庭村防水原紙　九
朝日酒釀造場　津山町清酒　六
菊田酒造場　同　同　七
奥田清酒製造場　大野村　同　五
池田酒造場　中谷村　同　五
廣戸酒造場　久田村　同　五
奥津興產株式會社　奥津村　同　五
下井酒釀造所　香々美南村　清酒燒酎　七
久山醬油製造場　二宮村　醬油　八
西村酒醬油釀造場　郷村　酒醬油　一一
青野醬油工場　津山町　醬油　五
株式會社秋山商店　林田村　足袋、味噌、醬油　一四
中國飲料株式會社　津山町　ライムネ、サイダー　七
入江飲料醬油工場　同　ライムネ、サイダー、醬油　七
丸金飲料株式會社　林田村　ライムネ、サイダー　六
明治飲料株式會社　同　同　九
鳴玉礦泉飲料株式會社　高野村　同　六
津山初雪製造株式會社　津山町　製菓　一〇
美作製氷株式會社　同　製氷　五
津山櫻豆腐工場　同　豆腐・油揚　六
美作鑄物株式會社　合　鍋釜　三七
百濟鑄物製造所　津山町　鐵製品　一五
景山鐵工所　同　同　六
津山鐵工所　同　同　七
中島鐵工所　同　諸機械　一〇
美作窒業株式會社　西苫町村　煉瓦、瓦　一二
青井瓦製造　香々美南村　煉瓦　五
作陽製材株式會社　津山町　製材貨挽　六

美作本材株式會社　同　製材　五
後藤製材所　同　同　五
浮田製材工場　富村　同　六
三國製材工場　上齋原村　水管　七
美作林產株式會社倉見工場　加茂村　製材、木炭　二一
久保田製材所　同　製材　六
前田燐寸小函素地製造所　津山町　製材　二二
田坂勇四郎工場　同　經木眞田製造　五
山崎礒治郎工場　同　簞笥、長持　一二
古塔指物工場　同　簞笥　七
間庭指物工場　同　椅子　七
岡本車工場　同　車、荷車、足袋　六
渡邊荷車工場　同　帽子原料　五
梶村帽子原料製造工場　同　帽子原料　三二
村瀨製傘工場　同　傘　六
日本柳織株式會社　同　柳製品　二五
坂手製綿所　同　綿　七
江見鍛冶工場　同　農具　五
鞍懸石材工場　同　石材加工　八

第十章　團體及び組合

第一節　苫田郡教育會

(イ)沿革　教育會は明治十八年頃より、元四々條郡、西北條・東南條郡、東北條郡の各郡に於て、郡を區域として組織しありしが、明治三十三年四月制度改革に依り前記四郡を合して苫田郡と改稱せらるゝに至り、同年五月十九日、津山尋常小學校に於て、舊田郡聯合教育會（各部教育會長出席）を開催し、舊四郡教育會を廢止して苫田郡教育會設立に關する協議を遂げ、其の翌二十日更に同所に於て創立發起者會を開き之れが設立の協定をなす。橋本嘉一郎・土居通信・岡田磐・尾上政繼・河田繁穗・河田保勇・川合謙介・高山宇一郎・立石岐・植月皓・草地郡平・保田爲一郎・江口繼男・江川義知・安黒基・齋藤敬止・坂手盛夫・光岡金雄・水島義宜・島田秀和・平井圓治郎・森本藤吉の諸氏創立發起者となりて、町村長・小學校長及び教員・學務委員・其の他有志を勸誘し、同年六月二日津山尋常小學校に於て創立總會を開催す。當日出席會員八十名・齋藤敬止假議長となり規則の制定・役員の選擧を行ひ、茲に苫田郡教育會の創立を見るに至れり。爾來事務所を苫田郡役所内に置き事業を遂行し來りしが、大正九年九月定款に改正を行ひ、民法の規程に從ひ主務官廳の認可を經て社團法人となせり。大正十五年六月郡役所廢止とともに事務所を津山町大字田町六十七番地（津山實科高等女學校）に變更し以て現今に至る。

□本會創立以來の役員（○を附せるものは現任者なり）

總理　小澤泰　並河良行　一山昌衛　久山知政　村松犀之輔　小沼敬三郎

會長　岡田磐　齋藤敬止　喜多島虎二　出道直　垣見秀男　大守勇

白神壽　○杉山宇三郎

副會長　齋藤敬止　尾上政繼　伊賀義太郎　渡部惟明　植月寅吉　○坂田義一

幹事　尾上政繼　渡部惟明　植月皓　牧馬寺坂頼甫　植月寅吉

坂手盛夫　池上登士雄　太田廣藏　上原良助　日笠平吉　○今井良平

椋代佐七郎　野崎意登七　○美土路壽　○福田圓二　坂田義一　青井荒一

大谷直市　居森柳市　○梶村滋三　○福田三郎　池上準　○池上均一

(ロ)事業　本會は創立以來各種の施設經營に努め、學校教育の研究・教員の修養研究は勿論、社會教育・教員養成・女子教育機關の施設等凡ゆる教育の向上進展に貢献せる所尠からず、其の概要を列記すれば左の如し。

一、惣會開催　春秋二回總會を開催し、名士の講演、會員の研究發表、教育上の諸問題の討議等をなす。

一、講習會開催　教授訓練に關するものは勿論、直接若しくは間接の關係を有する學術技藝の講習會を開設し教員の修養に資す

一、學事視察　毎年數名を、縣の内外に派出し、其の教育狀態を視察せしめて教育者の智見を廣め教育の向上に資す。

一、社會教育施設　創立以來、概ね毎年幻燈機械・活動寫眞等を利用し又は名士を聘して講演會を開催し一般人士の智德修養に資す。

一、郡誌刊行　大正元年苫田郡誌編纂に着手し、昭和二年春之を刊行す。

一、教育効績者表彰　教育功績者を表彰し奬勵に資す。

一、優良兒童表彰　郡内小學校・補習學校の兒童生徒中、學業操行共に優秀なるものを表彰し奬勵に資す。

一、教員養成　明治四十二年より二ヶ年間准教員養成所を設け教員の養成をなせり。

一、學校經營　大正四年四月、津山高等裁縫學校を設置し、女子職業教育と教員の養成に努む。爾來數次組織を改めて現津山實科高等女學校となし之を經營す（詳細は中等學校の部に記す）

一、體育施設　毎年教員兒童の體育會を開催し又縣教育會等の體育大會に選手を派し、體育の向上に資す。

一、學事研究調査　研究調査部を設け委員を置きて、教育上の諸問題の調査研究をなし、その結果を發表して一般教育の進展に資す。

一、研究會派出　縣主催に係る教科研究會に會員を出す。

一、記念館建設　御登極五十年記念事業を行はん爲め、明治四十五年より三ケ年間各會員毎月醵金して之を蓄積し、其蓄積金七百餘圓に達せるを以て、該金を基として田町六十七番地へ記念館を建設す。現在津山實科高等女學校々舍として充當せる二階建五十五坪の建物即ち之れなり。

一。兒童文集刊行　大正十四年以來兒童文集を刊行し、之れを各學校に配付して參考に資す。

一、其他　社會改善展覽會・教育品展覽會・墨跡展覽會等の開催、巡回文庫・記念文庫の設置、學用品共同購入の實施、研究會の開催等を行へり。

（ハ）苫田郡教育會支部　郡内に第一支部（津山・津年東）第二支部（西苫田・一宮・田邑・二宮・院庄・東一宮・東苫田）第三支部（芳野・郷・大野・小田・中谷・香々美南・香々美北）、第四支部（富・久田・泉・羽出・奥津・上齋原）第五支部（高野・神庭・高倉・高田）、第六支部（加茂・西加茂・東加茂・上加茂・阿波）の六支部を置き、各支部に於て、教育上の研究調査、講習會の開催、體育會の開催、社會教育の施設等をなし、隔月又は臨時に成會を開催し、實地授業の研究、教育問題の討究等を行ひ、常に本會と支部とは聯絡提携して活動し、所期の目的達に努めつゝあり。

第二節　帝國在鄕軍人會苫田郡聯合分會

（イ）沿革　大正二年三月十八日帝國在鄕軍人會の規約に定むる目的及び事業の遂行を期し、軍事智識の增進・尙武思想の發達を計るの目的を以て組織し現今に至る、

□　本會創設以來の會長・副會長（○を附せるは現任者なり以下之に準ず）

會長　中山默識　藤田善雄　○田口寄文治

副會長　安藤篤　竹内康治　下井勘助　坂手晉　○岸信男

（ロ）事業　創立以來實施したる事業の主なるもの左の如し。軍人講演會・體育大會・武術大會開催、優良會員表彰・手牒配付・弔慰・兵營視察・現役兵慰問・救援隊派遣等。

□　帝國在鄕軍人會各町村分會

本郡各町村の分會は夫々勅諭の精神を奉體し、在鄕軍人の品位を進め親睦を厚うし、相互扶助して軍人精神の振作に努め、且つ體軀を練り軍事智識の增進を圖らんため、諸種の施設經營をなし來り、着々其の實績の見るべきもの尠からず。

□　帝國在鄕軍人會各町村分會累代會長氏名（○印は現任中の者（昭和二年三月末調）

二宮村　小原謙吉　○河原磊三。　院庄村　藤田順一　日原信夫　日原毅一　○杉山數江。　芳野村　河田寛　石田志津一　杉本森市　光吉義重　石田利治　藤田秀夫　○坂手勇。　郷村　小山岸太　○岸信男。　大野村　瀨島彌一郎　筆保鶴市。　○寺岡登一。　小田村　入木佐五郎　松本茂登治　居森武平　内田需　高田九一　高田繁夫　山崎友吉　居森芳吉　○北山壽。　中

谷村　岡田才太郎　中江泰雄　山崎藤市　木村雅男　○安藤晋藏。富村　山崎晃○山崎壽道。久田村　正躰俊藏　青木喜曾八郎　岡田嘉名一　牧野茂一　○廣戸義次。泉村　馬場茂美　坂手敦二郎　○久保義朝。羽出村　澤田暉一　○澤田久太郎　奥津村　友保博隆　上齋原村　藤木平藏　牧野雅治　柳井牧治郎　○三船朋雄

津山町帝國在郷軍人會津山町分會長　中山點識　市村忠治郎　上山堯太郎

大正十三年一月組織變更名稱改正　帝國在郷軍人會津山町聯合分會長　上山堯太郎　○角田喜志太郎

津山町　津山町城東分會長（區域東新町・西新町・中之町・勝間田町・林田町・上之町・橋本町）○苅田保　津山町城西分會長（區域西今町・鐵砲町・新茅町・茅町・安岡町）

古裕品太郎　○森本繁男　津山町城南分會長（區域村木町・伏見町・京町・河原町・船頭町・小牲町・新魚町・吹屋町）廣岡晴政　○森安高明　津山町城北分會長（區域山下・北町・椿高下・城代町・田町）○大柴宗紹　津山町中央分會長（區域堺町・二階町・元魚町・新職人町・戸川町・二丁目・三丁目・美濃職人町）○角田喜志太郎

津山町鶴城分會長（區域鍛冶町・下紺屋町・坪井町・福渡町・宮脇）日下良四郎　○宮地守次郎

西苫町材　秋山晃夫　和田義一　竹本馬吉　○小林康太郎。一宮村　頼經利左治　瀬島哲四郎　○杉浦智雄。田邑村　田口寄文治　○日笠和十郎。香々美南村　下井勘助　○和仁鈥一。香々美北村　雛波儀太郎　樫村健太郎　有本貞一　小田忠一

○久安林平。津山東町　武岡伊之助　小島三郎　山林靜治郎　○兒島久富。高野村　神田精一　○兒島剛。東一宮村　松岡武重　坂出壽一　○築山龍市。神庭村　眞木義則　早瀬健治郎　田淵保美　安藤篤　○嘗田美成。加茂町　山田政夫　○木本衛。西加茂村　○藤原牧太郎。東加茂村　大杉正十五　○松岡胤夫。上加茂村　智和竹之烝　寺坂夷作　内田武土郎

内海亮吉　岡一良　中井今五郎　西矢安治郎　○田村太郎。阿波村　茂上猛夫　○青山章。

第三節　苫田郡農會

（イ）沿革

日清戰役後勸農の聲頓に揚り、明治二十八年二月十五日本縣は縣令第四十八號を以て農會設置規定を定め、其

の翌日訓令第四十八號を發したり。是により明治三十年三月二十七日西々條・西北條・東南條・東北條・郡農會の設置を見たり

明治三十二年、西々條・西北條・東南條・東北條の各郡は苫田郡の一郡に合併せられたり。明治三十二年六月政府は法律第百三號を以て農會法を發布し、翌三十三年二月勅令第三十號を以て農會令を公布したり。是により明治三十三年六月四日、繼續認可を受け苫田郡農會を設置したり。而して本郡農會を組織せる町村農會は郡内各町村（三町二十八ヶ村）農會にして農會令に基き農事改良發達を圖りつゝあり。

□　本會設立以來の役職員

會長　岡田　磐　小澤　泰　並河　良行　一山　昌衛　久山　知政　村松　翠之輔

○土居　通憲

副會長　平井圓治郎　島田　秀治　坂手　盛夫　○上原　良助

幹事　島田　秀和　本庄德治郎　土居　通正　田口敎治郎　畑口　信好　神田　篤　仁木　萬吉　橋本晉治郎

坂手　盛夫　押坂　正義　上原　良助　中島　百茂　○武川　笹一　○岸　信男

（ロ）事業

本會の事業概ね左の如し

一、下級農會の創設活動の奬勵及督勵・町村技術員設置補助・農事講話・產業組合の新設奬勵。

一、郡農會は新設產業組合に奬勵金を交付し之れが增設を奬勵す。

一、米麥模範指導地及試驗地を設置して當業者の指導に資す。

一、特用作物・蔬菜早期栽培試作地を設置し當業者の指導に資す。

一、自給肥料奬勵堆肥舍の建設補助をなし、或は綠肥種子の共同購入等をなし、專ら肥料自給の生產增加に努めたり。

一、濕田排水事業奬勵は大正二年以降多額の奬勵金を計上して濕田排水工事施行を奬勵しつゝあり。
一、深耕奬勵、大正五年以來改良犁の使用法を指導し、又深耕犁共同購入の斡旋をなし、又は之が傳習會を開催し深耕の奬勵に努めたり。
一。肥料共同購入斡旋及奬勵。郡農會は町村農會の依托を受け肥料共同購入の斡旋を爲し、又一面町村農會又は產業組合をして肥料の共同購入をなすべく、之が奬勵をなしたり。
一、米麥共同販賣　酒米仕入期に年々千俵内外を共同販賣に付しつゝありしが、大正十年農業倉庫建設により、同倉庫の事業とし連年共同販賣事業を營めり。
一、講習講話會開催　本會技手の派遣又は斯道の專門家を聘し講習傳習會を開催したること極めて多し。
一、害蟲驅除豫防の督勵に努む。
一、農業經濟の發達並に農事改良農村風紀の改善促進を圖るの目的を以て共同耕作組合農家共同組合設置奬勵等を行へり。
一、其他改良苗代の奬勵　籾共同乾燥場設置の奬勵・二化螟蟲豫察燈設置・農事視察員の派遣・農用發動機購入奬勵補助農會經營指導研究會開催・馬鈴薯共同購入・畜產奬勵等を行へり。

第四節　苫田郡產業組合

(イ)沿革　本郡の產業組合は明治三十三年組合法制定以來地方改良上必須の機關と認め、時の郡長小澤泰之が設置を奬勵したる結果、明治三十七年四月先づ富信用組合の創設を見、三十九年に至り二宮信用組合・川崎信用組合成立し、大正元年迄に二十二ケ町村二十七組合の新設を見たるを以て同年十月苫田郡信用販賣購買組合聯

合會を設立し、外形上其組織の完備を遂げたり。然るに本郡產業組合は其當初に於て購買事業に重きを置きたる組合多數なりしを以て、經濟界變動の影響を受け經營困難に陷りしもの、或は之が爲め中途解散の無止に立到りしものも少からざりしを以て、近時に於ては專ら不振組合の整理を爲すことに力を致したる結果、大體現存せる組合は順調なる發達を遂げつゝあり。今大正十四年末に於ける組合の概況を擧ぐれば左の如し。

一、組合數	二九	一、積立金	一六四、五五四圓
一、組合員數	七、〇八〇	一、貯金	八八四、八四一圓
一、出資口數	一六、〇四九	一、貸付金	一、〇一五、〇九七圓
一、拂込濟出資額	一六二、六一八圓	一、販賣高	九四、四五二圓
一、講買高	七七、八三七圓		
一、利田料	三、九八八圓		
一、借入金	二〇一、一一一圓		

□現在組合（大正十四年末月現在）

名稱	區域	設立許可年月日	理事定員	監事定員	組合長
有限責任苫田郡信用販賣講買組合聯合會	苫田郡一圓	大正元年十月二日	五	三	小沼敢三郎
無限責任富信用組合	富村	明治三十七年四月	三	二	山崎繁樹
有限責任二宮信用組合	二宮村	明治三十九年三月	三	二	久山猪八郎
有限責任津山信用組合	津山町	明治四十年五月二十一日	七	三	瓶田靜二郎
無限責任香南信用購買組合	香々美南村	明治四十二年五月十七日	四	四	青井朝治郎
有限責任吉原信用購買組合	芳野村大字吉原	明治四二年十月十三日	六	三	坂手盛夫
無限責任大篠信用購買販賣利用組合	高田村大字大篠	明治四十三年二月	八	四	安黑一枝

有限責任	上齋原信用販賣購買利用組合	上齋原村	明治四十三年三月	五	二	藤木勇治郎
無限責任	一宮信用購買組合	一宮村	大正十年三月十五日	四	四	武川生
有限責任	高倉信用購買組合	高倉村	明治四十四年四月十五日	六	六	下山貞四郎
有限責任	富購買販賣組合	富村	明治四十五年二月二十日	八	四	山崎繁樹
有限責任	東苫田村信用購買販賣組合	東苫田村	明治四十五年二月二十日	六	三	竹内高次郎
有限責任	香北信用販賣購買組合	香々美北村	大正二年三月十八日	六	五	三村官平
有限責任	田邑信用購買組合	田邑村	大正二年十一月十四日	五	二	田口奇文治
無限責任	高野信用組合	高野村	大正二年十一月二十六日	七	四	保田德三郎
有限責任	大野村信用購買販賣組合	大野村	大正四年二月十八日	一〇	三	寺岡雄平
有限責任	芳野信用販賣購買組合	芳野村	大正五年三月十日	一〇	五	椋代佐一郎
無限責任	上加茂信用組合	上加茂村	大正六年三月十三日	五	三	内田証一郎
無限責任	阿波村信用組合	阿波村	大正九年二月十日	五	三	戸井光雄
有限責任	岡山縣三桠販賣組合	岡山縣一圓	大正九年三月二日	八	四	池上正澄
有限責任	上加茂利用販賣購買組合	上加茂村	大正九年四月十五日	五	三	内田證一郎
有限責任	奥津利用組合	奥津村大字下齋原長藤	大正十一年四月十日	五	三	水田美夫
有限責任	奥津蠶業販賣利用組合	奥津村	大正十一年八月十五日	一〇	二	水田美夫
有限責任	苫田郡木炭販賣組合	苫田郡一圓	大正十二年一月二十六日	一〇	三	池田富治郎
有限責任	泉村信用組合	泉村	大正十二年十一日	七	三	大林常四郎

無限責任	東加茂村信用組合	東加茂村	大正十二年二十七日	七	三	豐田治作
有限責任	西加茂信用組合	西加茂村	大正一三年一月十日	五	三	中塚萬一郎
無限責任	加茂信用組合	加茂町	大正十三年四月二十四日一一	二	山本五作	
有限責任	小田村信用組合	小田村	大正十四年三月六日	八	五	山崎孝四郎
有限責任	郷信用購買販賣組合	郷村	大正四年十四月六日	一〇	三	岸信男

第五節　岡山縣神職會苫田郡支部

(イ)沿革　明治三十六年三月國幣中社中山神社宮司美甘政和及び矢吹正則・直賴高・松岡重義等相謀り、美作國内の神職を糾合して美作神職會を創設し、國典祭式及び神社行政に關する講究を圖りしは、實に本郡に於ける神職會の濫觴にして、當時本部を苫田郡一宮村國幣中社中山神社に置き、美甘政和を會長に、矢吹正則を副會長に、松岡重義を理事に選任せり。

明治四十年六月廣く岡山縣内各郡市の神職會と聯合し、創めて岡山縣神職會の設立を見るに至り、同年七月十日苫田郡支部を設立し、其の事務所を苫田郡役所に置きしが郡役所廢止後事務所を津山町德守神社に變更今に至る。

□　創立以來の役員　(○を附せるは現役員なり)

支部長　並河良行　一山昌衛　久山知政　村松翠之輔　小沼敬三郎　○松永常彦

幹事　藤岡繁太郎　田中義企　金戸卓　○松岡重義　仁木大次　藤巻正之

○爲貞元臣　矢木智登志　○片山舍泰

(ロ)事業　本會設立以來主要なる事業の概況を記載すれば左の如し。

一、祭式・國語・法令・神祇史・有職故實・思想問題等の講習會を明治四十一年以來概ね毎年（三日乃至七日間）一回行ふ。
一、岡山縣招魂祭に祭員派遣、及び明治四十一年以後毎年美作招魂祭に會員一同出席して祭典を行ふ。
一、大正六年四月津山町外衆樂園に於て、美作に於ける神社・神道・國文等の學界に貢獻せる先哲、維新後物故せる神職先輩を祀る物故神職及び神社功勞者の祭祀追慕祭を行ふ。
一、神職及び神社功勞者の表彰をなす。

第六節　苫田郡佛教會

（イ）沿革　本會は教化及び社會事業の實績を擧げん目的を以て郡内佛教各宗住職を以て大正十一年四月これを組織し、事務所を苫田郡役所内に置き以て現今に至る。

□　役　員（創設以來異動なし）。

會長　小沼敬三郎　副會長　清田寂榮　中村道榮　幹事　照本光迦　後藤圓玉　金戸卓　明樂光榮

（ロ）事業　巡回講演會開催、民風の向上自治の發達文化促進に努力、犯罪防遏、釋放者の保護監督、防貧救貧事業等。

第七節　青　年　團

（一）概說　町村制實施前に於ける三郡内各町村（概ね現今の大字）には、概ね青年團體の設げありて、盜難・水火災等の防禦に任することを以て主要なる事業とし、兼ねて各員の懇親に資せり、其の名稱は區々にしてならず。或は社と呼び、或は會と稱し、組といび、未だ會て全部を統一し青年の氣派を通して事を計るが如きことなかりき。從つて其の活動亦微々として見るべきものなかりき。町村制實施後に至るも依然として舊態を脫することを能はざりしが、警察制度完備し消防組織亦漸く普及するに及び、青年團體の主體的事業たりし警備消防の必要なきに至り、ために有名無實の現象を呈するが如き、團體を生するに至れり。この時に方り本郡當局は青年者覺醒の必要を認め各種の機會を利用して、青年團の改善發達の奬勵に努めたる結果大に青年をして發奮興起せしむる處あり、遂に縣下他郡に率先して明明三十八年八月郡内各青年團を統合したる、苫田郡青年團を組織し各町村に支部を置く。爾來四ヶ年、事務所を郡衙内に置き、着々目的の達成を圖りつゝありしが、明治四十二年十一月其の名稱及び組織を改めて苫田郡青年團聯合會と稱し、各町村支部を各町村青年團と稱するに至れり。爾來各町村青年團と郡聯合會とは互に聯絡提携して青年の修養に努め、事業進展を圖り以て現今に至る。

（二）苫田郡青年團聯合會（大正十五年一月調）

（イ）沿革　明治四十二年十一月苫田郡青年團を發し、郡内各町村青年團を以て苫田郡青年團聯合會を組織し今日に至る。

□　役　員

創設當時　會長　出道直　副會長　池上登士雄　幹事　上原良助　押坂正義　橋本嘉治郎　保田九一郎　田口寄文治

現在會長　小沼敬三郎　副會長　松山宇三郎　幹事　千田勇　檜山房治　西村主計　鳥取壽夫　性全忠　仁木均

（ロ）事業

一、巡回文庫の設置・講習會・講演會・體育會の開催・選手派遣等を主要なる事業となす。就中大正十一年度に於て明治神宮御造營の工事に本團員六十名奉仕するを得たるは最も本團の光榮とする所なり。

（三）各町村青年團（大正十五年一月調）

名稱	創設年月	支部數	團員數	大正十五年度經費豫算額	基本財産	團長名
二宮村青年團	明治三十四年八	二五	三〇〇	三〇・〇〇	五〇・〇〇	河原精太郎

院庄村青年團	大正十五年九月	五	一三〇	一〇〇・〇〇	現金三圓 田一段歩	小澤勇	
芳野村青年團	明治四十三年二月	八	二〇三	三〇〇・〇〇	二〇〇・〇〇	藤田秀夫	
郷村青年團	同 四十三年九月	六	一四〇	二五一・〇〇	勧業債券拾圓二枚	西村主計	
大野村青年團	同 三十八年八月	一二	一九〇	二二六・七五	現金 七二・八四 直樹一二〇〇本	矢内久壽吉	
小田村青年團	同 三十九年	五	一三〇	二三二・〇〇	五〇・〇〇	居森多	
中谷村青年團	同 三十八年九月	七	九八	三〇五・〇〇	—	岡田保	
富村青年團	同 三十九年四月	八	一三〇	一六一・五〇	七〇・〇〇	山崎雅倫	
久田村青年團	同 三十八年八月	七	一二五	二二五・八〇	四一〇・〇〇	奥豐	
泉村青年團	同 三十七年三月	七	五八	一七四・〇〇	五六〇・〇〇	小林薫	
羽出村青年團	同 三十八年七月	五	七〇	二五〇・〇〇	四八四・〇〇	西村要作	
奥津村青年團	同 三十八年九月	四	七五三	二〇・〇〇	六二・〇〇	田中爲義	
上齋原村青年團	同 三十八年	六	一一三	一六五・〇〇	金 一〇〇・〇〇 桑園 三段歩 杉五十本	藤木磐	
津山町聯合青年團		三六	二・一〇〇		五〇〇	今井三郎	
西苫田村青年團	明治四十年七月	一	三二〇	一〇〇・〇〇	—	小林康太郎	
一宮村青年團	同 四十二年十二月	三	一〇〇	三〇・〇〇	五〇・〇〇	泉義滿	
田邑村青年團	同 三十二年	一三	二〇八	一三〇・〇〇	六〇〇・〇〇	鳥取壽夫	
香々美南村青年團	同 三十八年八月	九	一二四	二〇五・四七	七六〇・〇〇	田口朔太郎	
香々美北村青年團	同 三十八年八月	五	一四二	二二〇・〇〇	植林債券 四〇・〇〇	小鴨克元	

津山東町青年團	同 四十四年一月	七	二四五	一五〇・〇〇	—	井上義夫	
高野村青年團	同 三十七年二月	八	二三五	一〇〇・三五	六一・五六	保田倉二	
東苫田村青年團	同 三十九年三月	六	一四六	一六〇・〇〇	—	山下義正	
東一宮村青年團	同 三十八年八月	三	九〇	一五五・二三	一三〇・〇〇	永登楠夫	
神庭村青年團	同 三十八年九月	三	八五	一五〇・〇五	—	今井隆	
高田村青年團	同 三十六年三月	四	二一〇	一六〇・〇〇	一九〇・〇〇	高山長繁	
高田村青年團	大正十五年九月	四	一五〇	八〇・〇〇	一八〇・〇〇	川上亮一	
加茂町青年團	明治四十四年三月	五	二二三	九〇・〇〇	—	山本堅治郎	
西加茂町青年團	明治三十六年九月	一〇	一八〇	一六〇・〇〇	六〇〇・〇〇(山林)	岡崎憲太郎	
東加茂村青年團	大正五年四月	四	二二三	一〇〇・〇〇	—	田中秀夫	
上加茂村青年團	明治三十八年八月	五	一七六	二七・七八	現金 二〇・七〇 拓植地 八五六 見積價格 六五〇・〇〇	能勢孝士	
阿波村青年團	同 三十八年四月	八	八三	一八五・〇〇	一、三〇〇・〇〇	石原高憲	

第八節 自警團

大正十年七月、自警團組織に關し、岡山縣警察部長より縣下各警察署長に對し、左記趣旨につきて指示する所あり、我が苫田郡自警團も此指示の趣旨に基き組織をされたるものなり。

□ 岡山縣警察部長指示

警察の法令比年滋きを加ふると共に執行事務亦漸く多端ならんとす。其の公安を害し風俗を紊るの行爲に對しては之が取締を嚴にし、以て公安を芟除し風紀の維持に努むべきは固より言を俟たざるも、法令未だ徹底せず其の趣旨の能く了解せられざるに拘らず、直に法規　以て之に臨むは懇切民衆を遇するの途にあらず。今や國民の自衛自制の念漸く厚からんとするに際し、水火災の警防盜難の警戒及び危險防止等に關する民間施設の發達助成を圖り以て豫防警察上に資するは實に時宜に適したるものと認むるに付き、別紙標準に準據し、普く自警團を設置せしめ、地方の狀況・人情風俗等に鑑み適當に應用し、公私の施設と相待て禍害を未然に防止し、行政警察の目的を達成することに努めらるべし。

□　苫田郡自警團規約

第一條　本團は津山警察署管内各町村自警團を以て組織し苫田郡自警團と稱す。

第二條　本團の事務所は津山警察内に置く。

第三條　本團は町村自警團　互間及自警團と之に關係ある官公署又は團體等との連絡を完からしめ自警團の主眼とせる所を容易に達成せしむることを目的とし之に必要なる事業を行ふ。

第四條　本團に左の役員を置く

團長・幹事若干名　書記若干名

第五條　團長には津山警察署長を推薦す。

幹事及書記は必要に應じ團長之を囑托す。

第六條　團長は事務を統理す。

幹事及書記は團長の指揮を承け事務に從事す、團長事故ある時は團長の豫め指定したる順序に從ひ幹事其職務を代理す。

第七條　苫田郡長を本團の顧問に推薦す。

第八條　團長は臨時須要に應じ顧問の意見を聞き委員を囑托することを得。

第九條　毎年四月通常總會を開く。

但必要に應じ臨時總會を開くことを得。

總會は團長顧問及各町村自警團の代表者を以て組織し團長を以て議長とす。

重要案件は總會の決議を經ることを要す。

但緊急を要する事項は團長に於て顧問の意見を聞き之を施行する事を得。

第十條　本團の經費は各町村自警團の負擔とす。

但其分賦徵收及支出の方法は總會の決議を經て之を定む。

第十一條　團長は團の事業に關し功勞偉蹟ありと認むるものあるときは顧問の意見を聞き其筋に表彰を具申することを得。

第十二條　團長は團の事業に關し顧問の意見を聞き其筋の諮問に應へ又は建議を爲すことを得。

第十三條　此規約施行に關し必要なる規程は團長之を定む。

□　自警團の遂行事業概畧

一、法令の周知實行に關する事項

二、犯罪豫防に關する事項

三、災害防止並に其救護に關する事項

四、惡風陋習の芟除に關する事項

五、衛生思想の普及向上に關する事項

六、前各號の外自警團より指示せられたる事項及其團總會に於て特に必要ありと認めたる事項

□　郡内各町村自警團長（昭和二年一月末調査）

町村名	自警團長	部落團數	町村名	自警團長	部落團數	町村名	自警團長	部落團數
津山町	淀川正充	六六	津山東町	千田勇	一〇	高野村	保田九一郎	八
神庭村	竹内定省	一一	東加茂村	大杉正十五	一〇	西加茂村	垂井正平	一五
加茂町	難波正一	二一	上加茂村	岡勘十郎	一三	阿波村	戸井光雄	八
高倉村	江川熊夫	一二	高田村	山根英四郎	三〇	東苫田村	永禮紋治郎	一七
東一宮村	岡田杢平	一三	一宮村	武川生	八	西苫田村	和田義一	一五
田邑村	川本正夫	一五	香々美北村	難波儀太郎	一二	香々美南村	田口梁兵	一六
大野村	瀬島伴平	二五	小田村	山崎孝四郎	九	久田村	福原吉太郎	一五
泉村	馬場茂美	一一	羽出村	伊丹磯治郎	一〇	奥津村	—	—
上齋原村	柳井保	七	富村	押坂義倫	一三	中谷村	宗本素男	一五
郷村	西村哲平	一五	芳野村	椋代佐一郎	七	院庄村	杉山八十一	一三
二宮村	小原謙吉	一〇	福岡村	池上靜	二八	佐良山村	萩野精一	二三

第九節　婦人會

婦人會は明治三十五年郡内高倉村に設置以來漸次各町村に設置を見るに至れり。大正四年乃至九年の頃最も盛に創設せられ、現今各町村の其設置を見ざる無きに至れり。當初は主婦部處女部の二部に分れ處女を包含して會員とせるもの普通なりしも、漸次處女部を獨立せしめ現在何れも主婦を以て會員とするに至る、事業の主たるものは、勤儉貯蓄・講習會・講演會・敬老會・品評會・展覽會等の開催・見學旅行・風俗矯正・共同作業・慈善慰問・學校參觀・貧困兒童の保護・植樹・姙婦保護等なり。

□　各町村婦人會一覽表（大正十五年十月調）

名稱	創立年月	支部數	會員數	大正十五年度經費	基本財産	會長名
二宮村婦人會	大正七年五月	八	二五〇	七〇・〇〇	二五〇・〇〇	立石哲
院庄村婦人會	同十二年七月	七	一七〇	七〇・〇〇	二〇〇・〇〇	杉山八重子
芳野村婦人會	同九年九月	七	四四〇	三〇・〇〇	三〇・〇〇	山田雪野
郷村婦人會	同二年七月	五	二〇〇	一三〇・〇〇	—	岸小寅
大野村婦人會	同六年十月	一二	三九四	三九・四〇	一〇〇・〇〇	寺岡千代の
小田村婦人會	同四年三月	四	一八五	六〇・〇〇	—	春江とみ代
中谷村婦人會	同七年四月	六	二〇三	四〇・〇〇	七三・〇〇	齊藤茂雄
富村婦人會	同四年四月	八	一九二	六〇・〇〇	三〇・〇〇	押坂義倫
興基婦人會	同三年二月	—	六四	—	三〇・〇〇	難波たつ
久田村婦人會	同四年九月	一二	三三〇	九〇〇・〇〇	一五一・八〇	廣戸澄野
泉村婦人會	同八年九月	九	一八二	五六・〇〇	四〇・〇〇	中江小富
羽出村婦人會	同八年	五	二七四	九一・〇〇	一、一九二・〇〇	伊丹磯次郎

奥津村婦人會	同	四年十月	六	一七〇	三〇・〇〇	二六七・〇〇	光永德治郎
上齋原村婦人會	明治四十二年三月		四	一六八	四三・五〇	六五・〇〇	藤木莊江
津山町慈善婦人會	大正十二年六月		一	四三〇	三九〇・五五	六〇〇・〇〇	曳金造林地二町歩
西苫田村婦人會	同	十三年一月	一	五五〇	五〇〇・〇〇	一、五〇〇・〇〇	—
一宮村婦人會	同	十一年七月	三	一七〇	三〇・〇〇	二〇・〇〇	今井良平
田邑村婦人會	明治三十八年四月		一	二八〇	二〇・三〇	四八〇・〇〇	早瀨孝
香々美婦人會	大正七年二月		七	二二三	一二七・二四	二二・二五	土居順子
香北婦人會	同	十三年二月	五	一八五	六〇・〇〇	—	下井とく
香々美北村岩屋越畑婦人會	同	五年四月	二	八七	六〇・〇〇	一五二・六一	杉山恒治郎
津山東町婦人會	同	十五年五月	九	四五〇	一一〇・〇〇	—	景山收
高野村婦人會	同	十一年七月	五	五八〇	一〇五・〇〇	三〇・〇〇	青井荒一
東苫田村婦人會	同	三年十月	五	一七〇	五〇・〇〇	—	保田きく
東一宮村婦人會	同	十年四月	九	一九五	六七・五〇	四三・五〇	仁木政子
高倉村婦人會	明治三十八年三月		四	三〇〇	五〇・〇〇	四五〇・〇〇	池上辰二
高田村婦人最	大正十二年四月		一〇	四〇三	一〇八・〇〇	二〇・〇〇	牧住治
西加茂村婦人會	同	十四年二月	一〇	一六〇	一〇・〇〇	—	安東礎
上加茂村婦人會	同	五年五月	六	三二六	一六〇・〇〇	七四〇・〇〇	美土路壽
阿波村婦人會	同	十五年二月	五	一八五	三〇・〇〇	—	戸井光雄

第十節　女子青年會

青年期女子に適切なる修養を積まんことを以て目的とせる女子青年會は、大正十四年迄は何れも處女會と稱し其の創設の最も早きは明治四十一年にあり。大正五・六年乃至九年頃に於て最も盛んに創設を見未設置のものも大正十四年頃迄には概ね之を創設して、今や郡内各町村に其の設置を見ざるものなきに至れり。其の組織當初は單獨のものと、或は婦人會中の處女部又は少女部を以てし、事業は婦人會と共同にて行ひ來りしもの多かりしか漸次發達して婦人會と全く分離し獨立的活動をなすに至り、會員も大正十四年頃迄は處女に限れる傾ありしも、現今に至りては其の不合理なる限界を脱して、青年期女子を以て組織し、名稱も女子青年會と稱するに至れり。各町村女子青年會の統一を圖り其の發展を期せん爲め苫田郡聯合女子青年會を組織せり。左に各町村女子青年會及び苫田郡各町村女子青年會につきてその綱要を摘記せん。

（一）苫田郡聯合女子青年會

（イ）沿革

大正十五年四月二十二日郡内各町村女子青年會を以て聯合組織し今日に至る。

□役員（創立以來の役員左の如し）

會長　小沼敬三郎　副會長　杉山宇三郎　幹事　檜山房治

支部長　第一支部　梶村滋三　第二支部　今井良平　第三支部　池上均一

第四支部　藤木莊江　第五支部　福田圓二　第六支部　美土路壽

（ロ）事業　本會は創立日淺く事業の特記すべきものなし。

（二）苫田郡内女子青年會一覽表（大正十五年十月調）

名稱	創設年月	會長氏名	會員數	大正十五年度經費	基本財産
二宮村女子青年會	大正十四年四月	松枝滿壽よ	七〇人	三〇〇・〇〇円	五〇・〇〇円
院庄村女子青年會	同 十三年八月	岸川友子	六五	三〇・〇〇	二四・〇〇
芳野村女子青年會	同 十五年四月	池上準	六〇	一五・〇〇	—
鄕村女子青年會	同 八年八月	居森柳一	六一	二六・五〇	—
大野村女子青年會	同 十五年一月	池上均一	七〇	六〇・〇〇	—
小田村女子青年會	同 十四年一月	宗森多美代	三七	七五・〇〇	一三・〇〇
中谷村女子青年會	同 十四年七月	齋藤茂雄	六八	三〇・〇〇	—
富村女子青年會	同 五年四月	池田千榮子	三一	一五・〇〇	六・〇〇
興基女子青年會	明治四十五年五月	小坂田逸平	二二	二〇・〇〇	四〇・〇〇
久田村女子青年會	大正六年十二月	高原龍子	六六	二〇・〇〇	七・〇五
泉村女子青年會	同 八年七月	杉山增男	二八	三二・〇七	三九・五〇
羽出村女子青年會	同 八年	森永美和	二五	七五・〇〇	一五〇・〇〇
奥津村女子青年會	同 六年三月	光永德治郎	五〇	一五・〇〇	—
上齋原村女子青年會	明治四十五年一月	藤木莊江	四二	四一・〇〇	二〇・〇〇

津山町女子青年會	大正十四年十一月	梶村滋三	二〇〇	一〇〇・〇〇	—
西苫田村女子青年會	同 九年三月	今井良平	一七〇	五〇・〇〇	二〇・〇〇
一宮村女子青年會	同 八年九月	瀨經安子	三〇	一〇・〇〇	—
用邑村女子青年會	同 八年二月	二木幸正	一五二	一〇八・〇〇	—
香南女子青年會	同 十四年九月	和仁澄江	五八	一六・五〇	—
香北女子青年會	同 十一年七月	杉山恒治郎	八三	五〇・〇〇	一四〇・〇〇
香々美北村岩屋越畑女子青年會	同 五年九月	廣澤杉子	二	二〇・〇〇	二四・〇〇
津山東町女子青年會	同 十一年十一月	荒木肇示	一二〇	一〇・〇〇	—
高野村女子青年會	同 十一年七月	菅田宇江お	六〇	二五・〇〇	九・五〇
東苫田村女子青年會	同 十二年八月	安黑お幾	七〇	二〇・〇〇	—
東一宮村女子青年會	同 九年八月	池上辰二	六九	二〇・〇〇	—
神庭村女子青年會	同 九年九月	岡本二三四	一三二	一五・〇〇	四五・四三
高倉村女子青年會	同 十年九月	牧住治	五五	一〇・〇〇	一五・〇〇
高田材女子青年會	同 二年八月	安東礎	一二〇	四八・〇〇	—
加茂町女子青年會	同 九年五月	内田光憲	九七	七三・〇〇	—
西加茂村女子青年會	同 十年十月	前原勝之助	一〇二	二〇・〇〇	—
東加茂村女子青年會	同 十年七月	岡田富子	五八	三〇・〇〇	一四八・一二
上加茂村女子青年會	同 九年一月	美土路壽	五〇	三六・〇〇	三〇・〇〇

阿波村女子青年會	同 九年二月	今井哲夫	四二 四八・〇〇 一二〇・〇〇

第十一節　日本赤十字社岡山支部苫田郡委員部

日本赤十字社は明治十年西南戰役當時起りしものにして、同十九年萬國赤十字社に加盟せり。同二十六年岡山縣支部の設置ありて郡に委員部を設け、郡長を委員長とし郡衙内に事務委員を置きて事務を掌らしめたり。各町村を一分區とし町村長を分區委員として社員の普及徹底に力めしめ、年を逐うて社員增加を見るに至れり。

□ 各町村分區社員調（大正十四年度調）

分區名	特別社員	終身正社員	正社員	計	分區名	特別社員	終身正社員	正社員	計	分區名	特別社員	終身正社員	正社員	計
二宮	二	四二	四五	八九	院庄	—	二七	四六	七三	芳野	三	三六	四九	七二
郷	—	七	四三	一二三	大野	一	一〇三	三〇	一三四	小田	—	二六	二六	五四
中谷	—	三七	二六	六三	富	—	五三	二五	六六	久田	一	三六	三五	九四
泉	一	一九	三〇	四〇	羽出	二	一九	四一	六二	奥津	—	三三	四九	七二
上齋原	—	二六	三三	五九	津山	三	二七三	三三三	五〇八	西苫田	四	七七	五〇	一三二
一宮	一	三五	三〇	五六	田邑	五	六二	四四	一一	香々美南	—	七五	三五	一一〇
香々美北	一	八六	五九	一四六	津山東	—	四三	六六	一一	高野	一	七六	七三	一五〇
東苫田	—	四一	二七	六八	東一宮	一	一三	三三四	五六	神庭	一	六〇	五一	一一三
高倉	—	五四	三一	八五	高田	—	八五	三五	一二八	加茂	四	一〇〇	一五三	二五七

西加茂	—	五〇	三四	八四	東加茂	—	七	七七	九四	上加茂	三	四一	三一	七五
阿波	—	三四	一四	四八	計	四三	一、八三〇	一、四九九	三、五二二					

第十二節　愛國婦人會岡山支部苫田郡幹事部

愛國婦人會は明治三十四年長崎縣唐津の人、奥村五百子刀自の主唱によりて創設せられしものにして、明治三十四年三月岡山支部を設置し、同三十六年五月苫田郡幹事部を設置す。爾來會員の募集に努め、特に三十七・八年戰役以來國運の發展と社會の進展に伴ひ、本會の事業の擴張と活動を要望する時運に際會せしかば、當局不斷の熱誠と、各町村委員の盡力と相俟つて左表の如く多數の會員を有するに至れり。

□ 各町村委員會員調（大正十四年度）

分區名	特別會員	特別終身會員	特別年賦會員	通常終身會員	通常年賦會員	合計	年醵金	分區名	特別會員	特別終身會員	特別年賦會員	通常終身會員	通常年賦會員	合計	年醵金
二宮	—	二	五	三	六	三四	一六・〇〇	院庄	—	—	八	三三	二	三三	一八・〇〇
芳野	—	一	七	三	三五	四五	二九・〇〇	郷	—	—	—	四二	八	六〇	一八・〇〇
大野	—	—	二	—	四五	四二	四二・〇〇	小田	—	—	—	三三	二〇	四二	二〇・〇〇
中谷	—	—	八	二七	一四	四九	三〇・〇〇	富	—	—	—	三三	二六	二九	二六・〇〇
久田	—	—	—	二六	八	三六	八・〇〇	泉	—	—	—	一九	一四	三三	一四・〇〇
羽出	—	一	—	一四	三	二七	三・七〇	奥津	—	—	一	六	二四	三一	二六・〇〇

| | | |

武德祭、春秋二回演武大會を、寒中及び暑中各一回武道講習會を開催するの外、古武術の保存・武道に優秀なる者の表彰及び優遇・武道團體に對する奬勵金の交付等を行ふ。演武場は二箇所あり。一は津山警察署演武場を以て之に充て、一は中山神社境内に設けたる武德殿とす。經費は基金（五千八百圓許り）利子及びその他の雜收入を以て之に充つ、會員は特別會員五十八名・正會員三千四百四名・贊助會員二百八十八名を有す。

創設以來の支所長　久山　知政　村松翠之輔　小沼敬三郎　板倉太郎左衛門（現任）

同副支所長　池田　長吉　杉山　靖三　横田　部次　常國　茂孫　服部　延逸　片山長之助　板倉太郎左衛門

劍道教師及助教師　板倉太郎左衛門　山田武士　武田榮治郎　村瀨　芳夫　土居　通孝　坂田　義一　河田　新

定久　壽元　平井　勇吉　武田　祐三　流郷　佐作　河本治右衛門　笠井　久　鳥越　義重

千田　勇　岡田卯一郎　坂江　豐三　大村多一郎　小坂　道雄　竹内　三作　西村八百藏

柔道教師助教師　中島　純一　池田尊臣治　杉倉　熊一　西野　久一　竹内　義雄　後藤　太郎

第十五節　苫田郡醫師會

明治三十三年郡内居住の醫師相謀り、醫風の向上醫事衛生の改良發達を圖るの目的を以て本會を創設す。大正八年九月勅令により醫師會令の發布せられたるを以て前醫師會を解散し、大正九年三月醫師會令に基き苫田郡醫師會を設立し以て今日に至る。本會の經費は會員の負擔に依る。

事業の主要なるものは產婆看護婦講習所の經費（第五章第七節參照）毎年數回衛生講話會・兒童共進會及び兒童健康相談會開催、岡山縣結核豫防協會　事業を後援して毎週日曜日開會の健康相談所に會員出張して無料診察に從事する等なり。

創設以來（大正九年三月以前）の會長　久原　茂良　中島大次郎　後藤源次郎

現役員　會長　中島　琢之　副會長　晴山英二郎

理事　河野稻太郎　宮地守治郎　宮本　寛　角田　權

第十六節　苫田郡學校衛生會（昭和二年四月調）

學校衛生の進歩發達を圖らんため大正十年六月郡内學校醫・町村長・學校長・其の他學事關係者を以て組織し現今に至る。

事業の主なるものは學校衛生に關する調査研究及び協議・講習會開催等なり。

現役員　會長　宮地守治郎　副會長　坂田義一

幹事　田口寄文治　岡田　杢平　石田　猛　晴山英二郎　梶村　滋三　美土路　壽

第十七節　岡山縣苫田郡町村長會（昭和二年三月調）

郡内町村長相互の連絡を計り町村行政に關する左記諸般の事項を調査協議し、自治體の發達を期せんため、大正十三年四月七日郡内町村長三十一名を以て本會を創設し以て現今に及ぶ。

事業綱要　行政事業に關し縣及町村長相互間の連絡に關す事項・全國及縣町村長會との連絡に關する事項・町村行政事務の研究協議に關する事項・町村事務の統一改善に關する事項・町村自治の振興に關する事項自治精神の涵養に關する事項・地方開發に關する事項等

役職員　歴代會長　河田　有弘　田口　梁兵(現任)
同副會長　田口　梁兵　春名　藤平　田口寄文治(現任)
幹　事　難波　庄一　岡田　杢平　山崎孝二郎　馬場　茂美　千田　勇　主事　井上　賴衛

第十八節　苫田郡學校長會　(大正十五年十月調)

大正十五年六月二十六日苫田郡學校長會を郡衙内に開催せられたる際、郡役所廢止後學校長の自治的活動につき協議ありて、本會設立の議決し郡内學校長三十七名を以て之を組織し、以て現今に及ぶ。本會は創立日尚淺けれども、毎學期一回想總會を開催し教育上の調査研究・校長事務の打合及び學事視察等をなせり。

現役員　會　長　坂田　義一　副會長　梶村　滋三
幹　事　青井　荒一　今井　良平　池上　均一　藤木　莊江　福田　圓二　美土路　壽

第十九節　苫田郡女教員會　(大正十五年十月調)

會員相互の親睦を圖り、併せて教育の振興を期せんため、郡内小學校・實業補習學校女教員を以て大正十二年五

月二十七日本會を組織し以て今日に至る。その事業の主なる事項は講演會・講習會・研究會開催等なり。

役員　會長　竹久まつよ　副會長　中村　君代　井上　壽江
幹事　水谷　しづ　菅田宇江お　川端　この

第二十節　苫田郡各種團體聯合會　(昭和二年三月調)

本會は主として郡役所廢止前郡廳舍内に事務所を置きて事務を處辨したる苫田郡内の各種團體が、其の他の團體と聯合して、大正十五年七月一日これを組織し、元苫田郡役所廳舍を事務所として、當該團體の事務を處辨せんが爲に設けたるものにして、加入團體は左記十六團體なり。

苫田郡農會・苫田郡町村長會・苫田郡木炭同業組合・苫田郡蓄産組合・苫田郡施業森林組合・苫田郡養蠶組合聯合會・苫田郡信用購買組合聯合會・産業組合中央會岡山支會久米苫田郡部會・津山住宅組合・苫田郡信用組合聯合會津山支部・苫田郡牛馬商組合・苫田郡種牡牛組合・帝國在郷軍人會苫田郡聯合分會・日本赤十字社岡山支部苫田郡分區長會・愛國婦人會岡山支部苫田郡委員區顧問會・日本海員掖濟會岡山支部苫田郡委員部會・岡山縣山林會苫田郡支部

現職員　理事長　土居　通憲　理事　田口　梁兵　奥　松藏　書記　岸　信男　香山　正榮　井上　賴衛

第二十一節　國本社津山支部

國本社は大正十三年五月東京に於て法學博士平沼騏一郎、同原嘉道、同鈴木喜三郎等二十二人首唱して　明治

大帝の遺訓及び大正十二年十月煥發の聖諭を遵奉し、國民精神の振興智德の並進を努め輕佻詭激を斥けて質實剛健を勵まし、國力を涵養し國本を鞏固にして國體の精華を顯揚せんとする趣旨を以て創立したるものにして、全國に亘りて講演會を開催し、且つ機關雜誌國本及び國本新聞を發行して之れを宣傳せり。當津山は會長平沼法學博士の出身地なるを以て、大正十四年三月一行津山に來りて其の趣旨を講演する所あり。地方有志之れに贊同し一津山に其の支部を設置し、直ちに支部發會式を擧行せり。(二十二日)故を以て全國の支部中順位第二を占む、後ち支部役員支部長一名幹事七名と定む。津山町大字南新座九十九番地矢吹金一郎宅に事務所を設置せり。目下會員美作一圓に渉り一百二十餘名を有し尙募集中に屬せり。

支部長　土居　通博　幹事　坂田　義一　梶村　滋三　奥村　收　三浦　達夫　淀川　正充

矢吹金一郎　森本　慶三

第二十二節　少年赤十字團（大正十五年三月調）

博愛公共の精神を涵養し、兼ねて剛健自制等の精神養成を目的として設けられたるものなり。左にこれが概況を表示せん。

名稱	設立年月	團員數	團員年齡範圍	事業概要
久田少年赤十字團	大正十三年三月	一六九	自一一才至一四才	見學旅行、劍道練習、螟虫驅除、登山、總會、講話會、ポスター配布等
上加茂少年赤十字團	大正十四年二月	二六	同	總會慰會、公共物美化作業、結核豫防宣傳等

香北少年赤十字團　大正十三年十二月　一〇八　同　總會、登山、講話會等

第二十三節　子供會

本會は兒童愛護の精神に基き、兒童の個性を尊重しその圓滿なる發育を助長せんため、設けたるものにして、その數二十三に達す。各會何れもその指導經營宜しきを得て、所期の目的の達成に努めつゝあり、今各會の名稱を揚ぐれば左の加し。

二葉學園　曉子供會　十八會子供會　平和子供會　三星子供會　元魚町子供會　修養講話會　新職人町子供會　新魚町少年團　戸川町子供會　椿城子供會　天眞愛兒會　鶴南子供會　福渡町子供會　漣子供會　城東子供會　津山聯合子供會(以上津山町)　多聞寺子供會(高田村)　中山こども會(一宮村)　寺元子供會(芳野村)　小田村スター子供會(小田村)　西苫田村子供會(西苫田村)　田邑村子供會(田邑村)

第二十四節　苫田郡木炭同業組合（大正十五年三月調）

木炭は本郡重要物產の一にして、郡內に於て消費するの外他地方に移出するもの年額八十萬貫に上り、これが改良發達を圖るは最も緊要の事たり。然るに本郡の現狀は品質・俵裝・量目等區々にして何等統一なく、爲めに生產者・消費者ともに不便不利の點尠なからず。依つて之れが改善の必要を認る大正十年三月主務省の認可を經て本組合を設立し以て現今に至る。

役職員　創立當時　組長　村松翠之輔　副組長　上原　良助　幹事　香山　正榮　中島　百茂　井上　頼衛

現　在　組長　小沼敬三郎　副組長　上原　良助　幹事　岸信　男　香山　正榮　書記　前原壽治郎

□　累年木炭檢査數量一覽表　（大正十三年度）

小田村	六〇〇	中谷材	三、九七二	郷村	四七〇
羽出村	一九、六〇一	奥津村	一〇、八六六	富村	三五、〇三六
香々美南	九、二三〇	高田村	七四	上齋原村	三五、二六〇
上加茂村	一五、三四一	阿波村	三〇、七二四	東加茂村	一〇、四九九
				久田村	一六、五四〇
				香々美北村	一三、三二七
				泉村	
				加茂町	九、七八二
				西加茂村	七、一〇五
				他	七〇一
				計	三六、三九八

□　組合員　（大正十三年度）

製造業者	一、〇四八人	仲買業者	一五九人	販賣業者	一四七人
問屋業者	四人	計	一、三五八人		

第二十五節　苫田郡種牡牛組合　（大正十五年十二月調）

産牛の改良發達は優良種牡牛の設備と適良なる配置とに俟つもの多し、然るに動々もすれば之れが配置宜しきを失し、種付料の競爭・種牡牛系統の不統一等の種々なる弊害續出し、斯業の改良上支障尠からざりしを以て、之れが改善を期せん營め種牡牛組合設立の急務なる事を認め、大正十年五月十九日苫田郡役所に郡内種牡牛飼育者を相會して本組合を設けたり。爾來今日に至る。其の間或は組合の不振を告げ經營上の困難を來したることなきにあらざりしも、大正十三年頃より漸次順調の發達を遂げ、今や畜産上の私設團體として重要なる位置を占むるに至れり。

本組合事業の概要左の如し。

種牡牛共進會　大正十年度以後共進會を開催すること五回毎回出品種牡牛三十頭以上六十頭に及ふ。その他講演會開催、優良組合の表彰等を行ふ。

□　現　役　員

組合長　上原　良助　副組長　後藤　秋平　理事　山本友三郎

第二十六節　苫田牛馬商組合　（大正十五年十二月調）

牛馬の賣買を業とする牛馬商の覺醒如何は畜産業の振否に至大の關係を有するを認め、先づ之が營業上の弊風を矯め、商人の人格の向上・知德の涵養を圖らん爲め、牛馬商組合を組織すべく、大正十年四月十九日津山町鶴山館に創立議會を開催し、本郡及久米郡・佐良山・福岡兩村牛馬商を以て本會を組織し組合長以下役職員の選任を了へしも、爾來事に依り不振を免れざりしも、大正十三年九月總會に於て組合發展策に關し熟議を遂げ、内容の改善を加へたる結果爾來漸く活動を見るに至れり。

□　現　役　員

組合長　上原　良助　副組長　難波儀太郎　幹事山本友三郎

備考　「苫田郡畜産組合」に關しては第七章勤業第六節畜産業の部に掲載せり。

第十一章　社會事業

第一節　凶荒豫備施設

凶荒豫備施設に關しては明治初年頃迄は郡内諸處に多少の施設存在し居りたるの由なるも、現在に於ては其の實況を調査するに由なし。されど郡内羽出村には古來繼續して今日に至れるものあり。其の概要左の如し。

□　羽出村の備荒倉庫

備荒倉庫と稱し文政七甲申年は凶年にして五穀稔らす村民飢餓に迫まり草根木葉を食し尙ほ多數の死亡者を出すの慘狀を見るに至り、時の庄屋伊丹源治は平素に於て其の救濟準備の必要を認め村民を說きて村高米壹石に付籾參合を積立てしめ元籾參拾五俵を得たり。爾來毎年五月田植時の食用として貧民に對し約半額以内の貸出をなし、又半額は其の年の豊凶如何を見定め、干闌盆前に肥料用採草時の食用として貧民に貸付け、以て小農救濟を意味する農業資本とし、又一方新穀積替の方法として累年繼承反覆備荒の資とす。

右管理の方法としては利息を最低籾利々殖とし、其の高を貳百俵以下百俵迄の範圍とし、これを超過するときは米となして賣却し、村民の特殊費用に充當したり。

明治四十五年三月三日帳簿保管惣代藤原六太郎宅火災の爲め關係諸帳簿一切燒失し精算書を失ひたるも、明治八年學校舍建築費に、明治二十六年水害調査費に、明治四十二年田代越山道路費に使用したりと云ふ。

現在の在庫狀況左の如し（大正十五年三月）

玄米　四俵（在庫品）　籾　百拾四俵（同）　籾　參拾五俵（貸付中）　金九百貳圓拾參錢（貸付中）

右等施設は全く舊來の慣習に依り施設經營し來りたるものにして何等之れに關する規程なくして今日に至れるは地方の醇撲を證するに足るといふべし。

第二節　隣保組合施設

郡内各町村に於て最寄のもの概ね五戸乃至十數戸位の範圍に於て講組なるものを組織し、冠婚葬祭或は病厄其の他非常事に際して相互誠意を以て援助し隣保扶助の實を擧け居れり。

第三節　救貧の施設

救貧に關しては古來隣保若くは部落等の如き範圍に於て實行し來りたる事例乏しからず。而して明治七年十二月八日大政官達第一六二號を以て恒救規則を發布せられたる以來該規則に準據して其の實を擧げ、且つ町村又は部落等に於ても準則・規約等を制定し、鰥寡・孤獨・癈疾・老幼者等の窮乏を救助し來りしも、明治四十一年の頃より其の筋の方針に基き濟貧恒救は隣保相扶の情誼に依るべきものとし、隣保に於てなす能はざる場合は町村に移して之れをなさんことに努めたる結果、現今に於ては町村豫算に計上して救濟をなしつゝあり。

第四節　濟生事業

（一）濟生顧問及委員

（イ）沿革　濟世顧問制度は大正六年五月、濟生委員制度は大正十五年十月の創設に係り、全國に於ける委員制度の先鞭を着けたる本縣防貧事業の關鍵にして、顧問・委員は各自に防貧施設を講し精神の感化と物質上の斡旋とに依りて、現在及び將來に於ける貧困の原因を消滅すべく、或は貧者弱者に對し、或は失敗者等に對して相談役となり指導者となり、之等を保護善導し以て社會の建全なる向上を期しつゝあり。

□　濟世顧問氏名一覽表　（大正十三年四月現在）

町村名	顧問氏名	町村名	顧問氏名	町村名	顧問氏名
上齋原	藤木勇次郎	院庄	江川義知	高野	岸本種次郎
津山	飯田惠喜太	津山	矢吹金一郎	津山	安東久次郎
一宮	矢野光一	神庭	竹内耕市	西加茂	垂井好太郎
上加茂	内田證一郎	田邑	田口寄文治	久田	牧野千眞太郎
津山	三浦逢夫	大野	寺岡雄泉	芳野	坂手盛夫
東一宮	岡田杢平	高田	清田寂榮	西苫田	畑信好
				奥津	石田猛

顧問外に濟世委員あり、各町村に數名乃至十數名を設く顧問と協力して濟世の實を擧げんことに努む。事業の大

要を擧ぐれば、生活狀態の調査・救護・戸籍の整理・兒童の保護等各町村各地方に適切なる方途を講じつゝあり

（二）苫田郡濟世協會

（ロ）沿革　濟生事業は濟世顧問及濟生委員に於て行ふの制あるも亦團體の力に依り之れが目的の達成を期すべき場合尠しとせず依て本郡に於ては之れが濟生事業の遂行及び之れが調査研究をなす目的を以て大正十四年一月十五日本會を組織し現今に至る。

□　役員

會長　小沼敬三郎　　副會長　田口寄文治

第五節　津山施療院

（イ）沿革　大正八年十二月二十一日美作所在の天台宗第六部寺院十六ケ寺の住職が日本天台宗の宗祖傳敎大師一千百年の御遠忌記念事業として、主として施藥救療を又附帶事業として、窮民救濟を開催せしを以て本院の起源とす。

越へて大正十一年度よりは附帶事業中に兒童健康相談部及び助產部を加へ、更らに大正十二年度よりは規約を改め、施藥救療部・兒童健康相談部・助產部・窮民救療部の四部を以て本院の主要事業となし、施藥救療部に於ては新に往診の制度を設け今日に及べり。

□役職員（創設以來）

院長　清田寂坦　監事　百濟市郎　甲元保五郎（大正十四年十二月退）　清田寂榮　醫長　久原茂良　囑託醫　宮尾守治　赤堀淳太郎　森岡榮　藤井亮　砂田善平　松葉周一　宮地守治郎　產婆　植村富代　藥濟師　眞屋功　看護婦　森本暲子

（ロ）事業　本院に於て救濟を受くべきもの、資格は大體に於て恩賜財團濟生會の救療規定標準に基くも、戸籍上の義務者を追及せず。現在窮迫の實情に依りて救濟せり。

施藥部にありては豫ねて本院より各町村長及警察署並に濟生顧問等に委托しある診療券の交附を受け、又は本院より直接交付を受けて持參せるものを診察し投藥せり。現在に於ては毎月六回（一・六の日）開院し五日分づゝの藥を與へ、主として外來患者を取扱ふも近距離に於ける重患者には日時に制限なく往診治療をなし尙專門的大手術を要する場合は囑託醫婦人科・外科・耳鼻咽喉科・眼科・齒科等の各專門の醫院に送りて治療せしむ。其の他各種傳染病の豫防注射及び衛生思想普及の講演會等を開催せり。

兒童健康相談部は貧富を問はず、月六回本院に於て相談に應ずる外各地に出張して兒童健康相談會・幼兒競進會等を開催し又「母の會」等を催して兒童保護思想の普及に努めつゝあり。

助產部に於ては姙產婦の保護方法として、常時囑托產婆を巡回せしめ、姙產婦を診斷し攝生法の指示其の他の處置をなすの外、特別の場合は醫員の往診手當を行ひ又姙產婦の心得に關する講演會を開き印刷物の配布をなし、

津山施療院（大圓寺）

分娩の場合は無料助產及分娩具醫藥の無料提供をなす。

窮民救濟部に於ては年末施餅及び金品の給與・無料宿泊職業紹介等をなす。

□創立以來事業成績（昭和元年十二月末）

施藥救療部

(1)開院度數、五〇三回　(2)臨時出張、一八回　(3)投藥日數　二、五六六日　(4)診察人員、三、九四二名　(5)同上診療延人員、四五、〇三六名　(6)衛生思想普及講演會開催、五回　(7)同上文書宣傳、三八、〇〇〇枚

兒童健康相談部

(1)開部度數、三六四回　(2)臨時出張、一六回　(3)診察人員、二二九七名　(4)幼兒競進會六回　(5)兒童保護思想普及講演會、一四回　(6)同上文書宣傳、九、〇〇〇枚

助產部

(1)相談を受けたるもの四八名　(2)無料助產診療二名　(3)金品給與並に醫藥無料提供、二名　(4)姙婦治療延人員五五名　(5)講演會開催一回

(1)年末施餅其の他金品の給與六六一戸　一、四八九名　(2)無料宿泊九七名　(3)職業紹介九名

(八)　經　費

創立以來累年の支出經費左の如し

創　立　費	八五五圓	大正十一年度	一、一八五圓
大正九年度	五四二圓	大正十二年度	一、四一四圓
大正十年度	九四七圓	大正十三年度	一、三一五圓
(大正十五年度豫算總額　六、八七〇圓)		大正十四年度	一、三一二圓
		大正十五年度	六、八七〇圓

(二)　其　他

(1)　病院の新築　恩賜財團慶福會より金貳千五百圓の助成を受けたるを以て、之れを基とし縣町村の補助其の他篤志者の寄附を受け、病院の建築を計劃し、大正十五年十一月工を起し、昭和二年五月中に落成の豫定なり。落成の上は入院患者を收容して大に救濟の徹底を期す。今位置、建物構造等を記すれば左の如し。

位　置　津山町大字西寺町事務所西手

構造坪數　木造西洋形、二階建　坪數四十坪

經　費　壹萬圓内六千圓建築費、四千圓内容設備費

(2)　御内帑金下賜　大正十二年二月十一日紀元節の佳辰に於て宮内省より御内帑金參百圓を下賜せられ、爾來每年御下賜の恩命に浴しつゝあり。

(3)　内務省奬勵金下付　大正十二年二月十一日紀元節の佳辰に於て金貳百圓を交附せられ爾來每年助成金の交附を受けつゝあり。

(4)　東宮待從御差遣　大正十五年五月二十三日　皇太子殿下　岡山縣下に行啓に際し辱くも御使として待從を差遣せらる。

(5)　表　彰　院長清田寂担は大正十二年二月十一日紀元節の佳辰に於て社會事業功勞者として岡山縣知事より表彰狀並に金五拾圓を授與せらる。

第六節　大同協會

(イ)概況　本會は世運の推移と、現今社會思想の傾向とに鑑み、苫田郡教育會・第三支部内の教員・神職・僧侶相結合して大正十年五月之を組織したるものにして、社會教育振興を圖り適切なる施設を實行し農村文化の發達を期する事、社會事業に就て農村に必須なる事業を討究し之が適切なる施設を實行し、農村社會事業の發達を期することを以て目的とす。

本會は事務所を大野村吉祥寺内に置き着々適切なる事業を經營して目的の達成に力めつゝあり、就中兒童保護事業の如きは特筆すべきものたりとす。

(ロ)現役員　會長　中村　道榮　幹事　岩原　諦雲　土井敎三郎　勅使河原麟三　安田　義一　表江　快舟
大林　大作　衣笠　壽夫

(八)事業　(昭和二年度豫定社會事業)

兒童保護事業　未就學兒童の保護・乳幼兒の保護・蛔虫驅除デーの開催・巡回產婆・助產券配布・姙婦分娩產褥保護・乳兒保健訪問等。

施療事業　內科諸病・トラホーム・診察券を交付し區內醫院にて無料診療をなす。

敎化事業　講演會・母の會・兒童愛護デーの開催。

第七節　美作佛敎各宗自修會

(イ)　**沿革**　本會は　明治天皇　聖德記念として大正元年四月、美作五郡各宗寺院住職及篤志者を以て組織し、專ら釋放者保護事業に從來し來りしが、大正四年十月二十一日御即位大典記念事業として矯風敎化事業を加へ現今に至る。

役職員　(昭和二年三月調)

既往役員　會長　高藤　秀本　貫名　見祐　清田　寂榮　副會長　坪井　貞純　安田　無染　佐野　增瑩

現在役職員　總裁　貫名　見祐　會長　華山　曹滴　副會長(常務)　後藤　圓玉　保護主任有元觀一郎

(ロ)　**事業**

A　**矯風敎化事業**　大正八年以來夏季文化大會を開催し、尙美作樞要の地にて講演會を開き、文化の普及・思想の善導・民風作興に努力せり。

B　**釋放者の保護**　美作五郡內に歸化する釋放者を保護して、獨立自營の良民に復歸せしめ、一般犯罪の防遏を目的とし、其の家庭の融和を圖り、保護を加へ且つ之れが監督指導の任に當り又親族等に直接保護者として適任者なき者は本會の收容所に於て、直接監督を爲し正業に就かしむ、釋放者保護につき創立以來大正十五年十一月迄の成績左の如し。

創立以來保護を加へたる總人員　男　三、二六八人　女　一〇〇人

救容保護したるもの　男　二、五〇一人　女　一〇〇人
間接保護したるもの　男　八三人　女　—
一時的保護を加へたるもの　男　六八五人　女　—

現在保護中のもの　男　一四九人　女　一人

釋放者　救容保護　男　一人　女　—
間接保護　男　一三八人　女　一人
刑執行猶豫者保護　男　一〇一人　女　—
起訴猶豫者保護　男　一〇人　女　—

(八)其他　大正十一年五月一日司法保護事業功勞者として會長清田寂榮に對し司法大臣より金盃並に賞狀を授與せらる。
紀元節の佳辰に當り宮內省より御內帑金左記の通下賜せらる。
大正十二年　金參百圓　大正十三年　金參百圓　大正十四年　金貳百圓　大正十五年　金貳百圓
大正十三年一月二十六日　皇太子殿下御慶典に際し會長清田寂榮に對し御紋章入銀盃壹個並に金二百圓を下賜せらる。

第十二章　神　社

第一節　概說及び神社合祀

神社は國家の宗祀國民道德の源泉にして、我が國體と密接の關係を有し、之が隆替は敬神愛國の思想に影響を及すこと大なるを以て、益祭祀の壯嚴を期し、敬神思想の發揚を圖り、報本反始の大義を明かならしめんことは國民たるもの、本分とするところにして、その實を擧げんとせば、社殿の尊嚴を保持するに足るべき設備を要すると共に、之を永遠に維持經營するに足るの資產を必要とするや論なし。然るに明治十二年以降明治四十二年迄の期間に於て、郡內各所に存在せる神社國幣中社一、縣社五、鄕社十一、村社百拾、及び無格社四百九十七、合計六百二十四社にして、斯かる多數の神社に對し適當なる維持經營を爲さんとするも、到底氏子其の他の經費負擔に堪へざる所なれば、之が適宜の對策としては適法なる合祀整理に依るの外良策無きに依り、本縣に於ては明治四十二年七月岡山縣訓令第二十七號を發布して、之が整理を勸奬すると兵に、縣訓令第二十二號を以て、縣社以下神社境內地社殿設備竝に基本財產造成に關する規程を發布せり。然るに當時郡內各種神社中・該規程に副ぶべき社殿の設備と資產とを有する神社は、僅に縣社高野神社及び同作樂神社等あるのみ、他は單に社殿の設備の適合せるもの幾部ありたるのみにして、所定の基本財產を有するものは殆んど無りき。換言せば、大部分の神社に

對し該規程に副ふべく、更に諸般の施設を要すべき狀態なりき。

是に於て時の郡長久山知政は主任郡書記金戸卓等をして專らその衝に當らしめ、地形の廣狹交通の便否・神社の由緒及び民意の狀況等を參酌して。概ね一町村一社の方針を立て各般行政の中心たらしむべく標準を定め、合祀整理及び基本財產の造成等に關し、極力勸奬を加へたる結果、社殿の設備不完全にして、且資產に乏しく永遠維持の方法確立し得ざる神社四百七十九社（村社六十六社、無格社四百十三社）を他の神社に合祀せしむると同時に、社殿の設備財產の造成を完成せしめたるを以て、明治四十二年の頃僅に數社を除くの外規程に副ふべき神社なかりしも、現今に於ては縣鄕社中規程に副はざる神社は殆んど之無きに至れり。而して各神社は何れも神職を奉仕せしめ、日常の祭禮は勿論、各種の奉告祭等を行ひ或は各般の行政に關聯し得るに至り、敬神思想を中心として、氏子の協同緝睦民心の統一、民風の改善亦漸く行はるゝに至りしは社殿設備の整備財產の造殖等に依り、神社の維持經營の方途確立して、神の尊嚴をして益々發揚するに至りしに職由するものにして、その原因は神社合祀整理の斷行の效果與りて力ありしものといはざるべからず。

今合祀前・後及び合祀したる神社數を表示すれば左の如し。

□　各町村合祀前後及合祀したる神社數表

町村名	明治四十二年末現在神社數	合祀を行ひたる社數				大正十五年末現在神社數			
		村社	無格社	合計	國幣中社	縣社	鄕社	村社	無格社	合計
二宮村	六	—	五	五	—	一	—	—	—	一

院庄村	二二	一	一五	一五	一	一	一	一
芳野村	一五	四	八	一二	一	一	一	一
郷村	一四	一	二	二	一	一	一	一
大野村	三二	二	二八	三〇	一	一	一	一
小田村	一八	一	一七	一七	一	一	一	一
中谷村	一八	二	一五	一七	一	一	一	一
富村	西六	一	四三	四四	一	一	一	一
久田村	一八	五	一二	一七	一	一	一	一
泉村	二〇	五	一三	一八	一	一	一	一
羽出村	一七	四	一二	一六	一	一	一	一
奥津村	二二	二	一九	二一	一	一	一	一
上齋原村	一二	一	一一	一一	一	一	一	一
津山町	二二	一	一	一	一	一	一	一
西苫田村	二四	二	一三	一五	一	一	一	一
一宮村	一〇	二	六	八	一	一	一	一
田邑村	九	三	五	八	一	一	一	一
香々美南村	二六	五	二〇	二五	一	一	一	一
香々美北村	三九	八	二九	三七	一	一	一	一

津山東町	一四	一	一	一	一	一	一	一
高野村	四四	一	一三	一三	一	一	一	一
東苫田村	二七	一	一一	一一	一	一	一	一
東一宮村	一六	一	一六	一六	一	一	一	一
神庭村	八	一	五	五	一	一	一	一
高倉村	二〇	五	一四	一九	一	一	一	一
高田村	二九	五	二二	二七	一	一	一	一
加茂町	二三	五	一六	二一	一	一	一	一
西加茂村	一〇	二	七	九	一	一	一	一
東加茂村	一六	一	一四	一四	一	一	一	一
上加茂村	二二	四	一六	二〇	一	一	一	一
阿波村	五	一	四	四	一	一	一	一
計	六二四	六六	四一三	四七九	一	五	一一	四四

第二節　有資格神社一覽

社格	社名	祭神	鎮祭年代	例祭	祈年祭	嘗祭	現在神職氏名
一國幣中社	中山神社	金山彦命（社傳鏡作神）	文武天皇慶雲四年	四月二十四日	二月二十四日 十一月二十三日		宮司 松永爲貞 禰宜 常元臣彦 主典 矢木登志孝 同 高畠知孝

縣社	高野神社	彥波限建鵜葺草葺不合尊	安閑天皇二年	十月二十五日	三月九日	社司 河原 重喜
同	作業神社	後醍醐天皇配祀贈從三位兒島高德	明治二年	四月二十二日	三月十八日	社司 松岡 重義
同	德守神社	天照大日靈尊	聖武天皇天平五年	十月二十三日	三月三日	社司 爲貞 元臣
同	大隅神社	大己貴命 少彥名命	和銅以前	十月九日	十一月二十四日	社掌 石戸 保治
同	總社	大己貴命	欽明天皇二十五年	十月十一日	三月二十三日	社掌 須田 福德
鄉社	小田草神社	高皇產靈神外四柱神	不詳	十月十八日	十一月二十七日	社司 松岡 重義
同	布勢神社	素盞嗚命外九柱神	不詳	十月九日	四月十一日	社司 峽具
同	泉嵩神社	大山祇命	嵯峨天皇弘仁十四年	十月二十二日	十一月二十六日	社掌 杉山 鎌鏡
同	白加美神社	天照皇大神外五柱神	元正天皇養老七年	十月十九日	四月十八日	社司 齋藤 茂雄
同	田神社	應神天皇外六柱神	清和天皇貞觀年間	十月十八日	十一月二十四日	社司
同	大美彌神社	大宮能賣命外十四柱神	和銅以前	十月十五日	四月五日	社司勳八等 樂山 眞幸
同	高野神社	高野造祖命	不詳	十月二十日	十一月二十六日	社司
同	大佐々神社	月讀命外八柱神	不詳	十月十七日	五月十日	社司 岡本 銀正
同	軒戸神社	天照大神外九柱神	元明天皇和銅七年	十月十六日	十一月二十三日	社司
同	加茂神社	味鋤高日子根命外三柱神	不詳	十月二十五日	四月十九日	社司 河原 重喜
					十一月二十三日	社司
					四月十九日	社司 杉山 壽守
					十一月二十九日	社司
					三月十五日	社司勳八等 武夫
					十一月二十三日	林
					四月十日	社司 片山 舍泰
					十一月二十八日	
					四月十七日	社同 松岡 重泰
					十月二十七日	
					四月十六日	社司 湯淺 武夫
					十一月十六日	
					四月二十五日	社司 松岡 鳳夫
					十一月二十三日	

村社	戸嶋神社	大己貴命 伊弉諾命	不詳	十月四日	四月九日	社掌 小崎 彈正
同	吉田神社	天兒屋根命外八柱神	不詳	十月十日	十一月二十三日	同
同	八幡神社	倉稻魂命外六柱神	不詳	十月十日	四月十日	同
同	古川神社	大山祇命	天智天皇御宇	十月二十六日	十一月十五日	同
同	八幡神社	國常立命外二柱神	不詳	十月十七日	四月二十六日	社掌 河原 重喜
同	芳野神社	素盞嗚尊外八柱神	不詳	十月十七日	十一月二十五日	社掌 平島齋治郎
同	珍敷神社	大己貴命	後朱雀天皇長曆元年	十月十三日	四月十七日	社掌 杉山 鎌鏡
同	鏡作神社	大己貴命	後一條天皇長久四年	十月二十五日	十一月二十三日	
同	森原神社	天穗日命			四月十三日	社掌 平島齋治郎
同	原神社	天穗日命	不詳	十月九日	十一月五日	同
同	高山神社	譽田別命 天穗日命	不詳	十月十五日	五月一日	社掌 宮尾 實
同	八幡神社	品陀和氣命	材上天皇康保二年	十月十五日	十二月八日	
同	大野神社	天津彥彥火瓊々杵尊 田別命	聖武天皇天平五年	十月二十日	四月十五日	社掌 植畠 時義
同	中谷神社	伊邦那岐命外十一柱神	不詳	十月十五日	十一月二十三日	
同	神田神社	大國主命外八柱神	不詳	十一月一日	五月九日	社掌 岡本 正朝
同	久田神社	高龍神外九柱神	不詳	十月十六日	十一月二十三日	社掌 岡本 正務
					四月八日	社掌 照尾 豐
					十二月八日	
					四月十五日	社掌 國上 吉明
					十一月二十三日	
					四月十四日	社掌 大山 行資
					十二月十六日	

糸	同	保喜神社	五十猛神外十四柱神	不詳	十月十日	五月五日 十二月一日
羽	同	羽出神社	伊邦那岐命外十柱神	不詳	十月九日	社掌 大山林治郎 五月一十日 十月一十三日
奥	同	奥津神社	品陀別命外五柱神	不詳	十月一日	社掌 缺員中 五月五日 十一月二十三日
上	同	上齋原神社	大穴牟遲命外十一柱神	不詳	九月十六日	社掌 岡本 鎭正 五月一日 十一月二十三日
幸宮	同	幸宮神社	猿田彦神外七柱神	文武天皇慶雲年間	十月二十日	社掌 渡邊 茂美 四月二十日 十一月二十三日
香々美	同	香々美北神社	大山祇命外十柱神	不詳	十月二十日	社掌 有木惣十郎 四月二十日 十一月二十三日
三鏡	同	三鏡神社	大響田別命 國主命	不詳	十月十八日	社掌 林 武夫 四月十八日 十一月二十八日
大隅	同	大隅神社	大己貴命 少彦名命	後水尾天皇元和六年	五月五日	同
日吉	同	日吉神社	大己貴命	不詳	十月二十九日	社掌 缺員中
八幡	同	八幡神社	息長足媛命	不詳	十月十五日	社掌 横林 正
飯綱	同	飯綱神社	倉稻魂命	不詳	十月二十日	社掌 松岡 重泰 四月二十日 十一月二十四日
山西	同	山西神社	菟道稚郎皇子	不詳	十月十二十日	社掌 片山 舍泰 三月一日 十二月一日
高良	同	高良神社	武内宿禰命	不詳	十月二十日	同
陽地	同	陽地神社	伊邦那岐神 伊邦那美神	不詳	十月二十日	同
勝部	同	勝部神社	彦火出見命外五神	不詳	十月十五日	社掌 松岡 重泰 四月十五日 十一月二十三日
畑	同	畑神社	高皇產靈神外二柱神	不詳	十月十五日	社掌 缺員中

材	同	大田神社	大物主櫛甕魂神外二柱神	不詳	十月十五日	社掌 缺員中
八幡	同	八幡神社	響田別命	不詳	十月十五日	四月十六日 十二月一日
齋	同	齋神社	稚日靈命外二柱神	崇神天皇御宇	十月十五日	社掌 松岡 重泰
上部	同	上部神社	響田別命	欽明天皇御宇	十月十五日	社掌 易 一 四月二十四日 十一月二十四日
綾部	同	綾部神社	響田別命外四柱神	欽明天皇御宇	十月十九日	同 四月二十三日 十一月二十三日
吉見	同	吉見神社	大日靈尊 大己貴命	文德天皇仁壽元年	十月十九日	同 三月二十日 十一月十八日
高倉	同	高倉神社	伊弉諾命外四神	不詳	十月二十日	社掌 水島喜美藏 四月二十四日 十一月二十三日
高田	同	高田神社	若宇迦賣命外六柱神	不詳	十月十七日	社掌 野山 繁雄
倉見	同	倉見神社	大物主命外三柱神	花園天皇正和三年	十月五日	社掌 前橋七郎治 四月三十日 一月三十日
金刀比羅	同	金刀比羅神社	大穴牟遲命外十八柱神	不詳	十月十日	社掌 小野田淺夫 四月十日 十一月二十三日
津川	同	津川神社	素盞嗚命外五柱神	不詳	十月三十日	同 前橋七郎治
上加茂	同	上加茂神社	素盞嗚命外三十一柱神	不詳	十月十五日	社掌 小野田淺夫
八幡	同	八幡神社	響田別命外四柱神	文武天皇慶雲二年	十一月一日	社掌 湯淺 占則 三月十五日 十一月二十三日 四月十五日 十一月二十九日
						社掌 小林 貞晴

第三節　神社由緒及ひ沿革

本郡内に於ける神社は國幣中社一・縣社五・鄉社十一・村社四十四にして、延喜式内社二社、六國史所載神社は式内社を除きて二社、創立年代の之に準ずべきもの亦尠からず。以上につきて其の由緒並に沿革の大要を記せ

は左の如し、

（一）國幣中社

□中山神社　所在　一宮村大字西一宮

長良嶽の麓に鎭座し往古は中山、仲山とも呼ばれ、大明神或は大神宮の尊稱ありて、古來美作の一宮として崇祀せらる。祭神は金山彦命と稱せらるれども、社傳には鏡作尊（鏡作祖石凝姥命の御事）相殿大己貴命、瓊々杵尊となし、或は大己貴命又は吉備津彦命とも傳へらる。社傳によれば慶雲四年四月三日の創立にして、朝廷の御崇敬甚だ厚かりしかば、貞觀二年正月二十七日神階正五位下より從四位下に進み、同六年八月詔によりて官社に列せられ、翌貞觀七年七月二十六日從三位に、同十七年四月五日正三位に陞り、延喜式名神大社たり。後神階正一位に進む。

天慶中平將門關東に叛きし時、及び嘉承中源義親出雲を亂せし時共に其の誅伏を本社に祈りて靈驗あり。又弘安中元冦の難あるや、鎌倉幕府は使臣を派して戰捷を祈らしめ、後又奉幣使を遣はし神田を献じて神恩を奉謝せり。文明中赤松政則美作を領するや、家臣に命じて年毎に祭資を献供せしむ。後國内大に亂れ、天文二年苫田の亂民蜂起して本社に據り、尼子晴久に抗す。晴久祈誓する所あり、火を本殿、廻廊、瑞離、末社等に放ち、以て大に兇徒を討滅せり。是に於て其の將屋貫幸保をして社殿を造營せしめ、永祿二年四月五日御遷座を奉仕せり。其の本殿は現存して今特別保護建造物たり。其の他毛利元就・浦上宗景亦本社を崇祀せり。慶長九年三月國主森忠政社領三十石を寄せしが、同年十一月加增して七十石となし、寛政十二年正月長權更に十石を加增せり、元祿

十年幕府森氏の領土を收むるに及び、藏米を以て、之に代へ松平氏入封するに及び年々祭資料として廩米を奉り屢々家臣を率ひて祭祀に參拜せり。

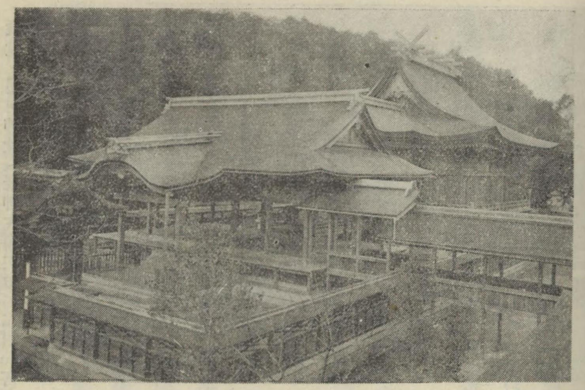

中山神社

明治四年六月國幣中社に列せられ、宮司以下の神職を補命し社頭に奉仕せしめ、一社の經費は國費を以て支辨せしめらる、明治四年十一月及び大正四年十一月に於ける大嘗祭、明治二十二年二月に於ける憲法發布奉告祭、明治三十七八年戰役及び大正三年乃至七年戰役の際に於ける宣戰並に平和克後の際には何れも勅使を參向せしめて奉告の典を擧げしめ給ひ、又毎年の例祭には御内帑より、祈年祭及び新嘗祭には國庫より、幣帛を供進せられ何れも奉幣使を參向せしめらる。又大正十五年五月皇太子殿下の津山行啓に際しては特に御使を參向せしめ給へり。

境内には本殿の外、拜殿・釣殿・神樂殿・籠殿・四足門・神厩・中門・瑞垣・神庫・神饌所・社務所等あり。境内は廣濶森嚴にして御手洗川の清流社前を流れ、賽者をして自ら襟を正さしむ。

掘社　國司神社（祭神大國主命）元西一宮字國司に鎭座ありしを明治十年八月本社境内に遷座せり。

末社　總神殿（祭神美作古社神諸外二十五柱神）大正二年西苫田村村小社並びに末社水晶石神社・同齒良神社同天滿宮無格社大森神社外十五社を合祀す。

末社　猿田彦神社（祭神猿田彦神）同御先神社（祭神御先神）共に由緒不詳。

（三）縣　社

□ 高野神社　所在　二宮村字高野

高野神社

彦波限建鵜葺葺不合尊を祀り、大己貴命・鏡作尊を相殿とす。社傳によれば安閑天皇二年の鎭座と稱せられ、貞觀六年八月神階從五位下より從五位上に、同十七年三月更に正五位下に陞り、延喜式名神に列す。一宮總社と並びて、美作三大社の名ありて本社は二宮と稱せらる。されば中世以降に至りても武門武將等或は社殿を修造し祭祀の制を定め、或は神田を寄せ祭具神馬等を獻じ、山名・尼子・毛利・吉川・小早川・森・松平の

諸氏累代社領又は祭資を寄せて崇祀を懈らず。

明治六年鄕社に列せられ、同十三年七月縣社に進めれ、同三十九年十二月神饌幣帛料供進神社に指定せらる。本社の東數十歩石段下に神門あり。傳へて曰ふ「建久二年島津宋女頭右大將源頼朝の命を受けて作事奉行となり番匠飛彈匠をして之を造らしむ」と。今尙舊態を存じ一代の名工が斧鉞の痕を偲ばしむ。境内廣く古檜老杉鬱蒼として靈籟常に滿つ。

末社に御先神社（祭神專女神）八幡神社（祭神應神天皇）龍神社（祭神高龍神）廣瀨神社（祭神國常立命外二十一柱神）同德王神社（祭神彦五瀨命・三毛野命・神日本磐余彦命）不開神社（祭神玉依姫命）粟島神社（祭神少毘古名命）あり。

□ 作樂神社　所在　院庄村大字神戸字御館

後醍醐天皇を祭神とし贈從三位兒島高德公を配祀す。此の地は元弘二年三月後醍醐天皇隱岐に御遷幸の途次御駐輦あらせられ、忠臣兒島高德公潛に行在所に詣り、芳芽爛漫たる櫻樹に十字詩を題して滿腔の赤誠を表し奉り是に於て天皇回天の叡旨を堅くし給ひし靈蹟にして、明治二年津山藩主松平慶倫朝裁を仰ぎ神社を創立し、同年十一月二十七日夜後醍醐天皇の大御靈及び兒島公の神靈を神殿に鎭祭し、始めて作樂神社と稱し奉る。（作樂は即ち櫻の義なり）

明治十年三月特別の由緒あるを以て縣社に列せらる。同十六年八月六日朝廷兒島公に正四位を贈り。同三十六

年十一月十三日更に從三位を追贈せらる。明治三十九年十二月神饌幣帛料供進の神社に指定せらる。

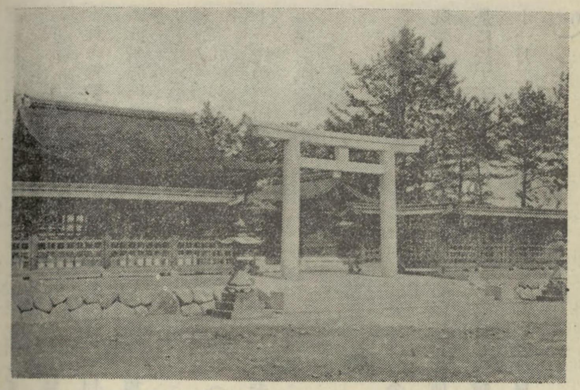

作樂神社

本社は斯く特殊の由緒によりて創立せられたる神社なるを以て一定の氏子を有せず、從つて維持費の出資者なく、遂に社殿の頽廢を見るに至りしかば有志相謀りて保存會を組織し、各皇族方を始め廣く四方の義捐を求む內務省亦資金を下付して之を助け明治二十六年社殿の修理を了へ、尙且神田若干を購ひて保存の資となす。明治四十年名優川上音二郎の献金によりて拜殿及び社務所を改築す。大正三年有志相謀りて再び保存會を起し、宮內省を始め廣く朝野の協力を仰ぎ資金を集め、大正十年十二月工を起し、同十五年三月に至りて神殿・拜殿・廊下・附屬舍透塀・石鳥居・石橋及び表參道の新設を竣へ、同年四月十一日正遷座祭を擧行せり。

斯く特別の由緒ある神社なれば北白川宮能久親王・賀陽宮常憲王・久邇宮邦彦王の各殿下並に乃木大將を初め名士の參拜枚擧に遑あらず。近く大正十五年五月二十三日皇太子殿下津山行

に路あらせらるゝや、特に御使の御差遣ありしは世人の記憶に新なる所なるべし。

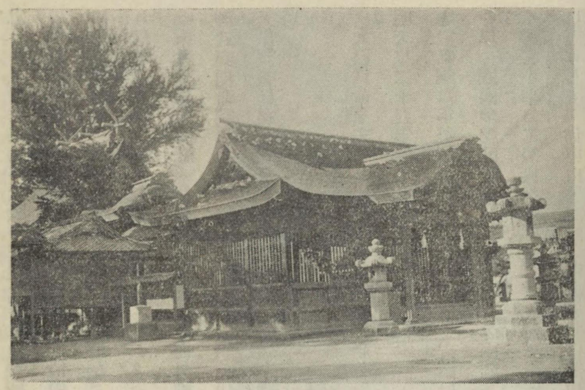

德守神社

□ 德守神社 所在 津山町宮脇町

天照大日靈尊を奉祀し、國常立尊伊弉諾尊・月讀尊・譽田別尊を相殿に祀る。天平五年癸酉の勸請にして王朝の頃は中山高野等の九神と共に總社に神幸して國司の親祭を享けし舊社なり天文八年三月四日火災ありて祠宇灰燼す。當時國內群雄割據互に爭奪を事とせしを以て僅に祠宇を再建せしのみにて甚だ振はず。慶長九年國主森忠政築城に當り先づ社殿を造營して津山城下の總鎭守となし、小田中村の地七十石を神領となす。寛永十二年正月森長繼又十石を增附したれば社領一宮總社に同じ。寛文三年長繼の奏請により神階正一位に進む翌四年社殿を改築して規模を宏壯にし、八月二十三日正遷宮を奉仕す。(現存の社殿即ち是なり)後松平氏神米若干を寄附し、領內九社の第一位に定む。文政四年松平齊孝の奏請によりて大神宮の稱を賜ふ。明治六年三月縣社に列せられ。明治三十九年十二月神社幣帛料供進の神社に指

定せらる。大正九年社殿の修理社務所の新築を行ふ。

中古以來又一に勅使の宮の名あり。俚俗の傳ふる所に據れば往昔清閑寺大納言勅を奉じて出雲に下り小田中村に於て薨ず。村民之を悼みて其の地に祀る。德守は其の名にして一に勅使の宮といふは此の故なりとなす。固より信を置き難けれども錄して參考となす。

末社に住吉神社（祭神表筒男神・中筒男神・底筒男神）惠比須神社（祭神事代主神猿田彦命）鹿島香取神社（祭神武甕槌命經津主命）陰陽二柱神社（祭神伊弉諾命・伊弉冊命）荒神社（祭神須佐之男命）八幡神社（祭神應神天皇）春日神社（祭神天兒屋根命）大國主神社（祭神大國主神）藥祖神社（祭神少毘古那命）の數社あり。

□ 總社

所在　西苫田村大字總社字龜甲山

大己貴命を主祭し、鏡作命鵜葺不合命を相殿に祀り、尙ほ美作國內六十五鄕の諸神を合祀す。社傳によれば欽明天皇二十五年始めて相逢谷の西今尙本館と稱する地に大己貴命を奉祀せしが、慶雲四年八月今の社地に遷祀すと、私銅六年美作國の創置せらるゝや、國府を此の地に設けられ、翌年津守通美作守となりて赴任するや。本社を以　國國の總社となし、中山高野の兩社を相殿に祀り、美作國內六十五鄕の諸社を合祭し、祭日には國司親しく神官を率ゐて祭典を擧げたり。文治以降國府廢滅に歸し、國司の赴任も絕え、古式の祭典も漸く改廢せらるゝに至りしも、尙中山・高野の兩社と共に美作の三社と稱せられて州人の最も尊信せる社なり。往時は每年重陽の日中山・高野兩社の神輿を始め苫田郡內德守・大隅・大宮・矢劍・久保等八社の神幣を捧げ、境內客社に參集し

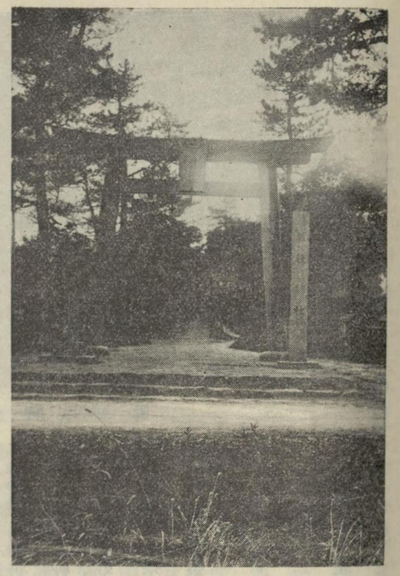

總　社

て佳節の祭典を執行するの古式あり。古來守護地頭の崇敬厚く慶長九年國主森忠政中山・高野の二社と同じく社領七十石を寄進す。今の社殿は明曆三年森長繼の造營せし所にして現今特別保護物に指定せらる。明治三十九年十二月神饌弊帛料供進の神社に指定せらる。

末社に天滿神社（祭神菅原道眞公）稻荷神社（祭神倉稻魂神）南神社（祭神金山彦神・應神天皇・伊弉冊命外十八柱神）御崎神社（祭神倉稻魂神）あり。

□ 大隅神社

所在　津山町大字上之町字丹後山

大己貴命少彦名命を祀る。往古此の地の住人豐手といへるもの國作まし、出雲日隅宮の大神を勸請して初めて大隅宮と稱し奉りしといふ。和銅以降中山高野等の九社共に每歲總社に神幸して國司の奉幣に預りし古社にして初めは林田村大字林田字大隅の地に鎭座ありしを、元和六年三月二十三日國主森忠政今の地に遷祀して津山町宮

川以東の産土神となし、社領二十石を寄進す。後松平氏亦年々廩米若干を附與し、封内八社の一となす。今の本殿は貞享三年八月森長成の建立せし所にして、拜殿及び幣殿は明和元年十一月松平康致る建造に係る。

明治五年鄕社に列せられ、同十六年縣社に進む。明治三十九年神饌幣帛料供進の神社に指定せらる。

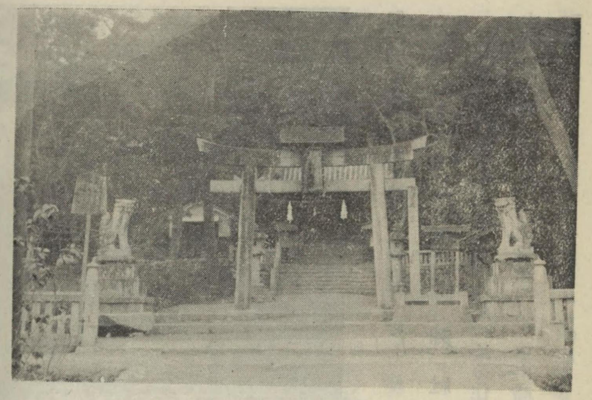

大隅神社

末社に稲荷神社（祭神倉稲魂神）荒神社（祭神素盞嗚命）蛭子神社（祭神蛭子命）八幡神社（祭神應神天皇相殿仲哀天皇）市杵島神社（祭神市杵島姫命）天滿宮（祭神菅原道眞命）猿田彦神社（祭神猿田彦命）の諸社あり。

（三）鄕社

□小田草神社　所在　小田村大字小田字小田草山

祭神を高皇産靈神・神皇産靈神・天兒屋根命・天太玉命・少彦名命とす。本社の南に一穴あり、小田草池と號す。又一に龍穴と云ふ。穴口方三尺深さ測るべからず。傳へ言ふ

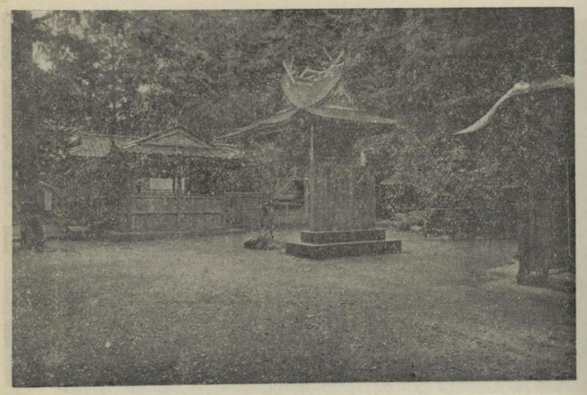

小田草神社

昔此地大蛇あり神龍に化し淵に潛むこと一千年一夕衆に託し廟を建て奉祀せしむ。池水頓に乾き唯一穴を存す今の龍穴是なりと或は曰く是れ勸請の始めならんかと、社傳に曰く、右大將源頼朝再建、曆應五年齋藤次郎實頼再建、元祿年間神主田邊掃頭頭祐永再建、嘉永五年再建、明治三十年祝融の災に罹り同三十七年再建すと。是より先明治六年鄕社に列せらる同四十一年氏子内各神社四十二社を合併し、其の祭神、須佐之男命・經津主命・三穗津姫命・天兒屋根命・天太玉命・少彦名命・大山祇命・火產靈命・大國主命・菅原神・倉稲魂命・金山彦命・品陀和氣命・保食神・足仲津日子命・息長帶比賣命・狂津日子命・武甕槌命を本社に合祀す。明治四十四年十二月神饌幣帛料供進神社に指定せらる。

□布勢神社　所在　富村大字富西谷

素盞嗚尊・櫛稲田媛命を祀りしが、明治四十二年四月布津主命・大山祇命・大國主命・武甕槌命・宇賀魂命・大山祇命荒魂・大穴牟遲命・大山津見神和魂・脚摩乳神・手摩乳神・賀夜奈

流神・建御名方命・下照媛命・草野媛神・清之陽山主狹漏彦八島篠神を合祀す。

初め本社は出雲布勢郷鎭座八重垣神社を分祀せるものにして中古以降富・中谷・奥津・齋原等の總鎭守にして、布勢の大社と稱せられ、其の祭事も御田植祭・神軍祭ありて最も殷賑なりきといふ。

明治の初郷社に列せられ、明治三十九年神饌幣帛料供進の神社に指定せらる。明治四十二年村内無格社三十社を合祀す。

貞觀六年八月神階位五位上に叙せられたる美作加佐美神を以て、本社に擬するものあり、其の當否を知らずと雖も錄して參考とす。

末社に齋神社（祭神事代主命・倉稻魂命・保食神）素盞嗚神命（祭神素盞嗚神荒魂・軻過突智命・連須佐之男命・猿田彦命八十狂津日神）福井神社（祭神鳴雷神外十五柱神）あり。

布勢神社

□泉嵜神社　所在　泉村大字蓑野

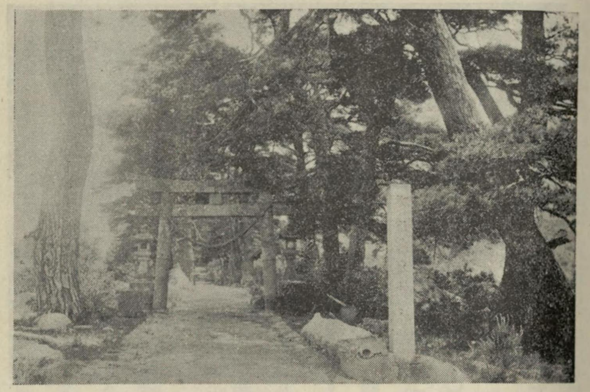

泉嵜神社

大山祇命を祀り、天之狹土命・國之狹土命・天之闇戸命・國之闇戸命・天之水分命・國之水分命・天之久比奢母智神・國之久比奢母智神及び須佐之男命・奇稻田昆賣命・野槌神磐長媛神・大國主命・大物主神・高於加見神・狂津日神・若山咋神・大日靈貴命を相殿に祀る（須佐之男命以下十柱神は明治四十二年合祀）

本社は弘仁十四年の創建に係り、作北の靈峯泉山の中後に位し、射水山口權現と稱せられ、久田十二ケ村の總鎭守なり。往昔は上中下の三宮ありしを、明治五年十一月合併して現位置に轉社す。明丼の初郷社に列せられ、明治三十九年神饌料幣帛供進の神社に指定せらる。今久田下原に、鳥居越の地名あり。又井阪に鳥居場の地字を存し、傳へて各一の鳥居、二の鳥居の跡なりといふ。以て往時の規模の如何に宏壯なりしかを窺ふに足らん。

□白加美神社　所在　西苫田村大字小田中

天照皇大神・天忍穗耳尊・瓊々杵尊・彦火々出見尊・幸魂月讀尊・鸕鷀草葺不合尊を祭神とし、天兒屋根尊・